



くまとり 包み支え合うまち計画 2024



熊取町第5次地域福祉計画
熊取町第5次地域福祉活動計画

令和6年3月



はじめに

「みんなが主役！笑顔と希望を広げるまち」の実現に向けて



本町では、平成16年3月に「熊取町地域福祉計画」を策定して以来、これまで3回の改定を行い、福祉施策の充実に取り組んでまいりました。

しかしながら、近年、少子高齢化が急速に進み、核家族化や地域のつながりの希薄化の進行とともに、医療・介護の需要の増加、ひきこもりなどによる社会的孤立や生活困窮など、福祉の問題は複雑かつ多様化し、現状のしくみでは解決出来ない、対応しきれない問題も生じてきております。

このたび改定いたしました「熊取町第5次地域福祉計画・熊取町第5次地域福祉活動計画」は、これまでの計画の方向性を継承し、社会福祉協議会との連携を深めつつ、高齢者や障がい者、子どもなどすべての人々が暮らし、生きがい、地域を共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた、相談支援、参加支援、地域づくり支援を一体的に実施していく「重層的支援体制整備事業」や「成年後見制度利用促進計画」、「再犯防止推進計画」を包含し、愛称も新たに「くまとり包み支え合うまち計画2024」としました。

計画を推進していくためには、行政のみならず、地域の皆様が主体となって取り組んでいただくことが重要になりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、ご尽力いただいた委員の皆様をはじめ、アンケートやワークショップにご協力いただき、貴重なご意見やご提言をいただきました多くの皆様方に、厚くお礼を申し上げます。

令和6年（2024年）3月

熊取町長 藤原 敏司

はじめに

「地域福祉を担うひとづくり」をめざして



近年、少子高齢化の進展や家族形態の変化等により地域社会をめぐる環境が大きく変化しています。

また、コロナ禍の影響により、外出や地域活動の自粛を余儀なくされた結果、「人と人とのつながり」の希薄化が進み、高齢者や障がい者、子育て世帯などを含め、誰もが安心して暮らせる社会の仕組みがあらためて問われています。

こうした中、熊取町が策定する「熊取町地域福祉計画」と連携を取り、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進するために、一体的に「熊取町第5次地域福祉計画・熊取町第5次地域福祉活動計画」を策定しました。

この計画では、「みんなが主役！笑顔と希望を広げるまち」を基本理念とし、住民・熊取町・社会福祉協議会・福祉サービス事業者等が協働することでさまざまな困りごとに対応できるような支え合いの地域づくりを推進していくこととしています。

そのためにも、住民同士で地域福祉について話し合え、誰もが活躍でき、福祉の心を育む場が積極的に展開できるよう地域住民、福祉委員、民生委員児童委員などの各種団体、関係機関の皆さまには、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご多忙のところ多くの貴重なご意見をいただきました地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会の皆様、アンケートにご協力いただきました住民の皆様、社会福祉施設、小中学校の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和6年（2024年）3月


社会福祉法人 熊取町社会福祉協議会

会長 **前田 美穂子**

目 次

序論	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の策定体制.....	9
4. SDGs への取組	11
第1章 町の現状と課題	14
1. 地域の概況.....	14
2. アンケート調査結果から.....	21
3. 福祉教育に関する小・中学校アンケート調査結果から.....	33
4. 地域貢献委員会に関するヒアリング調査結果から.....	35
5. 地区別ワークショップから.....	37
6. 地域福祉推進の課題.....	50
第2章 計画の基本的な考え方	56
1. 基本理念.....	56
2. 本町における地域福祉のネットワークイメージ.....	57
3. 施策展開の基本目標.....	58
第3章 地域福祉の推進に向けた取組	62
基本目標1. 地域福祉を担うひとづくり.....	62
基本目標2. 助け合い、支え合いがひろがる地域づくり.....	67
基本目標3. 受けやすい相談とサービスの仕組みづくりと提供.....	77
基本目標4. 人権が尊重されるまちづくり.....	90
第4章 計画の推進に向けて	102
1. 計画の推進体制.....	102
2. 計画の進行管理.....	104
参考資料	106

ポイント一覧

本計画をお読みいただくにあたり、ポイントとなる箇所を以下のとおりお示しします。ポイントとなる箇所には、 がついています。

No.	ページ	内容
1	6	町と社会福祉協議会の連携・協働による地域福祉の推進
2	22	地域共生社会の認知度（住民アンケート調査結果）
3	26	地域で助け合う活動への参加意向（住民アンケート調査結果）
4	32	今後の福祉のまちづくりに期待するもの（住民アンケート調査結果）
5	50	地域福祉推進の課題
6	56	計画の基本理念
7	64	地域の福祉活動を支える新たな人材の育成に関する取組
8	66	福祉人材の育成支援に関する取組
9	68	小地域ネットワーク活動等の地域における活動への支援に関する取組
10	72	多様な主体による地域福祉活動の推進
11	77	福祉サービスに関する情報提供の充実に関する取組
12	79	重層的支援体制の整備
13	82	受けやすい相談窓口の体制の充実に関する取組
14	85	再犯防止施策の推進に関する取組
15	96	成年後見制度の利用促進に関する取組
16	102	計画の担い手

序論



【地域共生社会】



資料：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ

(社会福祉法第106条の3)

(改正社会福祉法第106条の4)



序論



1. 計画策定の趣旨

少子高齢化や単身世帯の増加、ひきこもりなどによる社会的孤立などの影響により、これまでの状況とは変わって、人々が暮らしていくうえでの新しい課題が生まれています。さらに、同じ世帯において高齢の親を介護しながら子育てすることもあるなど、さまざまな分野の課題が絡み合い、より複雑化しています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、外出や地域での活動が制限され、従来のさまざまな活動が停滞し、社会的な孤立感が高まる等、住民の生活に大きな影響を及ぼしました。このことは、社会とのつながりや人と会うことの大切さを意識するきっかけにもなりました。

一方、これまでの社会福祉制度は、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者など、それぞれの分野に分かれているため、「縦割り」的な側面が多く、例えば、「高齢で障がいがある」など分野をまたがる場合やどの制度も対象とならない場合、支援を必要とする人が自ら相談に行けず、地域の中で孤立しがちな場合にはあまり適切に機能しないなどの弱点が指摘されていました。

また、「支援する側」と「支援される側」というような区分けも存在していました。しかし、地域社会においては、「支援しながら支援される」「支援されながら支援する」ということも実際に起こりえます。具体的には子育てをしながらボランティア活動に参加している方、高齢であっても地域のお手伝いをする方もいます。同じ悩みを持つ方が対等な立場で話を聞き合い、共感し仲間同士で支え合うなども想定されます。

こうした中、地域の中で孤立することなく一個人が尊重され、常に地域や人とつながっている、安心できる生活を送ることをめざした地域社会を実現するためには、地域における人と人のつながりを再構築することが求められます。

また、個人や世帯の困りごとを受け止め、包括的に支援していくことが必要とされています。

このため、平成 29 年には、社会福祉法が介護保険法などとともに改正され、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と地域の資源が世代や分野を超越して「丸ごと」つながる「地域共生社会」の実現をめざす方向性が示されました。

また、「重層的支援体制整備事業」を創設することを柱とする社会福祉法等の一部改正法では、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施して、「断らない包括的な支援体制」を構築可能にすることが求められています。



2.計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

「地域福祉計画」は、「社会福祉法」第107条に基づき、地域のさまざまな課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などを計画的に整備するための計画です。

さらに、国の動向を踏まえ、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項に基づく、町としての「成年後見制度利用促進基本計画」を含むものとします。

また、当該計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条の規定に基づき、具体的な施策を計画的に推進するために策定する「地方再犯防止推進計画」を含むものとします。

「地域福祉活動計画」は、「社会福祉法」第109条に「地域福祉の推進を図ること」と規定されている社会福祉協議会が中心となって策定する計画です。一般的には“地域福祉を効果的に実行するための具体的な行動などについて、住民の立場から策定する計画”と位置づけられています。

社会福祉法（抜粋）

（福祉サービスの基本的理念）

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

社会福祉法の一部改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）の概要

- 1 「我が事・丸ごと」の地域福祉の推進の理念を規定（第 4 条関係）
- 地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
 - 地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題※について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す。
- 2 市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定（第 106 条の 3 関係）
- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
 - 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制
- 3 地域福祉計画の充実（第 107 条関係）
- 市町村が地域福祉計画の策定の努力義務化
 - 計画策定後に定期的に調査、分析及び評価を行うよう努めること
 - 高齢者、障害者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載すること

※福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題

(2) 他計画との関係性

「社会福祉法」第 107 条は、地域福祉計画には「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を盛り込むこととしています。

つまり、地域福祉計画は福祉分野の上位計画として位置付けられ、各福祉の「個別計画」に基づく個別支援が、同じ方向に進むように、支援が共通の方向で連続して提供されるようまとめ、束ねる役割を担っています。

また、本計画は、将来における本町のあるべき姿と進むべき方向について、基本的な指針を定めた最上位計画である「熊取町第 4 次総合計画」に掲げる福祉分野の各施策を推進するための基本計画としても位置付けられます。



第5期大阪府地域福祉支援計画

大阪府では、地域社会のビジョンとして、第5期大阪府地域福祉支援計画（骨子案）を示しています。その中で、地域福祉の推進原則を3つ示しています。

【1】人権の尊重と住民主体の福祉活動

- 全住民が、同和問題や女性、子ども、高齢者、障がい者などであることによって分け隔てられることなく、尊重し合いながら共生する社会の実現に取り組む
- 住民主体による福祉活動を通じて、幸せに暮らせる地域社会の醸成をめざす

【2】ソーシャル・インクルージョン

- 「支え手」「受け手」に分かれず、誰もが役割をもち、支え合いながら活躍できる社会をめざす
- 多様な主体による地域コミュニティの再構築と新たな公私の協働関係の構築に取り組む

【3】ノーマライゼーション

- 全ての人が、自分の意思であたりまえの日常生活ができる社会の実現をめざす

そして、地域社会のありようを次のように定めています。

- (1) 誰もが困ったときに身近なところで支援を受けられる地域社会
- (2) 地域のつながりの中で、ともに支え、ともに生きる地域社会
- (3) あらゆる主体の協働により福祉活動が実践されている地域社会

(3) 町と社会福祉協議会の連携・協働



町と社会福祉協議会はお互いを地域福祉推進の重要なパートナーとして、補強、補完し合う密接な関係のもと、一体的に地域福祉を推進しています。

地域の現状と問題点を取り込み、地域住民、福祉関係団体、福祉事業者、社会福祉協議会等と熊取町の協働による地域福祉活動を一層進めるため、社会福祉法に基づく「第5次地域福祉計画」及び「第5次地域福祉活動計画」を一体的に策定します。

【地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要】



社会福祉法(抜粋)

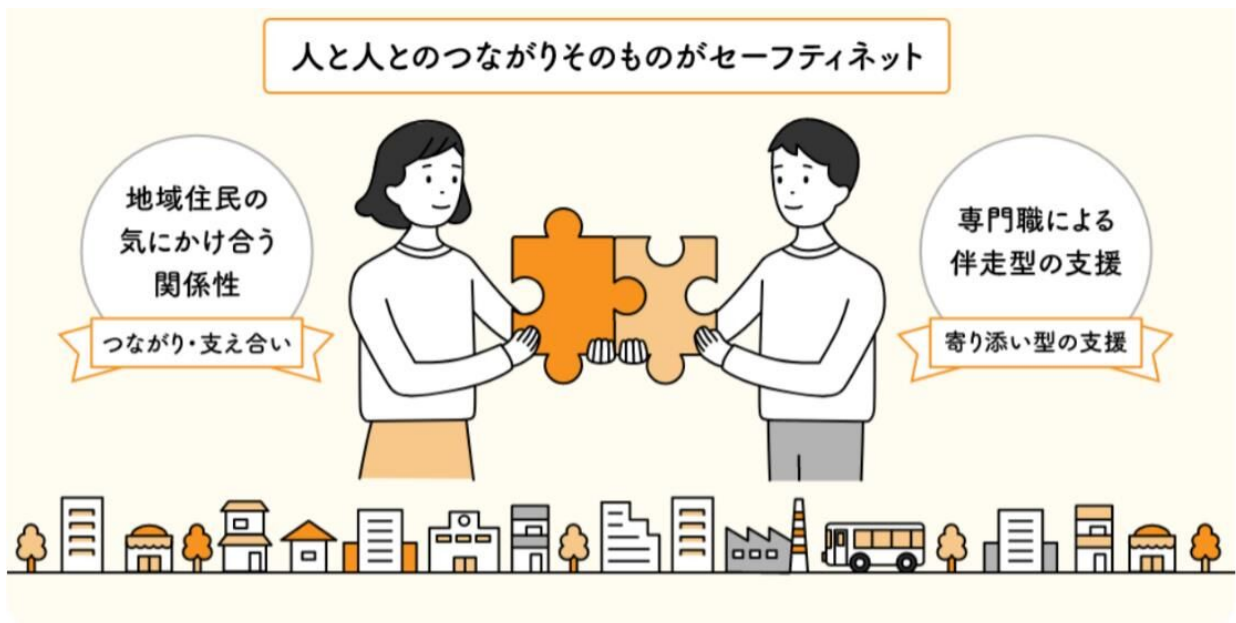
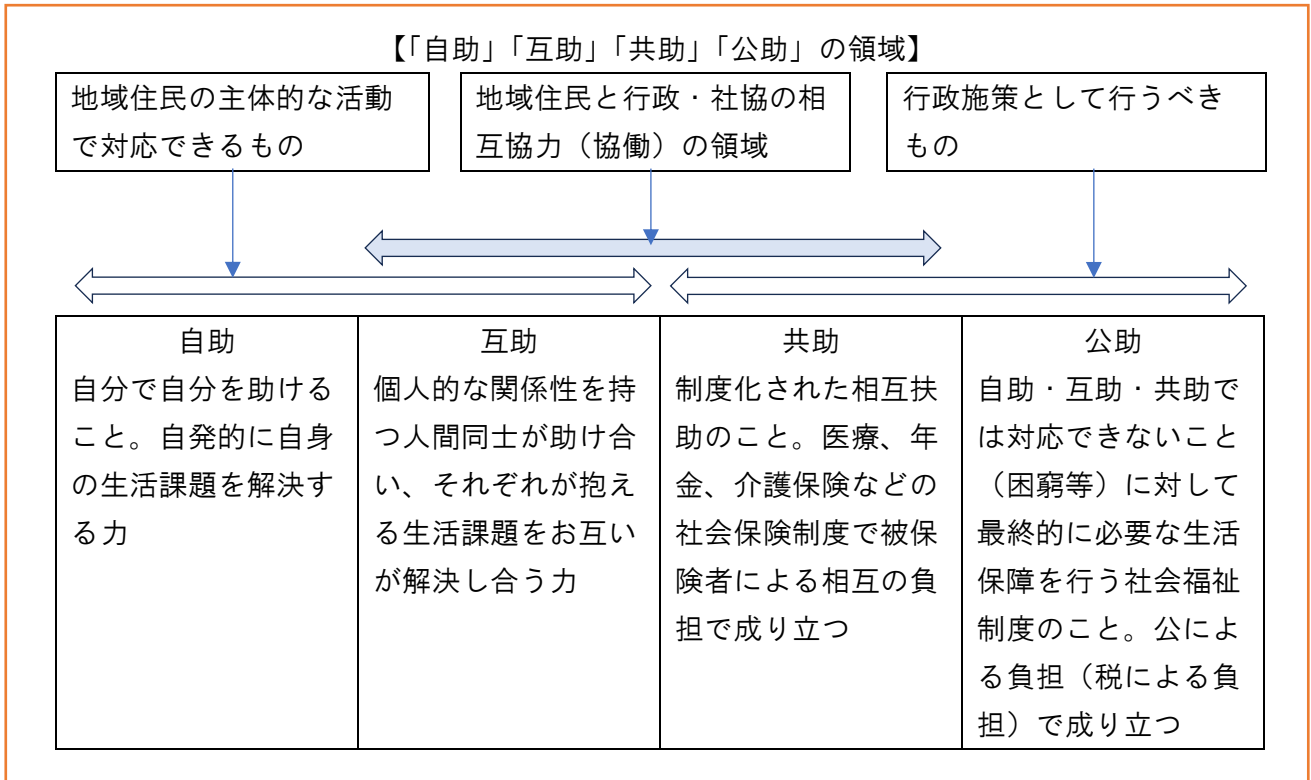
(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- 2～6 (略)

(4) 「自助」「互助」「共助」「公助」の関係性

日頃、身の回りで起こる問題は、まず個人や家庭の努力で解決し（自助）、個人や家族内で解決できない問題は隣近所と協力して解決するか（互助）、保険制度等の組織的な支え合いの力で解決し（共助）、地域で解決できない問題は行政の力（公助）で解決するといった、重層的な取組が必要となってきます。



資料：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

(5) 計画期間

本計画の期間は、国の指針である「市町村地域福祉計画策定ガイドライン」に基づき5年間とし、令和6年度から令和10年度までとします。

ただし、国や大阪府などの動向を踏まえて、また、社会情勢の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直しを行うものとします。

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
総合計画	第4次総合計画								
地域福祉計画・地域福祉活動計画	第4次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画			第5次地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画					
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第8期計画			第9期計画			第10期計画(予定)		
障がい者計画	第3次計画			第4次計画					
障がい福祉計画	第6期計画			第7期計画			第8期計画(予定)		
障がい児福祉計画	第2期計画			第3期計画			第4期計画(予定)		
子ども子育て支援計画	第2期計画			第3期計画					
健康くまとり21	第3次計画			第4次計画(予定)					



3.計画の策定体制

(1) 計画策定委員会の設置・審議

本計画は、地域で活動する住民団体の代表者や、福祉関係団体の代表者・福祉関係者などで構成する「熊取町地域福祉計画策定委員会」、「熊取町地域福祉活動計画策定委員会」（巻末名簿参照）において審議し、策定しました。

(2) アンケート調査の実施

①住民アンケート調査

地域との関わりや福祉に対する意識、ニーズを把握するため、本町に在住する18歳以上の住民及び校区福祉委員会委員、民生委員児童委員などの福祉活動関係者を対象としたアンケートを本町と本町社会福祉協議会との合同により実施しました。

調査票配布数	1,000 件
回収数	492 件
回収率	49.2%

※アンケート集計の注意事項：配布数1,000件のうち、福祉活動関係者が半数程度含まれているため、地域福祉に関心の高いその層からの回答率が高いと予想されること、また、解答した年齢層が高い層が多く、若年層の回答数が少ないため、集計結果としては、比較的高齢層の意見が反映されていると予想されます。

②社会福祉施設アンケート調査

社会福祉施設で本町社会福祉協議会地域貢献委員会に参加している13事業所を対象に、地域との関わり方や地域貢献への取組についてアンケートを実施しました。

調査票配布数	13 件
回収数	13 件
回収率	100%

③福祉教育協力校アンケート調査

本町社会福祉協議会福祉教育協力校連絡会に参加している町内の公立小・中学校8校を対象に、学校現場での福祉教育に関する取組についてアンケートを実施しました。

調査票配布数	8 件
回収数	8 件
回収率	100%

(3) ワークショップの実施

①校区福祉委員会・地域貢献委員会

小学校区ごとにワークショップ形式により、校区福祉委員会、地域貢献委員会から参加いただき、地域の課題や問題を洗い出し、その解決に向けて、助け合い、支え合いながらどのような取組をすれば良いか、地域や自分に何ができるかについて話し合いました。

②ボランティア連絡会

本町社会福祉協議会に登録するボランティア連絡会の各グループを対象に、ボランティアグループが地域の課題や問題を洗い出し、その解決に向けて、助け合い、支え合いながらどのような取組をすれば良いか、地域や自分に何ができるかについて話し合いました。

(4) パブリックコメントの実施

計画の策定過程において計画案を公表し、広く意見を求めるため、令和6年1月5日～同年1月19日の間、意見募集（パブリックコメント）を実施しました。



4.SDGs への取組

SDGs（エスディー・ジーズ）とは、持続可能な開発目標のことで、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、国としても積極的に取り組んでいます。

SDGsは、その基本理念として、貧困の撲滅をはじめ、世界中の「誰一人取り残されない」という、包摂的な世の中を作っていくことが重要であると示しています。これは、住民の福祉の増進を図ることを目的とする地方自治体にとって、目的を同じくするものです。こういったことから、町では、地域福祉計画の各分野において、SDGsの目標指標を意識して、自治体レベルでSDGsに取り組むものとしします。

本計画と関係の深いゴールをここに掲げます。

	<p>目標1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>		<p>目標10 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
	<p>目標2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>		<p>目標11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
	<p>目標3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>		<p>目標12 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
	<p>目標4 すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>		<p>目標16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
	<p>目標5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>		<p>目標17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
	<p>目標8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>		

第1章

町の現状と課題

第1章 町の現状と課題

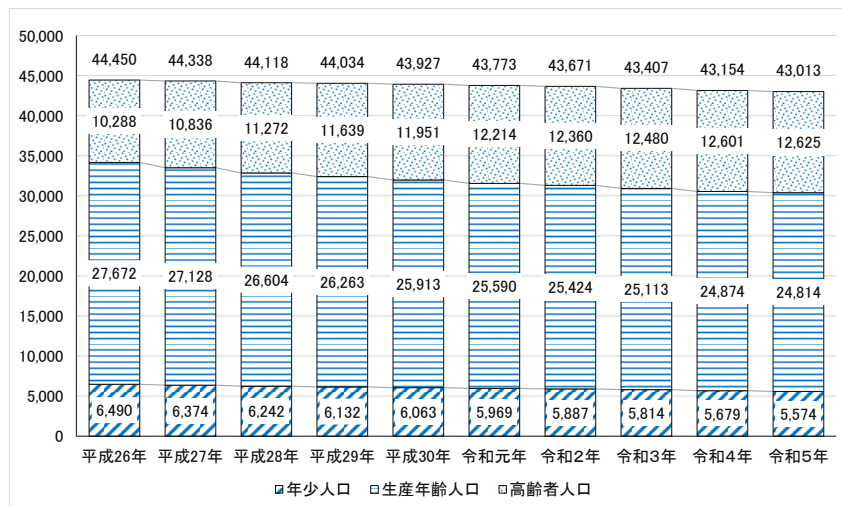


1.地域の概況

(1) 人口の推移

本町の総人口は、減少傾向で推移しています。年齢3区分別の人口推移をみると、年少人口及び生産年齢人口は減少し、高齢者人口が増加する少子高齢化が進行しています。本町のこの5年間の減少率は1.7%となっています。令和2年の国勢調査結果では、全国の市町村について、5年間の人口の増減をみると、増加したのは全体の17.3%、減少したのは全体の82.5%であり、5%以上人口が減少した市町村は全体の51.3%を占めています。

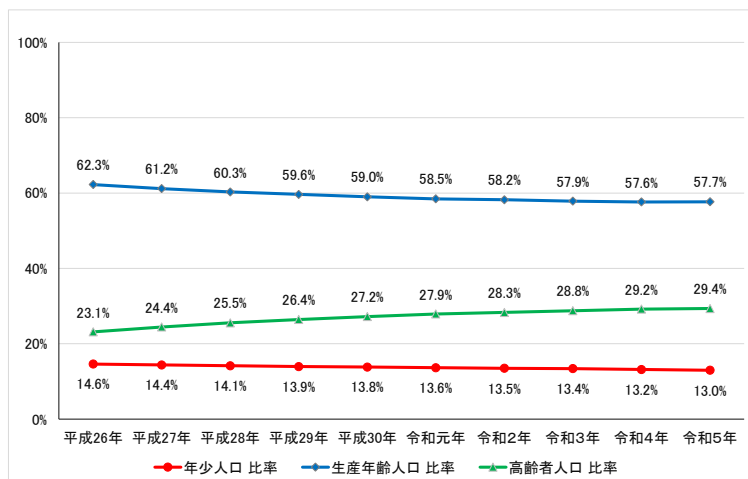
【年齢3区分別の人口推移（人）】



資料：総務省統計(各年1月1日)

少子高齢化の状況を、比率でみると、令和5年では、本町の年少人口比率は13.0%であり、高齢者人口比率は29.4%となっています。令和2年の国勢調査結果による大阪府の年少人口比率の平均は11.7%、高齢者人口比率の平均は27.6%となっており、本町の年少人口比率は大阪府より高くなっていますが、一方、高齢者人口比率は大阪府を上回っています。

【年齢3区分別の人口推移（%）】



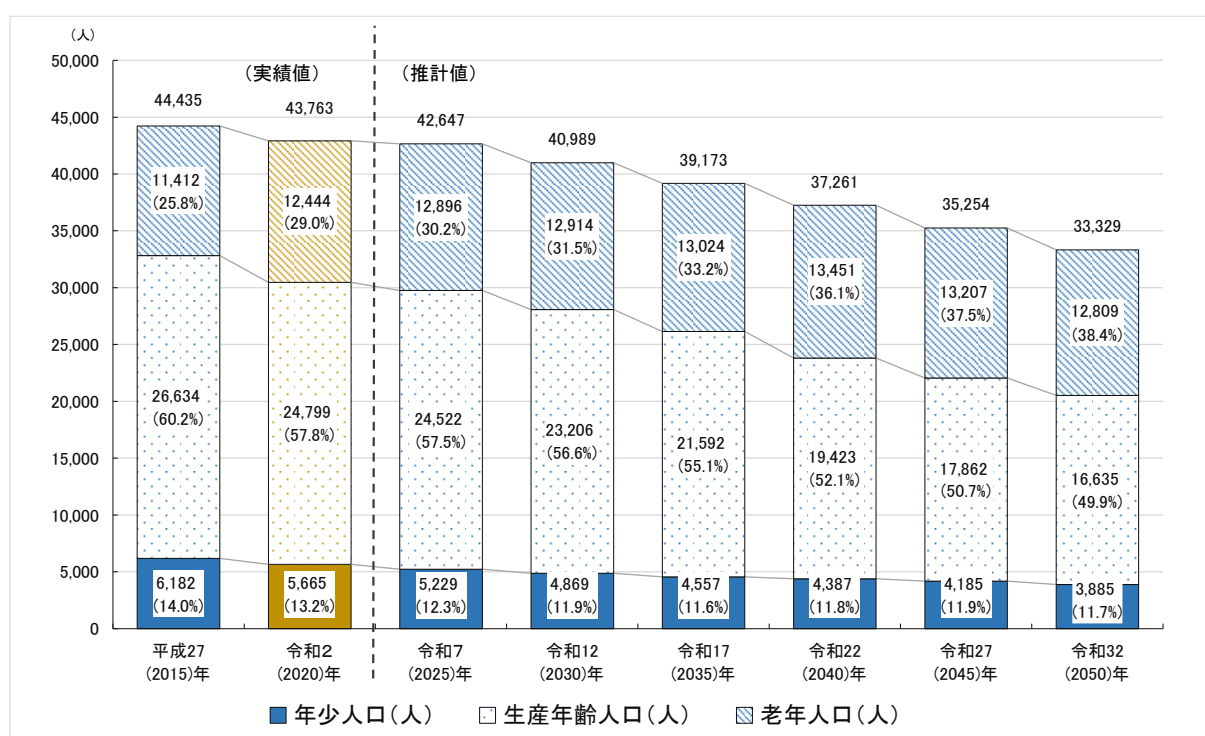
資料：総務省統計(各年1月1日)

(2) 人口の推計

国立社会保障・人口問題研究所は「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」をまとめています。この推計では、将来の人口を都道府県、市区町村別に求めています。推計では、令和2年の国勢調査をもとに、令和7年10月1日から令和32（2050）年10月1日までの25年間（5年ごと）について、男女年齢（5歳）階級別の将来人口を推計していますが、本町の将来人口は、33,329人まで減少すると推計されています。

平成30年の「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」では、減少傾向が進むと推計されていましたが、「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」では減少数が緩和傾向であると推計されています。

【人口推計】

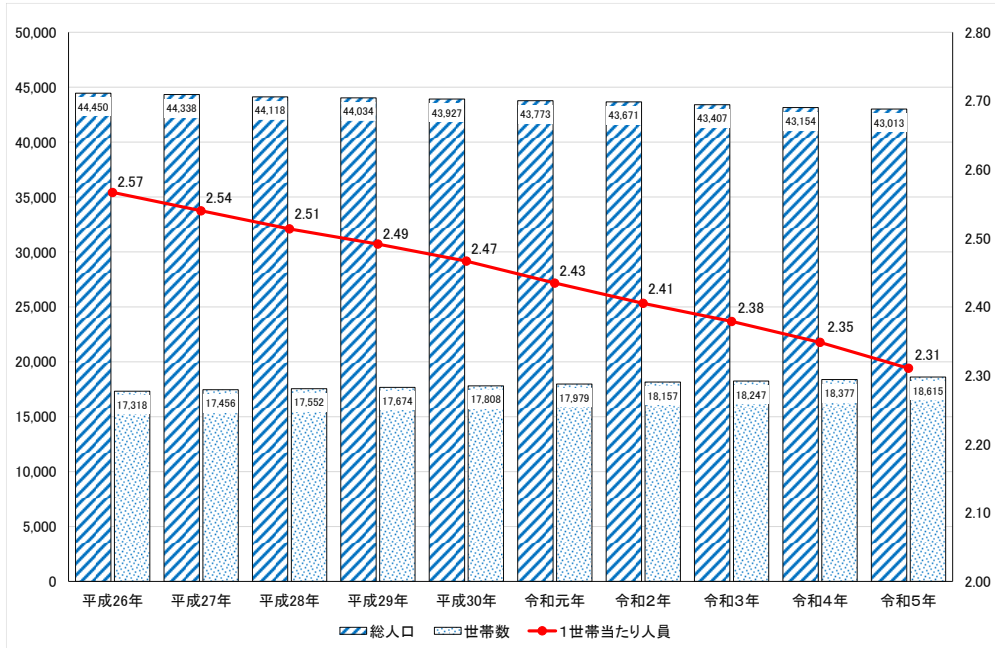


資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

(3) 世帯の状況

世帯の動向では、未婚率の増加や、核家族化の影響を受けて、単独世帯（世帯主が一人の世帯）が増加しています。国立社会保障・人口問題研究所によると2040年には単独世帯の割合は約40%に達すると予測されています。特に、65歳以上の単独世帯数の増加が顕著となっています。本町の世帯数は増加傾向にありますが、1世帯当たり人員は減少しています。

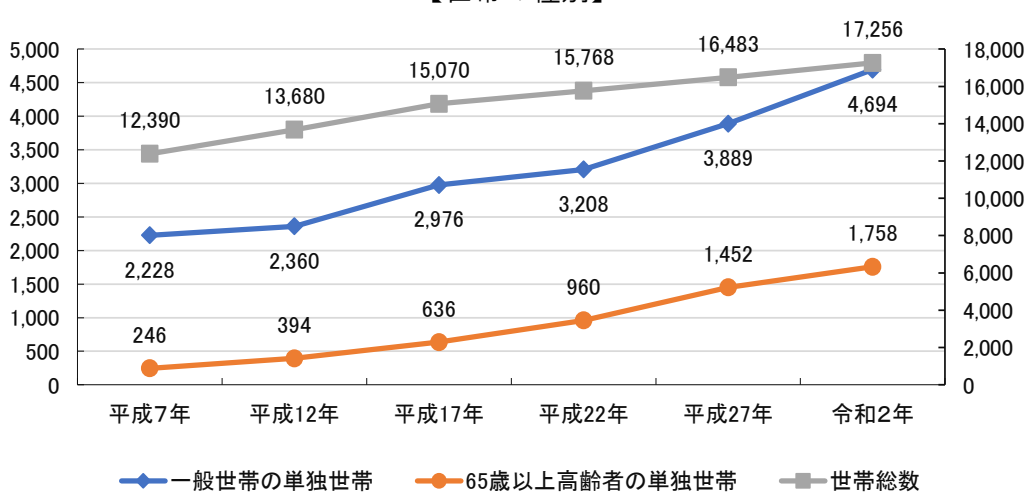
【世帯の状況（人、世帯）】



資料：総務省統計(各年1月1日)

国勢調査結果の世帯の種別で見ると、本町の世帯総数の伸びは鈍化しているのに対して、一般世帯の単独世帯、65歳以上高齢者の単独世帯は増加が大きくなっています。

【世帯の種別】

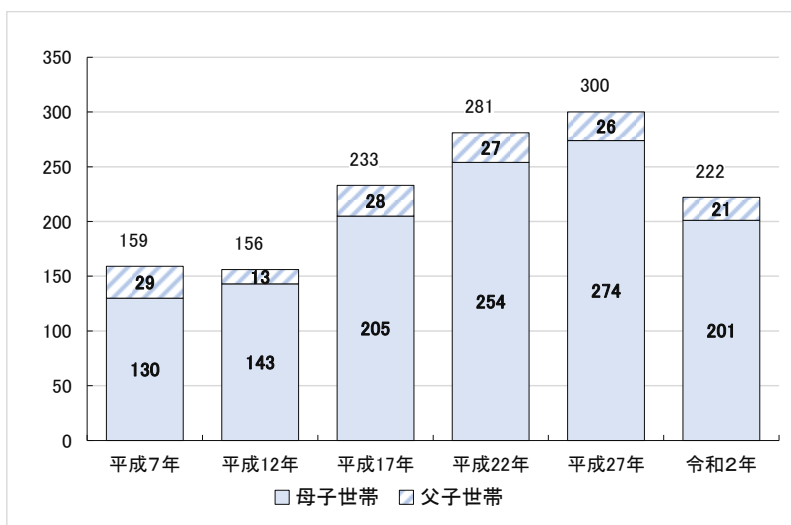


資料：国勢調査

(4) 母子・父子世帯の状況

子どものいる世帯は徐々に減少していますが、ひとり親世帯は平成5年から平成15年までの10年間に94.7万世帯から139.9万世帯へと約5割増加した後、ほぼ同水準で推移しています。厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」によると、令和3年は、ひとり親家庭数134.4万世帯のうち、母子世帯数は119.5万世帯、父子世帯数は14.9万世帯となっており、ひとり親世帯の88.9%が母子世帯となっています。本町では、母子世帯の割合は、令和2年で90.5%であり、ひとり親世帯は、平成27年まで増加していましたが、令和2年には減少しています。

【母子・父子世帯の推移】

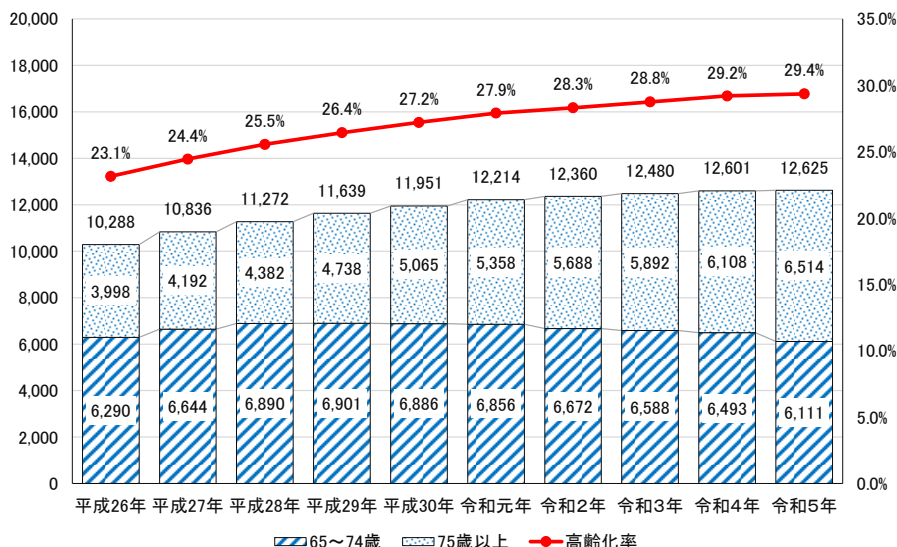


資料：国勢調査

(5) 高齢者の状況

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、高齢者人口は、いわゆる「団塊の世代」（昭和22～24年に生まれた人）が65歳以上となった平成27年に特に多くなり、その後も増加傾向となって、2042年にピークを迎え、その後は減少に転じるといわれています。本町の高齢者の状況では、65～74歳の人数は、近年、減少傾向にあるのに対し、75歳以上の後期高齢者が増加しています。

【高齢者の状況（人、％）】

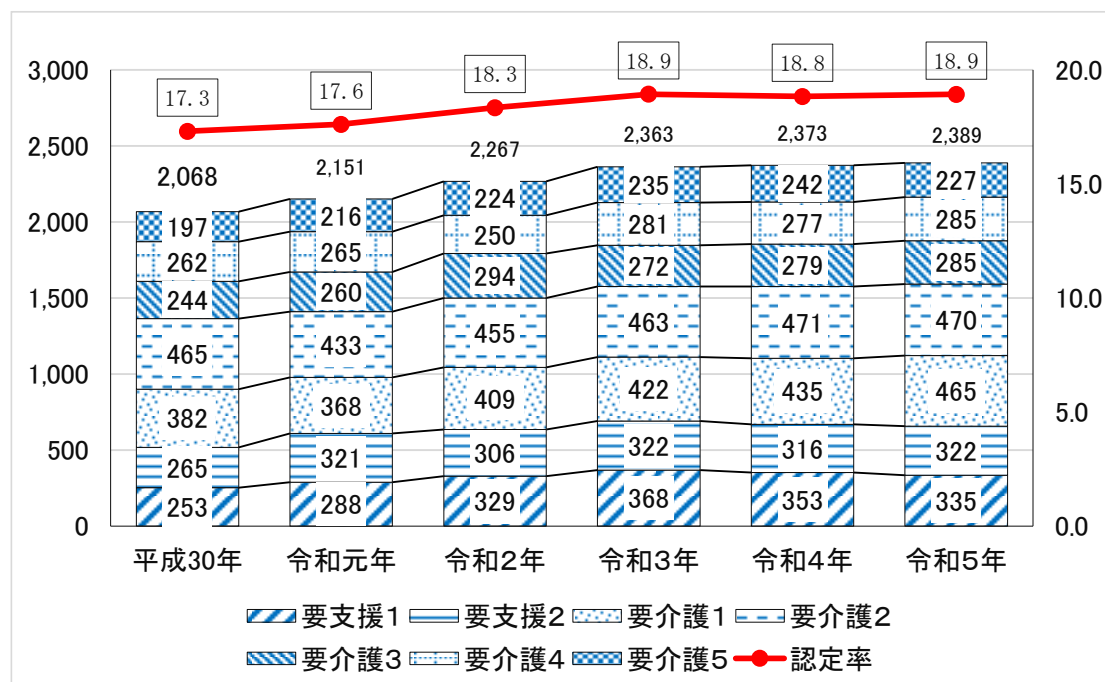


資料：総務省統計(各年1月1日)

(6) 認定者数の推移

要支援・要介護認定とは介護の度合いを客観的に判断し、数値化したものです。日常生活の中でどれくらいの介護(介助)を必要とするかを表します。介護保険制度では、要介護状態や要支援状態になった場合に該当の介護サービスを受けることができるようになっていきます。要介護認定は、自分の状態がどの段階に該当するかがわかるだけでなく、介護サービスの給付額を確定する要素にもなっています。本町の要支援、要介護の認定者数では、やや増加傾向にあり、認定率も少しずつ伸びています。

認定区分は、要支援1～2は介護予防サービスに、要介護1～5は介護サービスに分類され、介護の度合いは軽度な状態から要支援1、2、要介護1、2、3、4、5の順となり、要介護5が最も重度な状態となります。本町の認定区分では、要介護1、要介護2がやや増加しています。

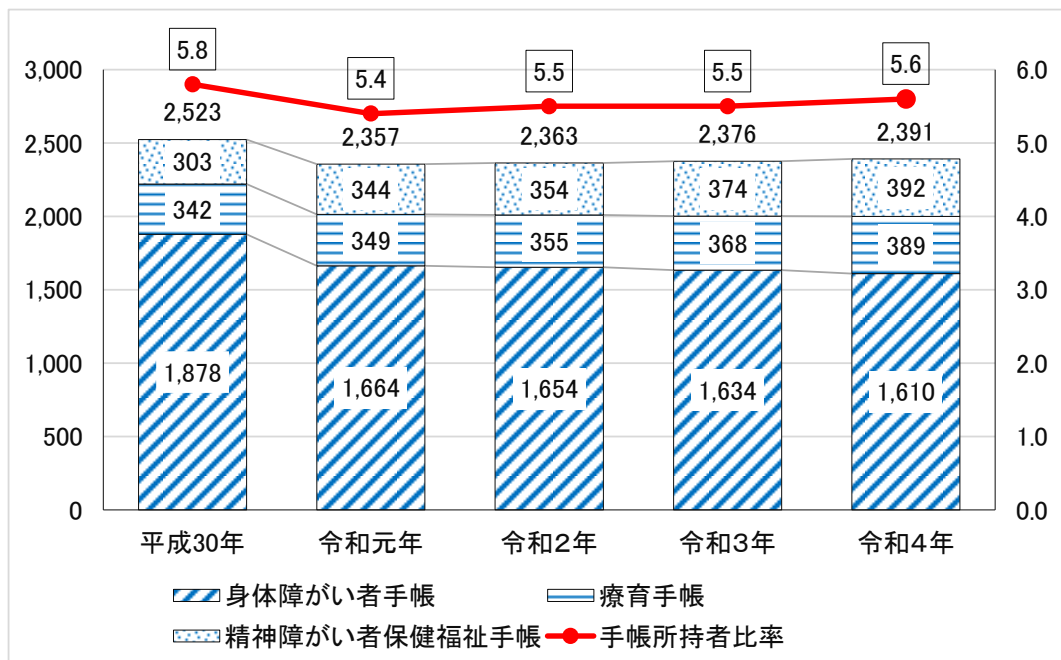


資料：厚労省「介護保険事業状況報告」

(7) 障がいのある人の状況

障がいのある人の状況では、手帳所持者数でみると、全体的には横ばい傾向にありますが、療育手帳所持者数、精神障がい者保健福祉手帳所持者数はやや増加傾向にあります。

【障がい者手帳所持者数（人、％）】

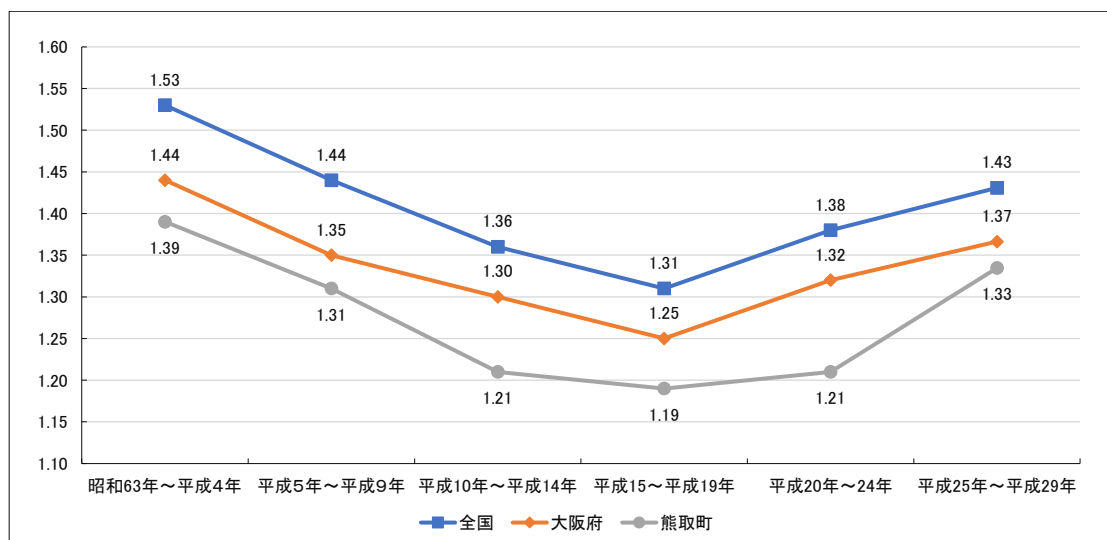


資料：福祉行政報告例(各年度末現在)

(8) 合計特殊出生率（バイズ推定値）

合計特殊出生率とは出生力、つまり人口に対して生まれた子どもの数を表す指標の一つです。その年次の15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを生むとしたときの子どもの数に相当し、人口動態の出生の傾向をみるときの主要な指標となっています。本町の合計特殊出生率は、全国・大阪府を下回っていますが、近年は、上昇傾向にあります。

【合計特殊出生率の推移】

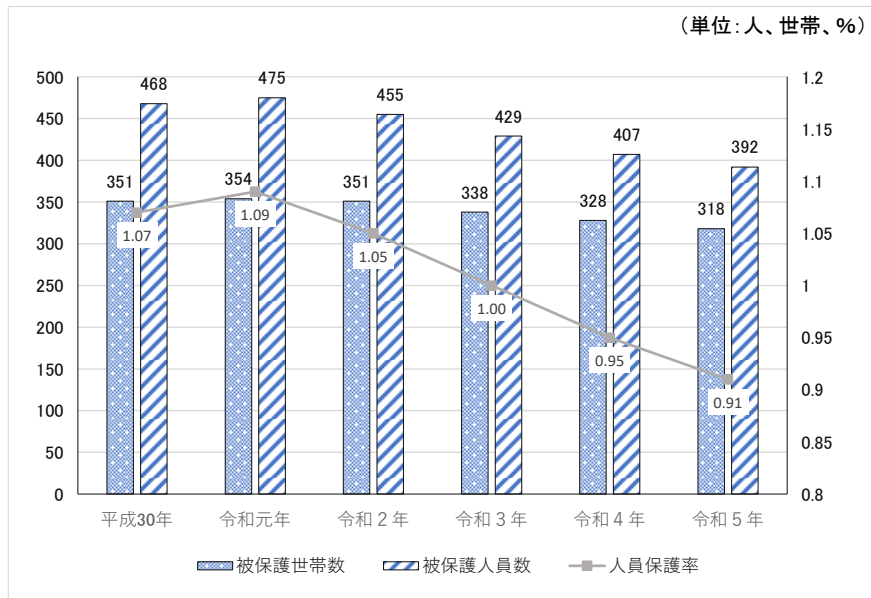


資料：府二次医療圏保健所

(9) 生活保護の状況

被保護世帯数は、全国的には、6年連続で減少していましたが、令和2年から増加に転じています。厚生労働省は「新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、再就職が難しいことなどから、生活が苦しく追い詰められる人が増えている。感染拡大による経済活動への影響が懸念される。」としていますが、本町では令和元年にやや増加したものの、それ以降は減少傾向にあります。

【生活保護の状況】

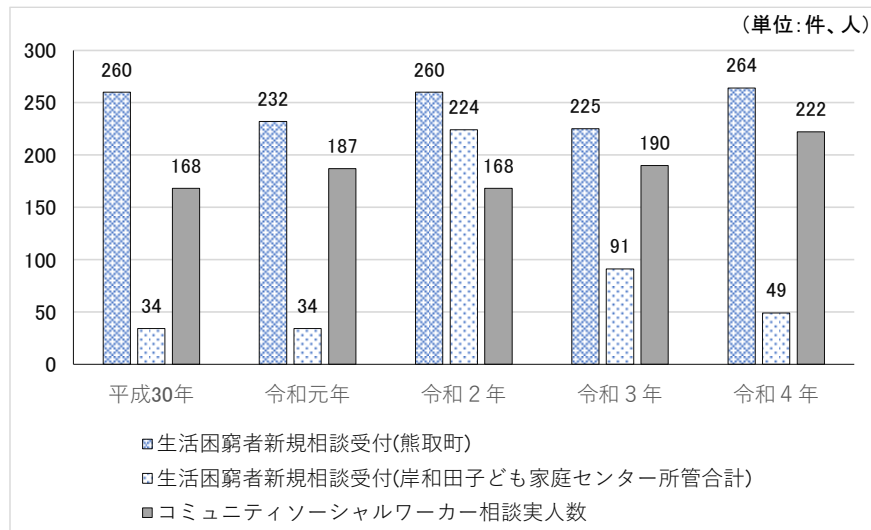


資料：生活福祉課

(10) セーフティーネットの支援が必要な世帯の状況

平成27年4月から、生活困窮者の支援制度が始まっており、生活全般にわたる困りごとの相談窓口が設置されています。働きたくても働けない、住む所がないような場合、地域の相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

【生活困窮者自立支援の状況】





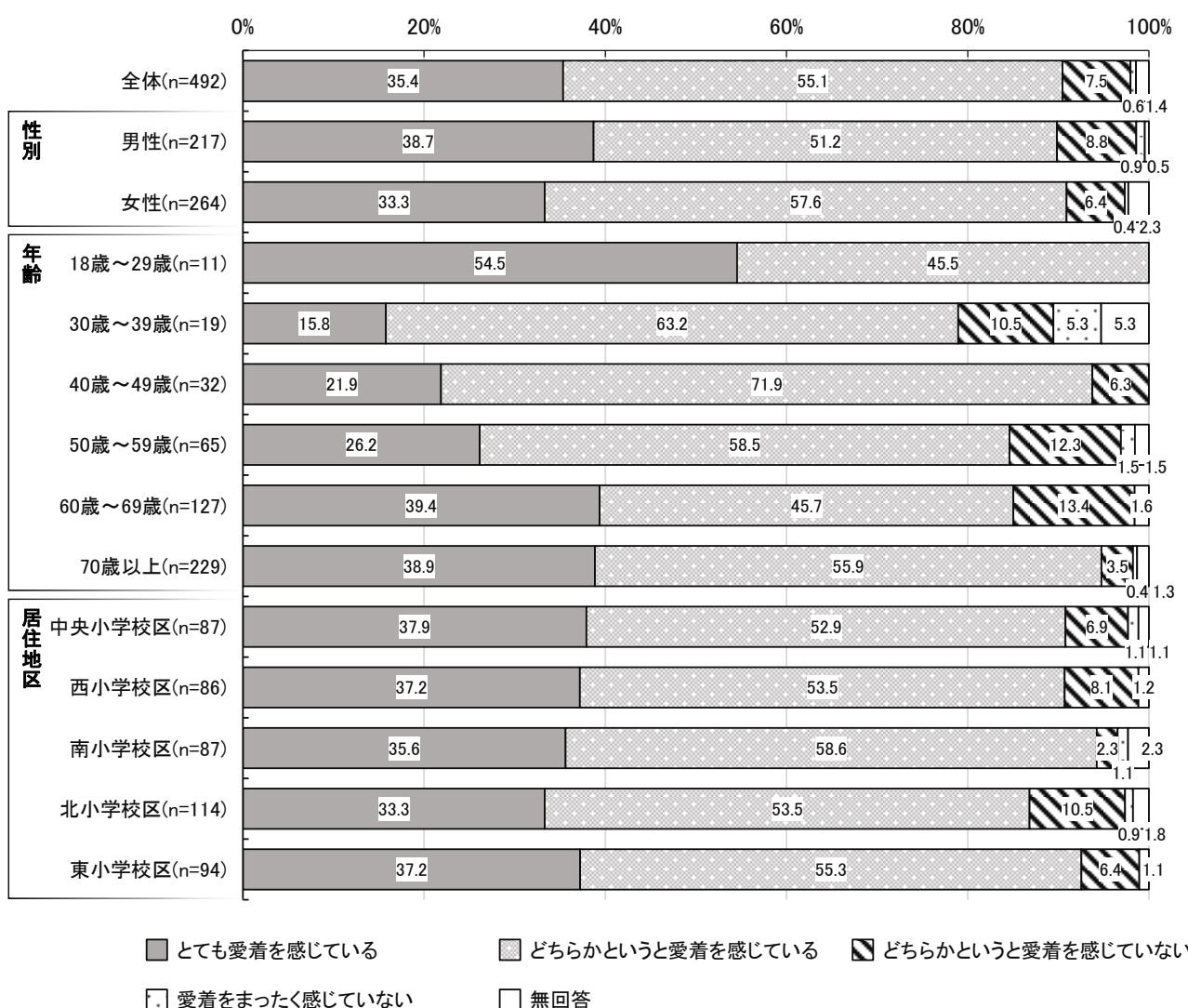
2.アンケート調査結果から

(1) 愛着度

お住まいの地域に愛着を持っているかについては、「どちらかという愛着を感じている」が55.1%と最も高く、次いで「とても愛着を感じている」(35.4%)、「どちらかという愛着を感じていない」(7.5%)、「愛着をまったく感じていない」(0.6%)の順となっています。

属性別にみると、性別では、「とても愛着を感じている」は、男性が38.7%で女性よりも割合がやや高くなっています。年齢別では、「とても愛着を感じている」は、18歳～29歳が54.5%で他の年代に比べて割合が高くなっています。

【地域に愛着を持っているか】



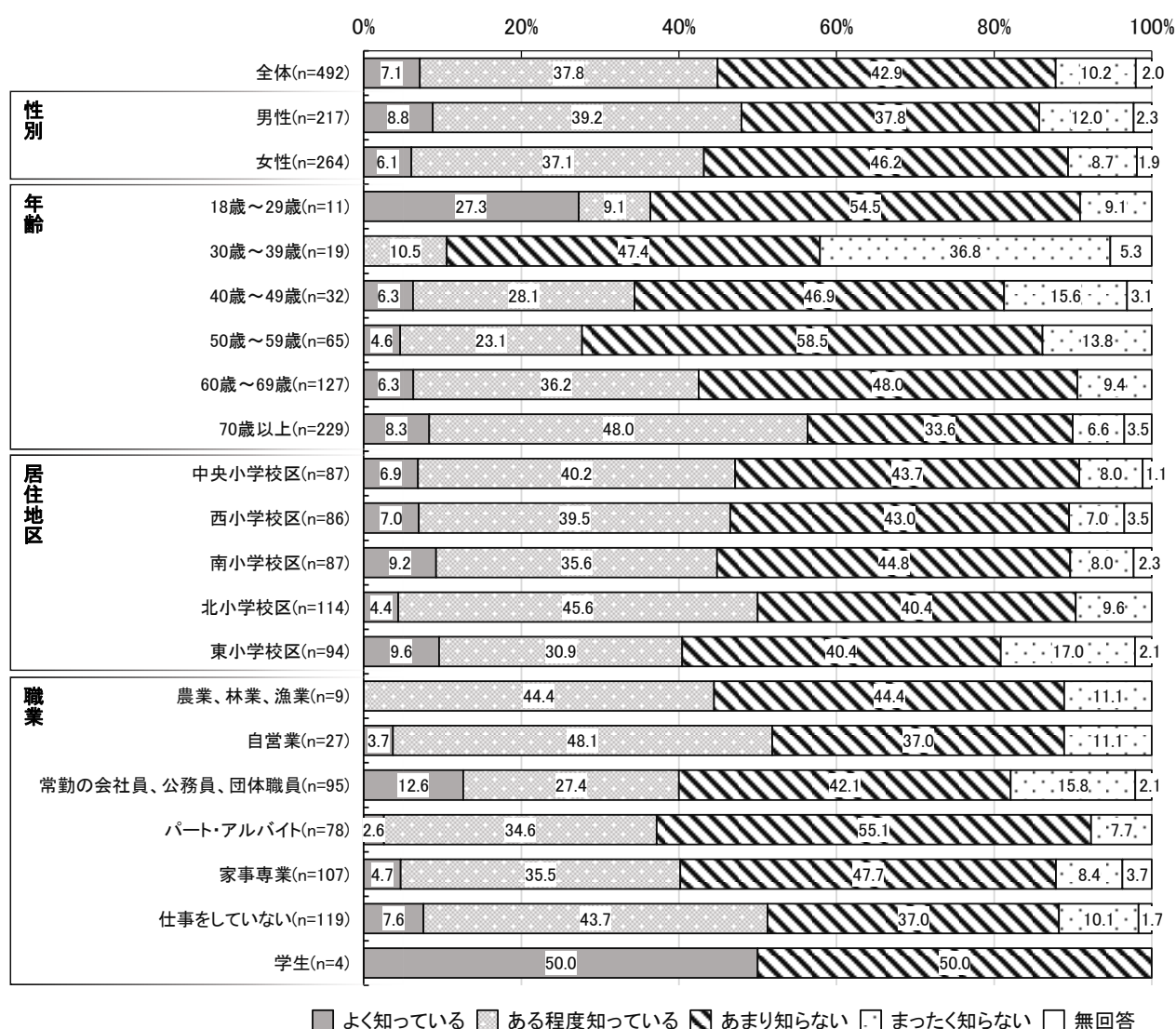
(2) 地域共生社会の認知度



地域共生社会の認知度については、「あまり知らない」が42.9%と最も高く、次いで「ある程度知っている」(37.8%)、「まったく知らない」(10.2%)、「よく知っている」(7.1%)の順となっています。

属性別にみると、性別では、「あまり知らない」は、女性が46.2%で男性よりも割合が高くなっています。年齢別では、「よく知っている」は、18歳～29歳が27.3%で他の年代に比べて割合が高くなっています。居住地区別では、「よく知っている」は、北小学校区が4.4%で他の地区に比べて割合がやや低くなっています。職業別では、「よく知っている」は、学生が50.0%で他の職業に比べて割合が高くなっています。

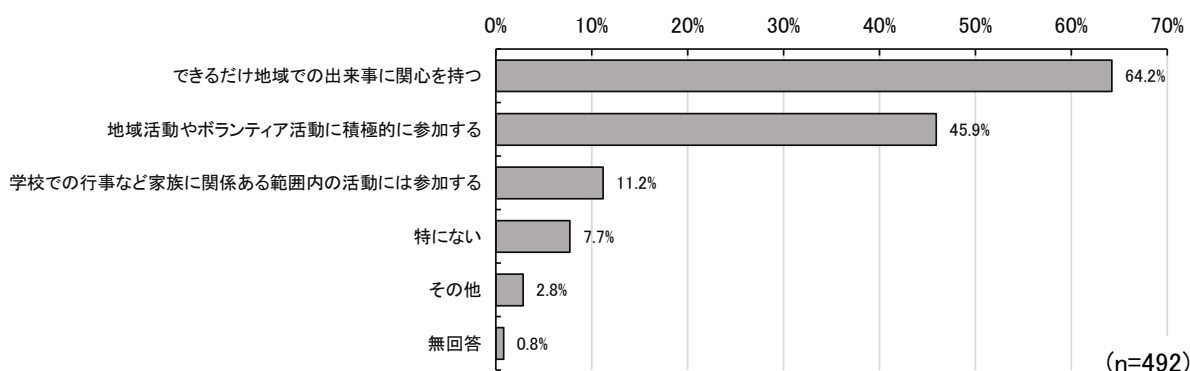
【地域共生社会の認知度】



(3) 安心して地域の中で生活していくためにできること

安心して地域の中で生活していくためにできることについては、「できるだけ地域での出来事に関心を持つ」が64.2%と最も高く、次いで、「地域活動やボランティア活動に積極的に参加する」(45.9%)、「学校での行事など家族に関係ある範囲内の活動には参加する」(11.2%)、「特にない」(7.7%)の順となっています。

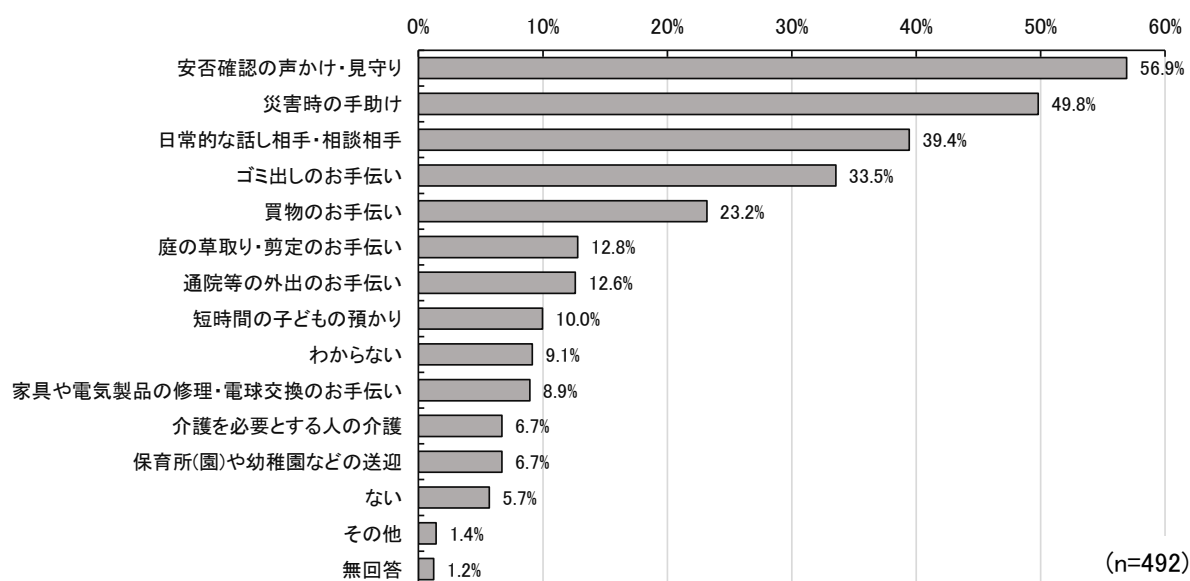
【安心して地域の中で生活していくためにできること】



(4) 近所で困っている人がいる時、できること

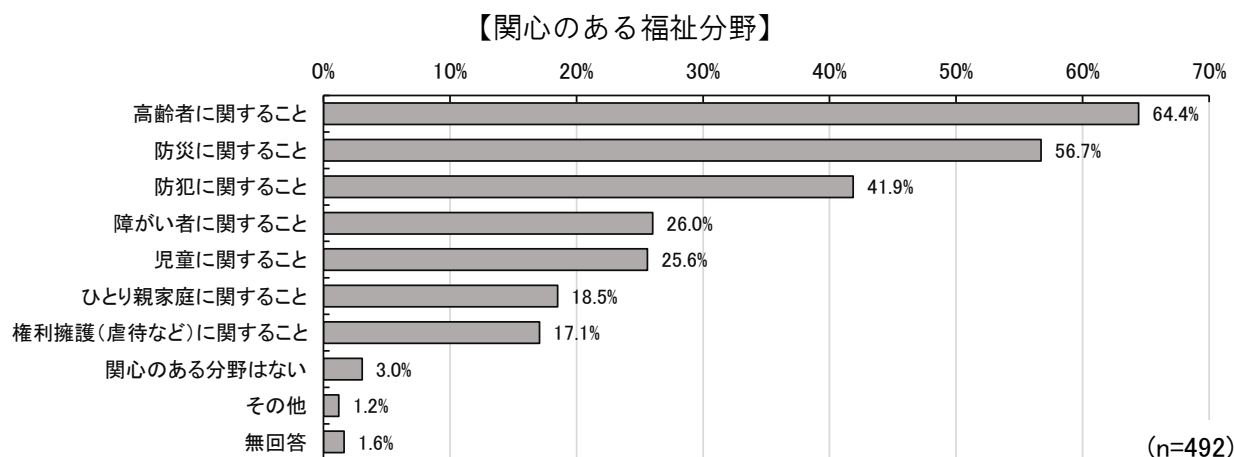
近所で困っている人がいる時、できることについては、「安否確認の声かけ・見守り」が56.9%と最も高く、次いで、「災害時の手助け」(49.8%)、「日常的な話し相手・相談相手」(39.4%)、「ゴミ出しのお手伝い」(33.5%)等の順となっています。

【困っている人がいる時、できること】



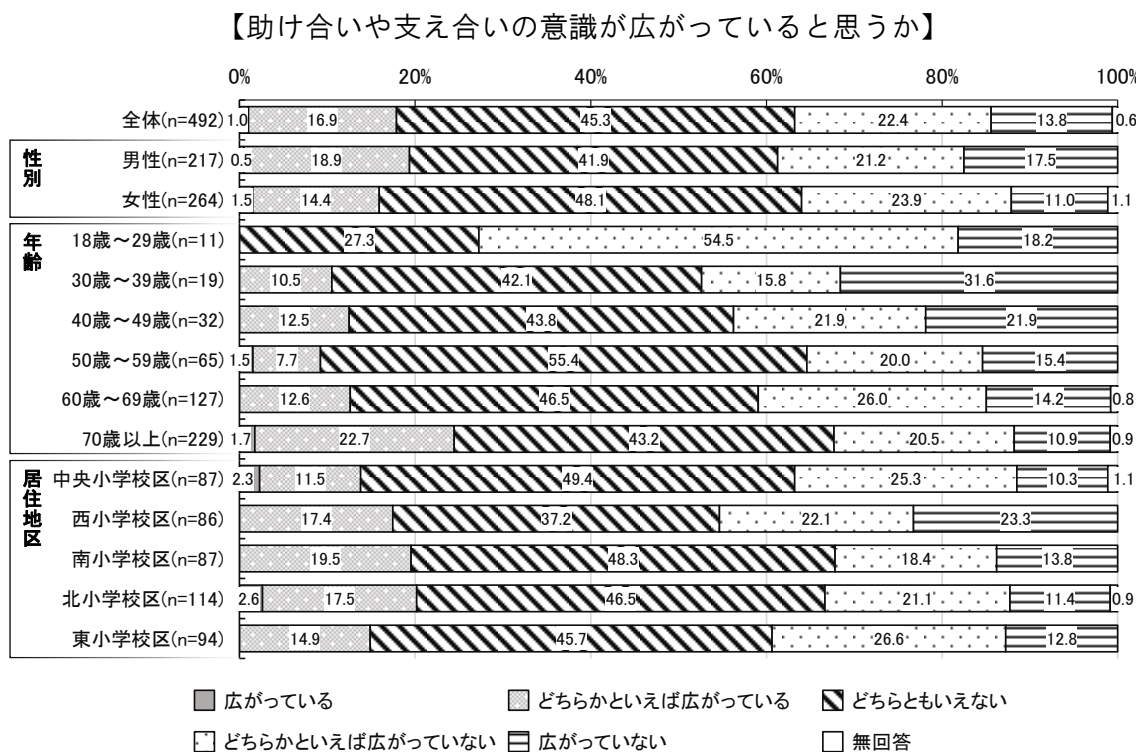
(5) 関心のある福祉分野

関心のある福祉分野については、「高齢者に関すること」が64.4%と最も高く、次いで「防災に関すること」(56.7%)、「防犯に関すること」(41.9%)、「障がい者に関すること」(26.0%)等の順となっています。



(6) 近所や地域で助け合いや支え合いの意識が広がっていると思うか

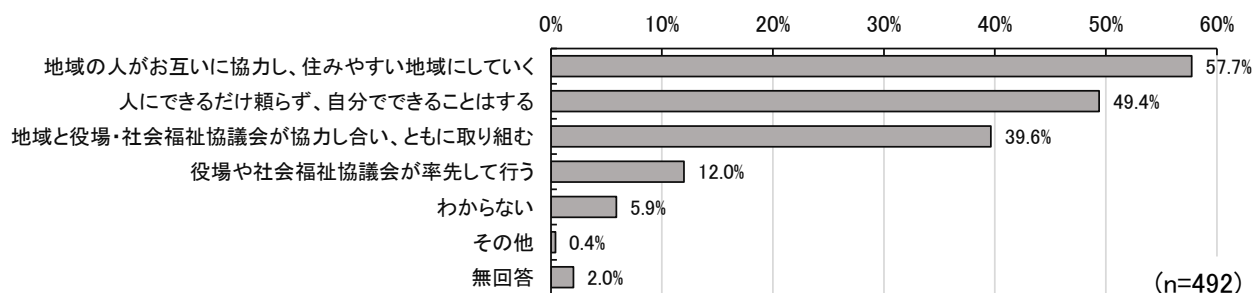
近所や地域で助け合いや支え合いの意識が広がっていると思うかについては、「どちらともいえない」が45.3%と最も高く、次いで「どちらかといえば広がっていない」(22.4%)、「どちらかといえば広がっている」(16.9%)、「広がっていない」(13.8%)、「広がっている」(1.0%)の順となっています。



(7) 地域における見守り・声かけ・ちょっとしたお手伝い

地域における見守り・声かけ・ちょっとしたお手伝いなどについてどう考えるかについては、「地域の人がお互いに協力し、住みやすい地域にしていく」が57.7%と最も高く、次いで、「人にできるだけ頼らず、自分でできることはする」(49.4%)、「地域と役場・社会福祉協議会が協力し合い、ともに取り組む」(39.6%)、「役場や社会福祉協議会が率先して行う」(12.0%)、「わからない」(5.9%)の順となっています。

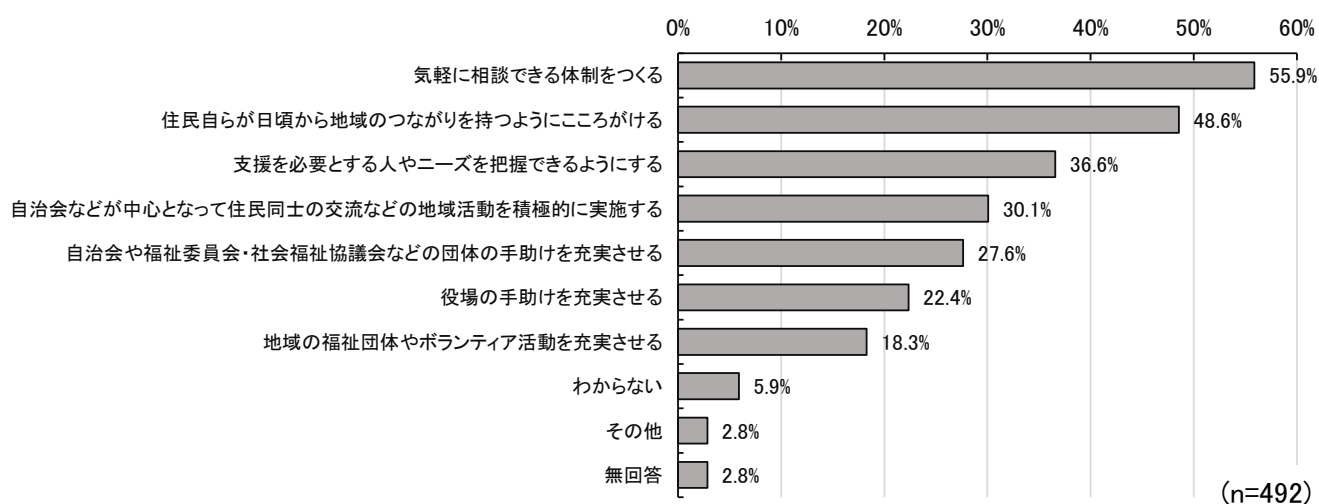
【地域における見守り・声かけ・ちょっとしたお手伝いについて】



(8) 地域で助け合い支え合いの輪を広げていくために必要だと思うこと

地域で助け合い支え合いの輪を広げていくために必要だと思うことについては、「気軽に相談できる体制をつくる」が55.9%と最も高く、次いで「住民自らが日頃から地域のつながりを持つようにこころがける」(48.6%)、「支援を必要とする人やニーズを把握できるようにする」(36.6%)、「自治会などが中心となって住民同士の交流などの地域活動を積極的に実施する」(30.1%)等の順となっています。

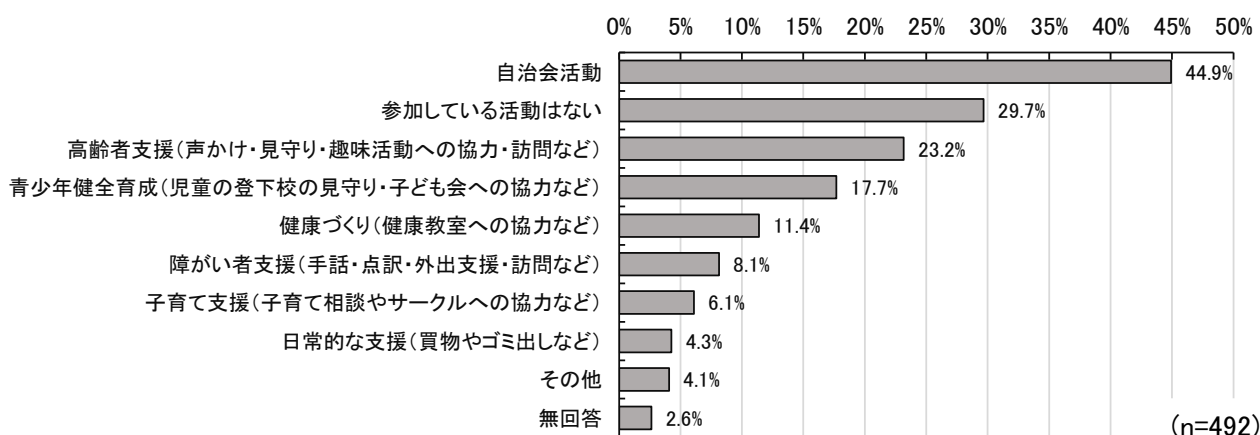
【地域で助け合い支え合いの輪を広げていくために必要なこと】



(9) 現在参加している助け合い活動

現在参加している助け合い活動については、「自治会活動」が44.9%と最も高く、次いで「参加している活動はない」(29.7%)、「高齢者支援(声かけ・見守り・趣味活動への協力・訪問など)」(23.2%)、「青少年健全育成(児童の登下校の見守り・子ども会への協力など)」(17.7%)等の順となっています。

【参加している助け合い活動について】

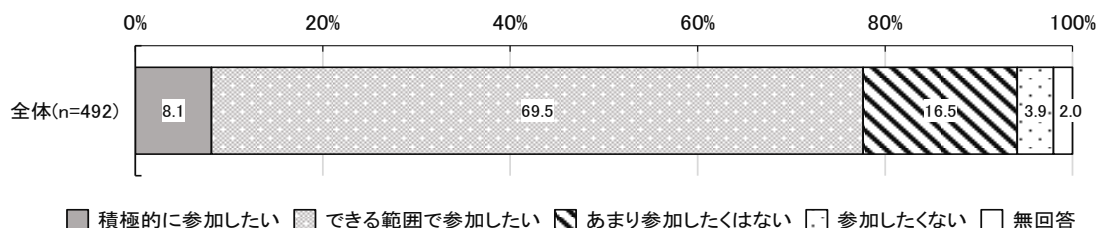


(10) 地域で助け合う活動に参加したいか



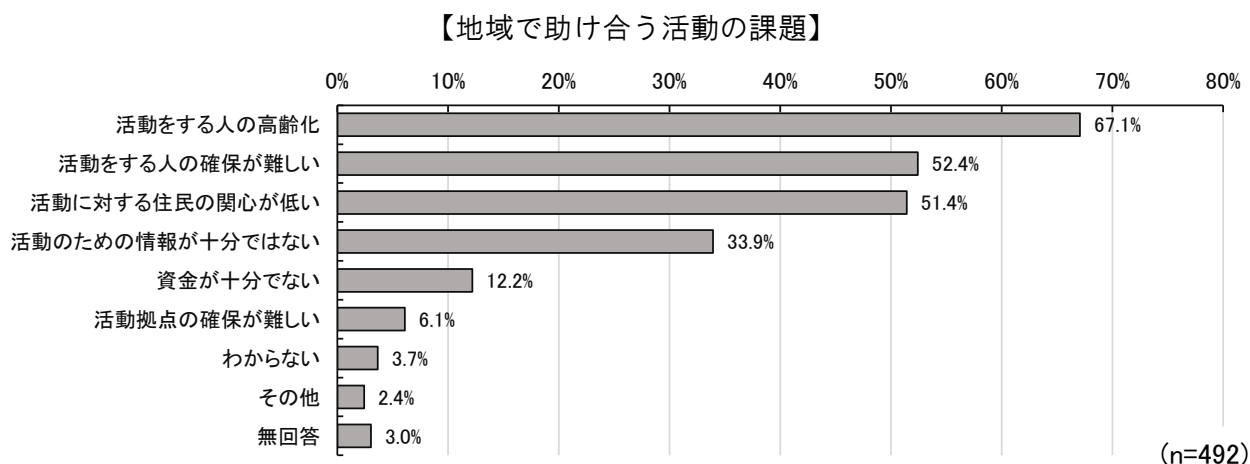
今後、地域で助け合う活動に参加したいかについては、「できる範囲で参加したい」が69.5%と最も高く、次いで「あまり参加したくはない」(16.5%)、「積極的に参加したい」(8.1%)、「参加したくない」(3.9%)の順となっています。

【地域で助け合う活動に参加したいか】



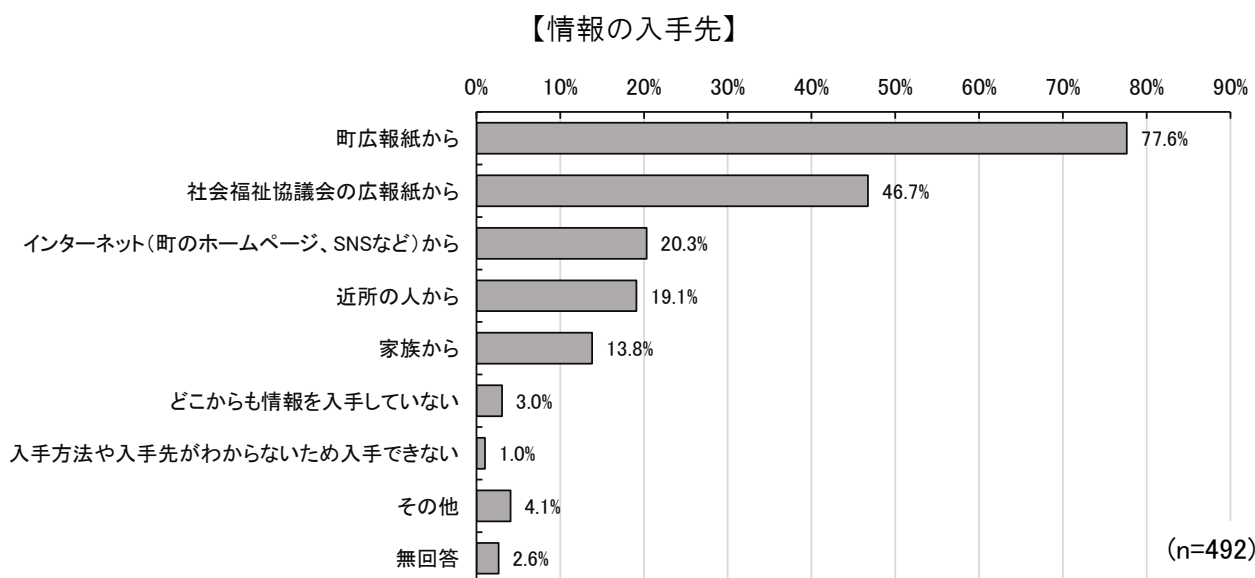
(11) 地域で助け合う活動を進める上での課題

地域で助け合う活動を進める上での課題については、「活動をする人の高齢化」が67.1%と最も高く、次いで「活動をする人の確保が難しい」(52.4%)、「活動に対する住民の関心が低い」(51.4%)、「活動のための情報が十分ではない」(33.9%)等の順となっています。



(12) 情報の入手先

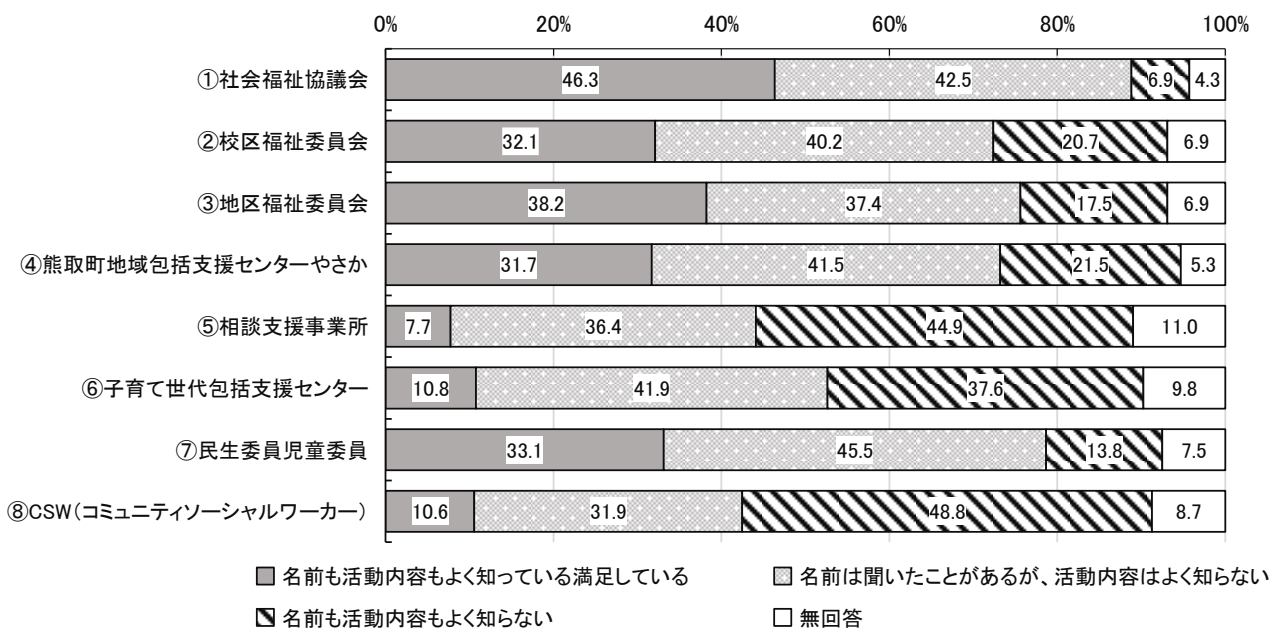
地域福祉に関する情報の入手先については、「町広報紙から」が77.6%と最も高く、次いで「社会福祉協議会の広報紙から」(46.7%)、「インターネット(町のホームページ、SNSなど)から」(20.3%)、「近所の人から」(19.1%)等の順となっています。



(13) 地域福祉にかかわる機関や専門職の認知

地域福祉にかかわる機関や専門職の認知については、「名前も活動内容もよく知っている満足している」では、①社会福祉協議会が46.3%と最も高く、次いで③地区福祉委員会(38.2%)、⑦民生委員児童委員(33.1%)等の順となっています。「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」では、⑦民生委員児童委員が45.5%と最も高く、次いで①社会福祉協議会(42.5%)、⑥子育て世代包括支援センター(41.9%)等の順となっています。「名前も活動内容もよく知らない」では、⑧CSW(コミュニティソーシャルワーカー)が48.8%と最も高く、次いで⑤相談支援事業所(44.9%)、⑥子育て世代包括支援センター(37.6%)等の順となっています。

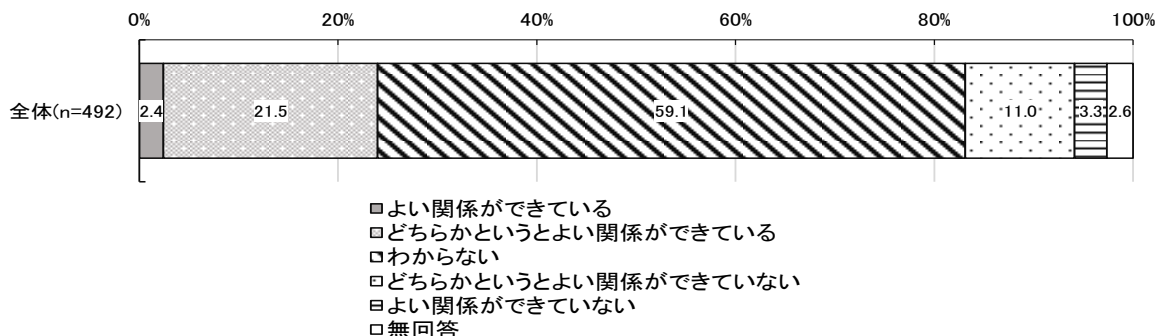
【地域福祉にかかわる機関や専門職の認知】



(14) 地域福祉に関する行政と住民との協働（パートナーシップ）

地域福祉に関する行政と住民との協働（パートナーシップ）については、「わからない」が59.1%と最も高く、次いで「どちらかというともよい関係ができている」(21.5%)、「どちらかというともよい関係ができていない」(11.0%)、「よい関係ができていない」(3.3%)、「よい関係ができている」(2.4%)の順となっています。

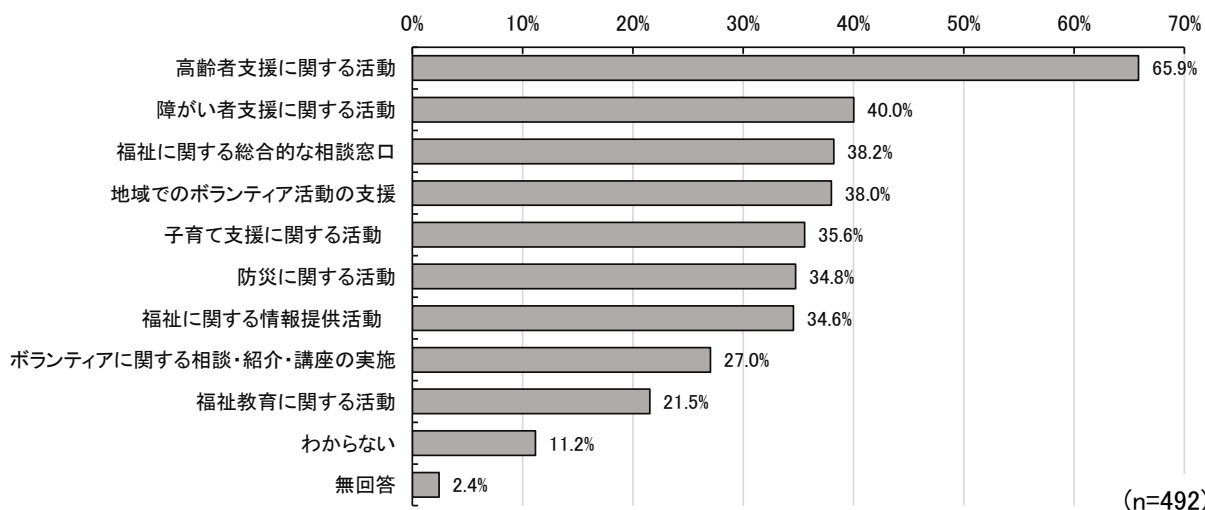
【地域福祉に関する行政と住民との協働について】



(15) 社会福祉協議会に対して望む活動

社会福祉協議会に対して望む活動については、「高齢者支援に関する活動」が65.9%と最も高く、次いで「障がい者支援に関する活動」(40.0%)、「福祉に関する総合的な相談窓口」(38.2%)、「地域でのボランティア活動の支援」(38.0%)等の順となっています。

【社会福祉協議会に対して望む活動】

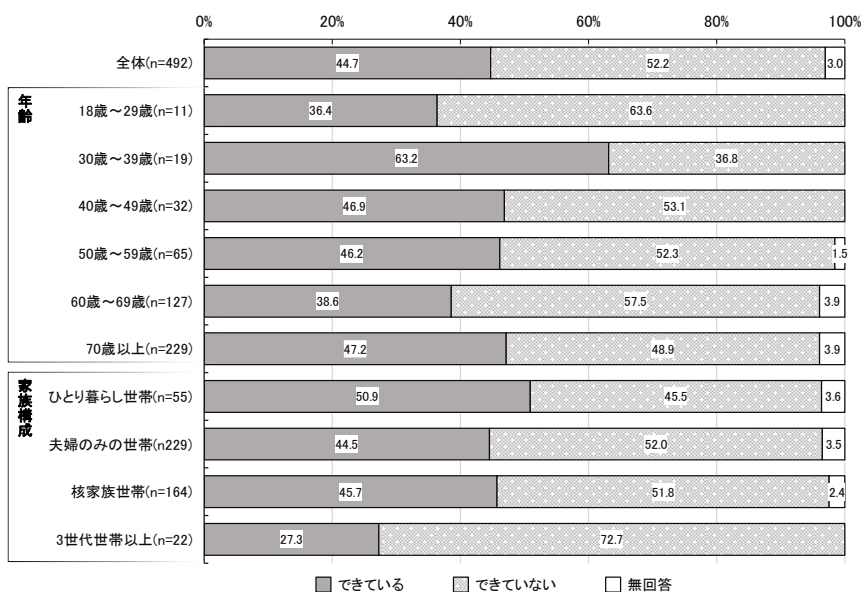


(16) 災害に対する事前の備え

災害に対する事前の備えについては、「できている」が44.7%、「できていない」が52.2%となっています。

属性別にみると、年齢別では、「できている」は、30歳～39歳が63.2%で他の年代に比べて割合が高くなっています。家族構成別では、「できている」は、3世代世帯以上が27.3%で他の家族構成に比べて割合が低くなっています。

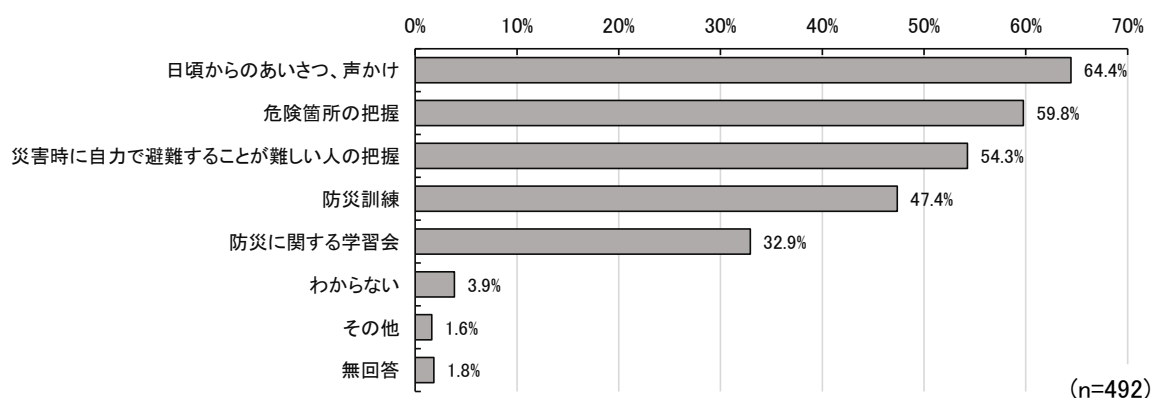
【災害に対する事前の備え】



(17) 災害時の備えとして、日常から必要だと思う取組

災害時の備えとして、日常から必要だと思う取組については、「日頃からのあいさつ、声かけ」が64.4%と最も高く、次いで「危険箇所の把握」(59.8%)、「災害時に自力で避難することが難しい人の把握」(54.3%)、「防災訓練」(47.4%)、「防災に関する学習会」(32.9%)、「わからない」(3.9%)の順となっています。

【災害時の備えとして、必要だと思うこと】

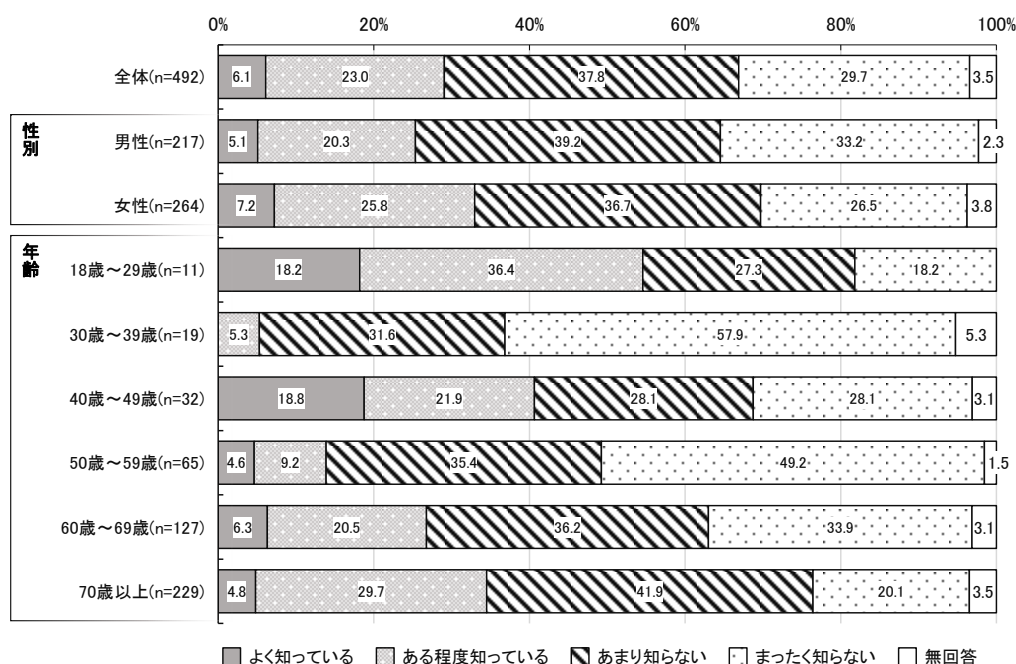


(18) ノーマライゼーションの認知

ノーマライゼーションの認知については、「あまり知らない」が37.8%と最も高く、次いで「まったく知らない」(29.7%)、「ある程度知っている」(23.0%)、「よく知っている」(6.1%)の順となっています。

属性別にみると、性別では、「まったく知らない」では、男性が33.2%で女性よりも割合が高くなっています。年齢別では、「まったく知らない」では、30歳～39歳が57.9%で他の年代に比べて割合が高くなっています。

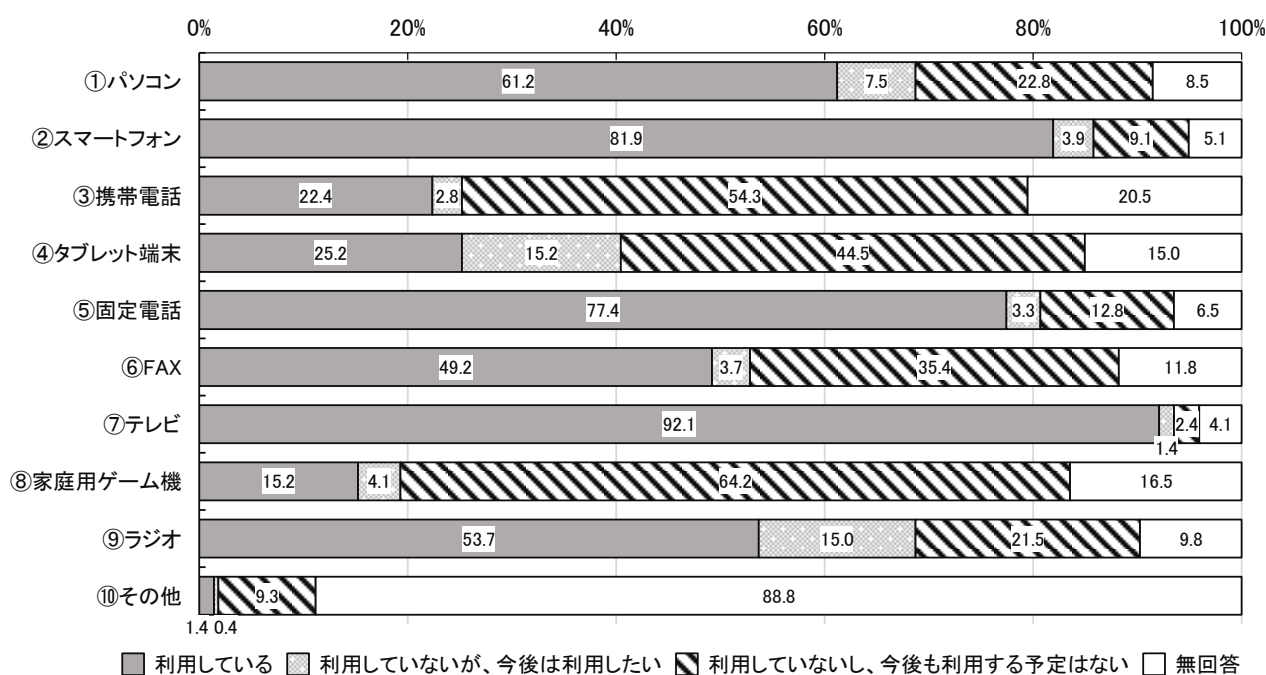
【ノーマライゼーションの認知について】



(19) 情報通信機器の利用状況

情報通信機器の利用状況については、「利用している」では、⑦テレビが92.1%と最も高く、次いで②スマートフォン(81.9%)、⑤固定電話(77.4%)等の順となっています。「利用していないが、今後は利用したい」では、④タブレット端末が15.2%と最も高く、次いで⑨ラジオ(15.0%)、①パソコン(7.5%)等の順となっています。「利用していないし、今後利用する予定はない」では、⑧家庭用ゲーム機が64.2%と最も高く、次いで③携帯電話(54.3%)、④タブレット端末(44.5%)等の順となっています。

【情報通信機器の利用状況について】

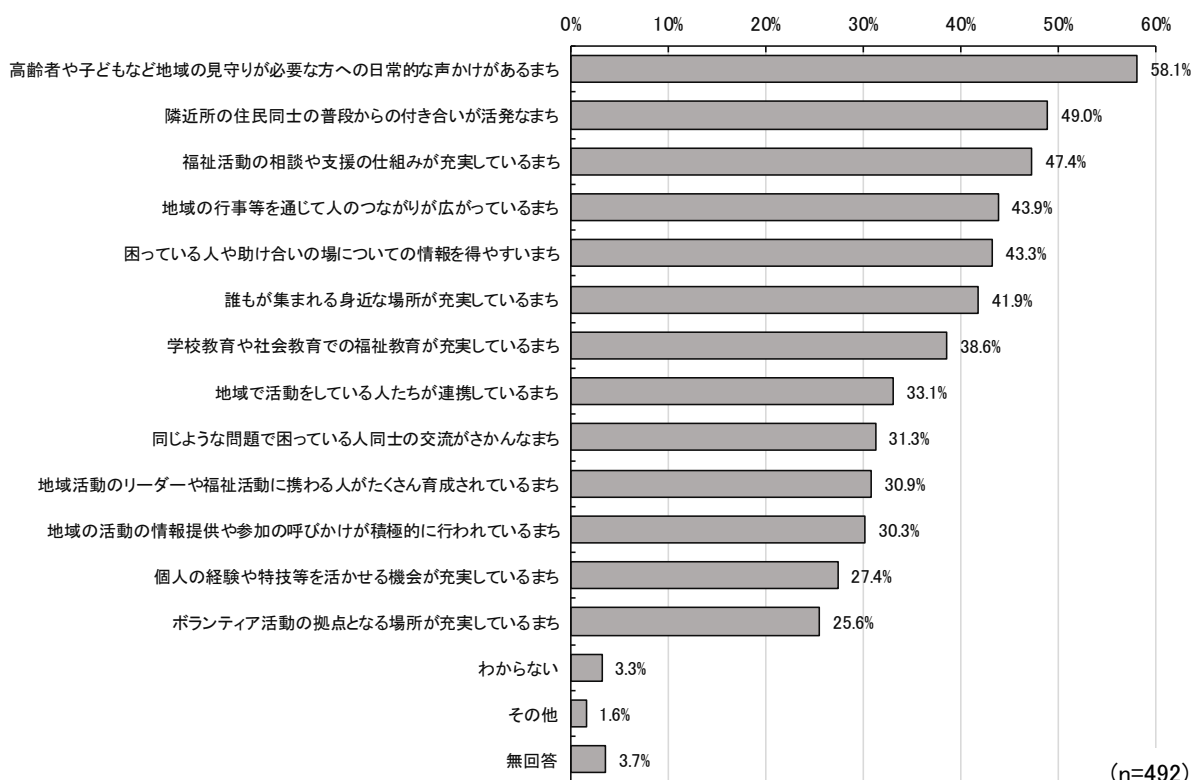


(20) どのようなまちになってほしいか



今後、町の地域福祉について、どのようなまちになってほしいかについては、「高齢者や子どもなど地域の見守りが必要な方への日常的な声かけがあるまち」が58.1%と最も高く、次いで「隣近所の住民同士の普段からの付き合いが活発なまち」（49.0%）、「福祉活動の相談や支援の仕組みが充実しているまち」（47.4%）、「地域の行事等を通じて人のつながりが広がっているまち」（43.9%）等の順となっています。

【町の地域福祉について】

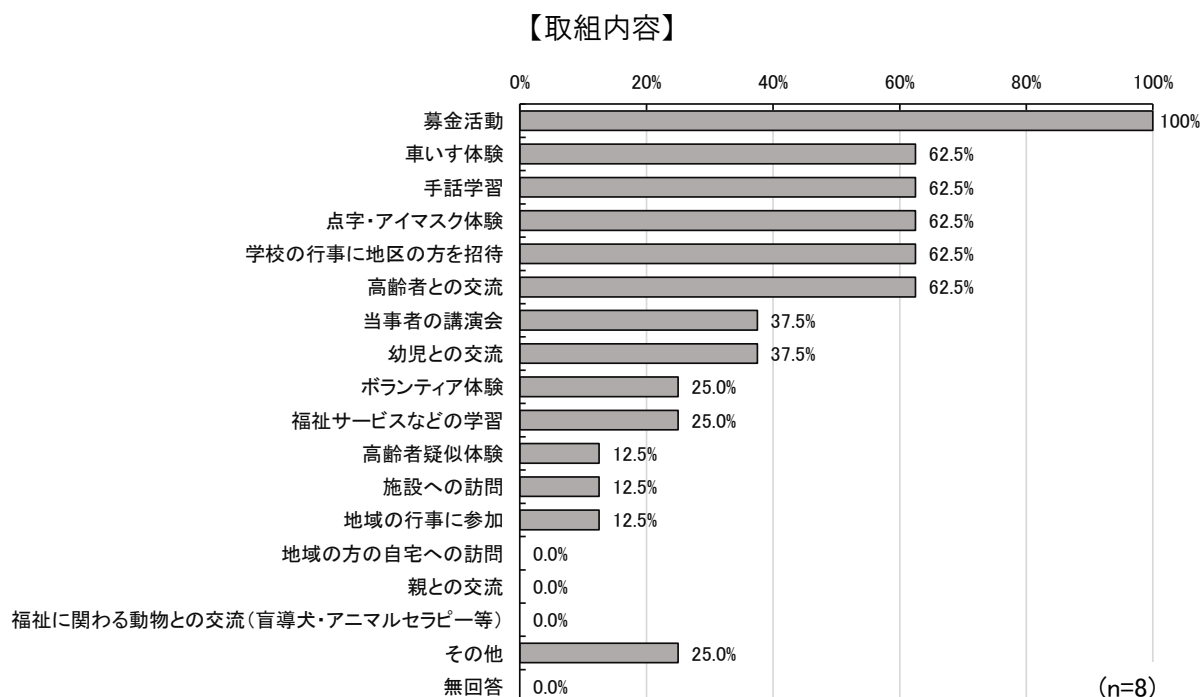




3.福祉教育に関する小・中学校アンケート調査結果から

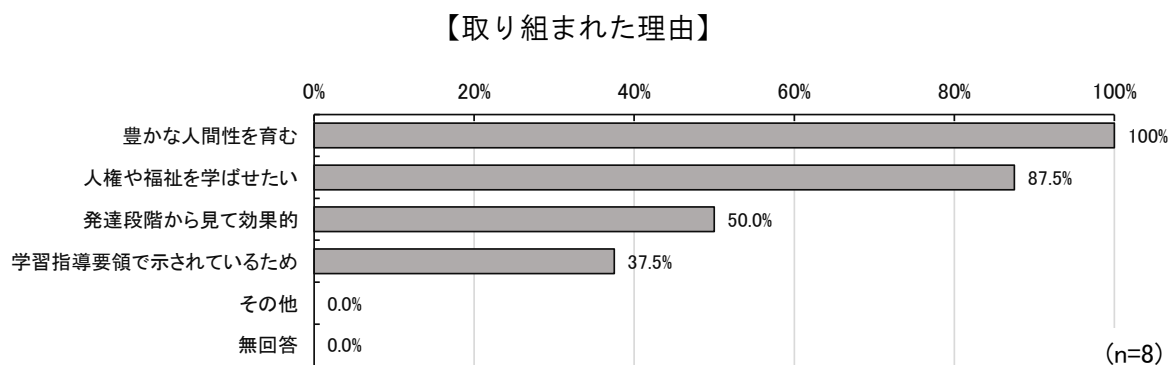
(1) 取組内容

取組内容については、「募金活動」が100.0%と最も高く、次いで「車いす体験」「手話学習」「点字・アイマスク体験」「学校の行事に地区の方を招待」「高齢者との交流」（それぞれ62.5%）等の順となっています。



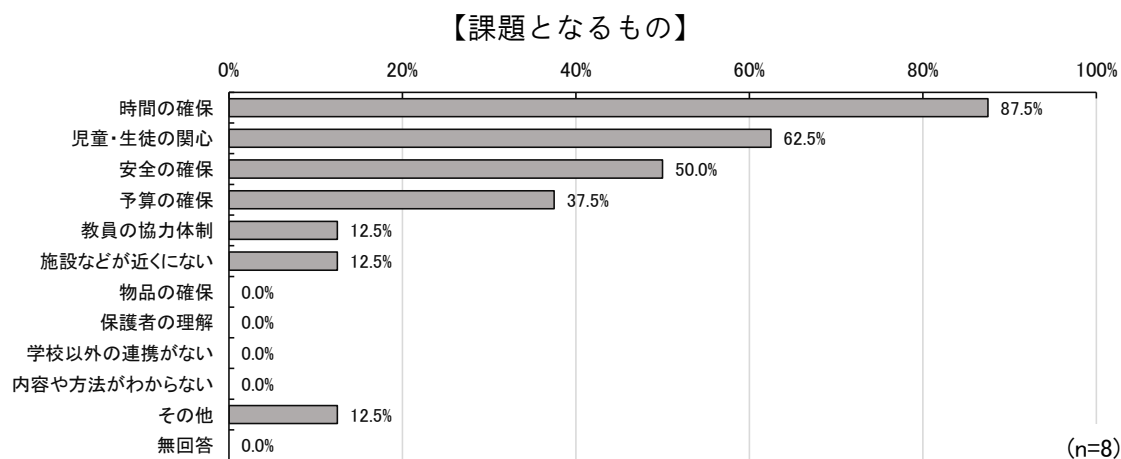
(2) 取り組まれた理由

取り組まれた理由については、「豊かな人間性を育む」が100%と最も高く、次いで「人権や福祉を学ばせたい」(87.5%)、「発達段階から見て効果的」(50.0%)、「学習指導要領で示されているため」(37.5%)の順となっています。



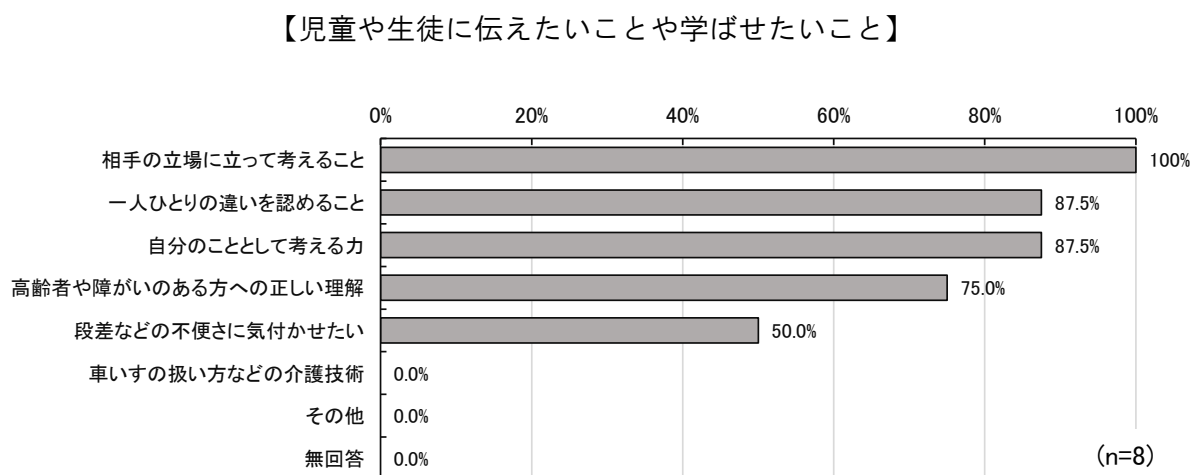
(3) 活動をするにあたり課題となるもの

活動をするにあたり課題となるものについては、「時間の確保」が87.5%と最も高く、次いで「児童・生徒の関心」(62.5%)、「安全の確保」(50.0%)、「予算の確保」(37.5%)等の順となっています。



(4) 児童や生徒に伝えたいことや学ばせたいこと

児童や生徒に伝えたいことや学ばせたいことについては、「相手の立場に立って考えること」が100%と最も高く、次いで「一人ひとりの違いを認めること」「自分のこととして考える力」(それぞれ87.5%)、「高齢者や障がいのある方への正しい理解」(75.0%)等の順となっています。





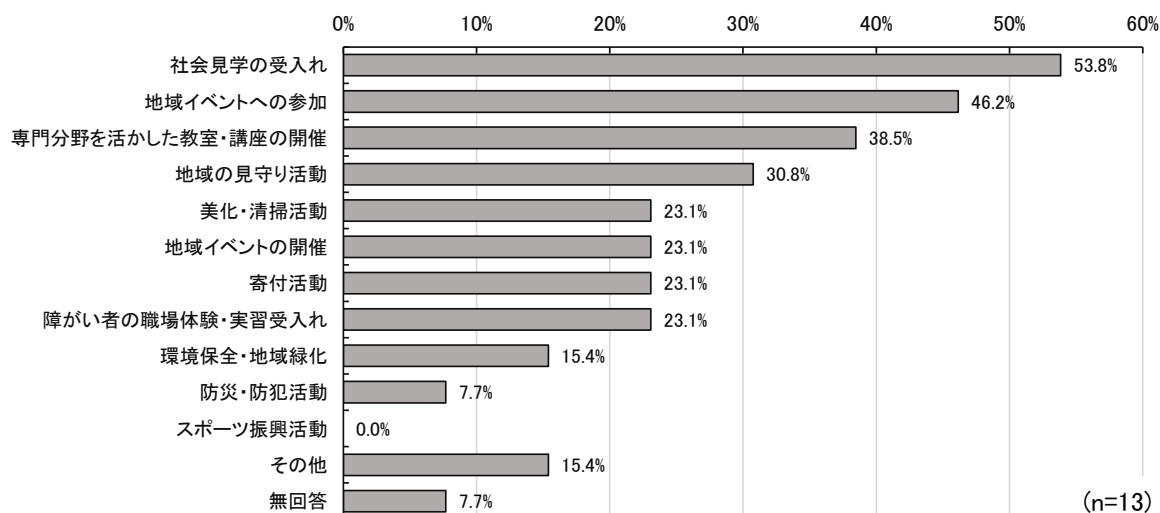
4.地域貢献委員会に関するヒアリング調査結果から

(実施は、8月25日発送～9月15日〆切 最終9月末)

(1) 現在行っている地域活動

現在行っている地域活動については、「社会見学の受入れ」が53.8%と最も高く、次いで「地域イベントへの参加」(46.2%)、「専門分野を活かした教室・講座の開催」(38.5%)、「地域の見守り活動」(30.8%)等の順となっています。

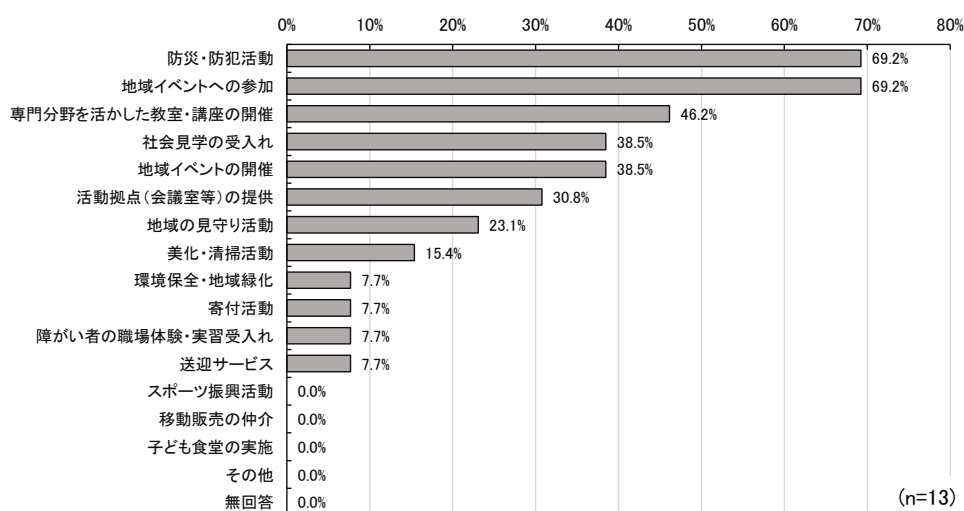
【地域活動について】



(2) 今後必要だと考える地域活動

今後必要だと考える地域活動については、「防災・防犯活動」「地域イベントへの参加」がそれぞれ69.2%と最も高く、次いで「専門分野を活かした教室・講座の開催」(46.2%)、「社会見学の受入れ」「地域イベントの開催」(それぞれ38.5%)等の順となっています。

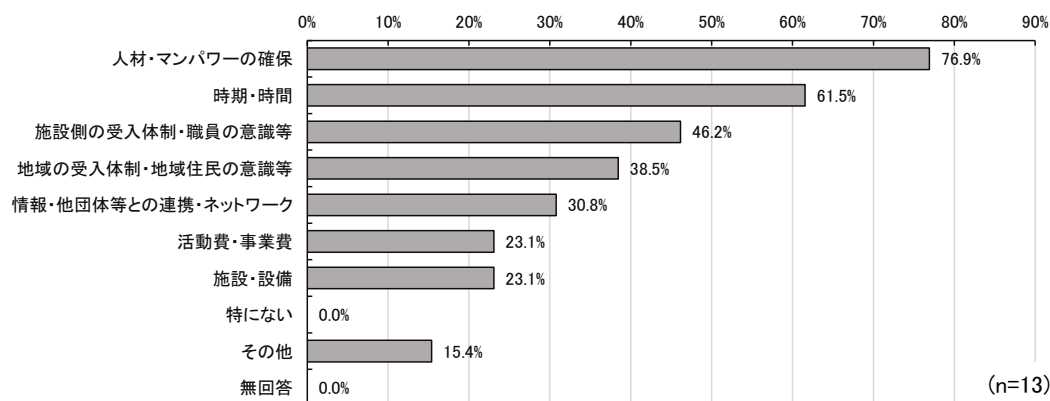
【今後必要だと考える地域活動】



(3) 地域活動を行う上での問題点・課題

地域活動を行う上での問題点・課題については、「人材・マンパワーの確保」が76.9%と最も高く、次いで「時期・時間」(61.5%)、「施設側の受入体制・職員の意識等」(46.2%)、「地域の受入体制・地域住民の意識等」(38.5%)等の順となっています。

【地域活動を行う上での問題点・課題】



(4) 災害時の準備状況や課題

- ・施設の被災状況によりますが、泊まれる場所があります。(しかし寝具は準備できていません) また、停電すると施設機能がほぼストップしてしまい利用者の生活を守るだけで精一杯になってしまう可能性はあります。電気がとまると水道もとまってしまう状況となります。
- ・受け入れは、限定的であるが可能。(食事の提供)
- ・約10名程度3日分の食事を備蓄している。
- ・マニュアル等の作成、訓練の実施。食料品備蓄。業務継続計画の未整備。(R5年度中策定予定)
- ・規模によるが、その時の職員体制、必要物資等、関係機関とどこまで連携がとれるのか。
- ・受け入れた場合の過ごしていただく場所や、毛布等物品、食料品等準備している。実際に受け入れた場合の訓練ができていない。(コロナのため)
- ・ライフラインの停止を想定し、カセットコンロや備蓄の水や食糧を100名程度(3日分)準備しています。
- ・町と福祉避難所として契約済。
- ・大規模災害時の協定は結んでおります。ただし、通所事業所ということもあり、夜間休日対応が難しいと考えています。私共の施設を利用しているご利用者は、重度の方が多い為、受け入れは、なかなか難しいと考えています。少しの場所提供等は、可能かと考えている次第です。
- ・食品、水の備蓄はある程度は準備できているが、十分かどうかは不明である。
- ・子ども用の備品しかないため、数日間避難する場合は、他から支援していただく必要がある。



5.地区別ワークショップから

(1) 地区別ワークショップの実施状況

本町には、小学校区のエリアを単位とする5つの『校区福祉委員会』と自治会単位の39の『地区福祉委員会』が組織されています。小地域ネットワーク活動とは、高齢者や障がいのある人、子育て中の親子など、支援を必要とする人が安心して生活ができるよう、地域住民の参加と協力による支え合い・助け合いの活動であり、『校区福祉委員会』と『地区福祉委員会』によって展開されています。

住民自身が地域の課題に気づき、めざす地域の姿を共有し、それに向かい具体的に何をすべきかを考えるとともに、地域福祉に関わる各種団体や活動者同士のつながりを強めるため、令和5年8月に『校区別ワークショップ』を開催し、「地区の課題・困りごと」、「課題解決のためにやるべきこと」、「地域や自分でできること」について話し合いをしました。

以下は、各校区福祉委員会の特徴とワークショップで出た主な意見を抜き出して整理しています。

	参加者数	開催場所・時間	地域貢献委員会※	
8月10日(木)開催				
1	中央小学校区 (8地区)	22名	ふれあいセンター 3階健康リハビリ室 19:00~21:00	永楽福祉会・熊取ひまわりの里
2	西小学校区 (7地区)	17名	ふれあいセンター 4階研修室 19:00~21:00	弥栄園・くまとり弥栄園・ライフケアながやま
8月22日(火)開催				
3	北小学校区 (6地区)	23名	ふれあいセンター 3階健康リハビリ室 19:00~21:00	アルカディア・伸栄福祉会・さくらこども園
4	東小学校区 (10地区)	24名	ふれあいセンター 4階研修室 19:00~21:00	つばさ・なかまの里・つばさ共同保育園
8月23日(水)開催				
5	南小学校区 (8地区)	19名	ふれあいセンター 4階研修室 19:00~21:00	熊取療育園・アトム共同保育園
6	ボランティア連絡会	23名	ふれあいセンター 1階健康づくり室 14:00~16:00	—

※地域貢献委員会：地域貢献委員会とは、熊取町社会福祉施設等地域貢献委員会。社会福祉法人及び医療法人の関係者で構成し、様々な地域福祉課題に協働して取り組み、地域福祉の向上に寄与することを目的とした熊取町社会福祉協議会が独自に組織している委員会。

(2) 校区の特徴と主な意見

①中央小学校区

□スローガン

～楽しく参加、みんなで交流～

□設立年月日

平成11年11月13日

□地域の特徴

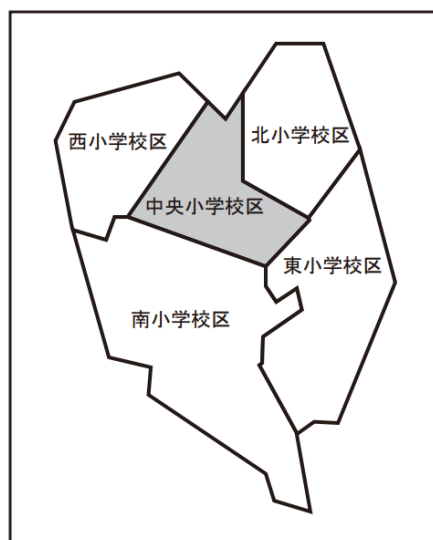
中央小学校区は、野田、五門、紺屋、大原、桜が丘、翠松苑、山の手台、新野田の8地区で構成されており、公共施設やスーパーなどもあり生活の利便性が良い校区となっています。

校区福祉委員会では「高齢者ふれあいの集い」「昔遊び交流会」「世代間ふれあいウォーキング」の3つの事業を実施し、企画立案は3部会（高齢者ふれあい部会、児童ふれあい部会、世代間ふれあい部会）が中心となって行っていることが特徴です。

【ワークショップのまとめ】

こども会や自治会活動への参加者の減少を課題と感じている地区が多く、自治会の仕事の見直しや若手の加入を促すための情報発信に関する意見が出されました。また、公園など子どもが集う場所が不足しているといった、コミュニティに関する意見も出されました。

さらに、高齢化の進行による独居世帯への支援や買い物支援、ひまわりバス(町内循環バス)を含む移動手段の確保に関する意見が出されました。



■地域や自分でできること

- ・自分たちはできることに精一杯取り組んでいるが、それを次の世代につなげていく必要がある。イベントの開催やチラシの全戸配布などで自分たちの活動を広げていくことが大事だと思う。
- ・自分たちでは解決できない道路の問題等については、地元の町議会議員や町長を動かしながら、行政がどれだけ動くかだと思う。
- ・自治会活動については、会長の仕事の責任が重たいと感じる。相談ごとが会長に集中している状況なので、役割分担や規約の改定なども必要だと思う。若い人には役員をしなくてもいいので自治会に加入してもらうなどの呼びかけも必要だと思う。また、自治会活動のメリットや楽しさ、どのように役立っているかなどについて発信する必要もある。
- ・行事には参加できなくても草むしりに参加する人もいた。挨拶を積極的にすることが大事。

②西小学校区

□スローガン

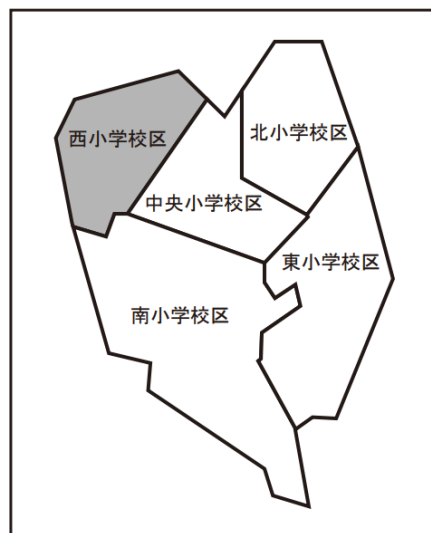
～だれもが安心して暮らせる地域をめざして～

□設立年月日

平成11年11月14日

□地域の特徴

西小学校区は、大久保、泉陽ヶ丘、水荘園、青葉台、大久保サニーハイツ、池の台、熊取グリーンヒルの7地区で構成されており、JR 阪和線や外環線が縦貫し、JR 熊取駅を中心に商工業地域と住宅地域が混在しています。



校区福祉委員会では、「ふれあい街歩き」「高齢者と西小1年生との昔遊びふれあいの会」「ふれあい講演会」「校区福祉委員役員研修会」などの事業を実施し、地域住民が顔見知りになり、あらゆる機会に相互にふれあえる場になるよう努めています。

【ワークショップのまとめ】

ひとり暮らし世帯の増加やこども会の活動が停止してしまっていることなど、高齢化や少子化に関する課題が多く挙げられました。また、1970年代に他の地域から越してきた世帯が多く、その世帯が地域を離れることによって発生した空き家の増加も課題として挙げられました。

自治会のなり手の不足や固定化、行事のマンネリ化については、活動のスリム化や必要性について検討すべきであるという意見が出ました。

また、高齢者の見守り活動の担い手については、これまで役割を担っていた自治会役員だけではなく、行政や小学生、大学生なども含めた多様な主体が候補として挙げられました。

■地域や自分でできること

- ・行政に頼るのではなく、昔のような義理人情や互助の精神、地域が密につながって、自分たちに何ができるか一人ひとりが意識して取り組んでいきたいと考えている。
- ・まずは自治会の行事や役員のなり手不足などの問題を優先的に検討していく必要がある。これまでのやり方を守るのではなく、必要に応じて見直していく必要があると思う。
- ・自治会の行事については、他地区との合同や連携を検討する。
- ・独居の方への見守り活動については必要だと思うので、自治会役員だけではなく、行政や民生委員児童委員などとも連携をとりながら進めていく必要があると思う。
- ・長生会に参加している人から長生会活動を通して見守り活動ができればとの意見もあった。
- ・自治会活動については、アルミ缶回収などに住民がもっと積極的に参加して、コミュニティを育てていくことができれば思う。

■地域や自分でできること

- ・災害対策として訓練の参加への呼びかけや、学校合同での訓練などがある。
- ・ごみ問題への対策として、助け合いのできるコミュニティの構築が考えられる。
- ・孤独・孤立対策については、孤立している家庭へお弁当を届けたり、敬老のお祝いを小学生が届けたり、大学生のボランティアに協力してもらうことが考えられる。
- ・自治会の担い手不足については、集金であれば電子決済を導入するなどのスリムな自治会活動に向けて検討が必要だと思う。

③北小学校区

□スローガン

～笑顔がとびかうまちづくり～

□設立年月日

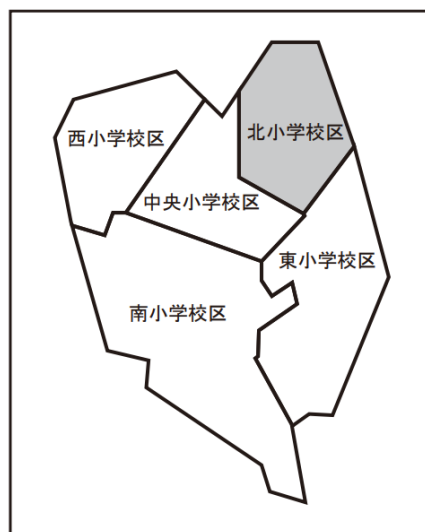
平成11年11月14日

□地域の特徴

北小学校区は町の北部地域にあり、七山、小垣内、つつじヶ丘、希望が丘、自由が丘、若葉の6地区で構成されています。

関西医療大学があり、保健看護や保健医療の専門職をめざす学生が集まり、地域の皆様へ健康維持・増進の情報提供が行われています。

校区福祉委員会では、北小学校区福祉委員会のスローガンである「笑顔がとびかうまちづくり」の実現をめざして、「北小学校1年生昔あそびの会」、歩行者優先のまちづくりのための「まち歩き」、より多くの方に地域福祉に関する情報を伝えるために「北小学校区福祉委員会だより発行」などに取り組んでいます。



【ワークショップのまとめ】

少子高齢化の問題が多く取り上げられました。独居の方に対する支援として相談窓口を設置したり、地域の中に窓口をつくったりといったアイデアが出されました。

日常的な挨拶やコミュニケーションを図るために、交流の場づくりに関する意見や、情報発信についての意見が挙げられました。

■地域や自分でできること

- ・福祉員の役員では、農業部会を立ち上げ、いきいき農園で作ったジャガイモ、ダイコン、タマネギを高齢者に配布している。
- ・健康を維持するための活動として、高齢課の協力も仰ぎながら、タピオ体操に一生懸命取り組んでいる。
- ・少子化の問題については、子どもと年寄りの交流の場を設けることが一番大事だと考えている。町が推進しているいきいきサロンで、入学や進級、卒業の際にお祝いを渡して、そこで子どもたちと高齢者の交流の場を設けてゲームなどを行っている。また、自治会の福祉の事業に子どもたちも参加できるような事業の推進も大事だと思う。
- ・防災については、自治会と福祉委員会で消防署による訓練と講習を受けている。防災に対する住民の意識を高めるためにも、防災訓練は年2回は実施していきたいと思う。
- ・少子高齢化に対して自分でできることとしては、地域を活性化するためにミカン狩りやラーメン館に行くなど、交流の場づくりを進めることが大事だと思う。
- ・高齢者の安否確認については、毎月1回3～4人で担当を決めて声かけをするようにしており、この結果を福祉の定例会で報告することになっている。

■地域や自分でできること

- ・災害対策については自分で散歩しながら危険なところを把握したり、食品や備品を備蓄しておく、情報をたくさん持つておくことがあると思う。地域をきれいにしておくことも重要。こども園を避難場所として認定し活用することもできると思う。
- ・子どもの見守り活動については、勤めている母親でも積極的に誘っていく。
- ・自治会が地域のイベントを盛り上げたり、福祉のことを広げる取組の推進について意見が挙げられた。
- ・竹公害が著しく七山病院の竹を以前ボランティアで伐採したが、地域の中では役場が伐採したのかボランティアが伐採したのかわからないような状態である。ボランティアの活動を SNS 等を活用して積極的に周知していきたいと思う。
- ・同じようにカラスによる被害等についても検討していきたい。
- ・声かけや訪問活動は丁寧に行っているが、向こう三軒両隣のミニコミュニティの活発化やちょっとおせっかいなおじさん、おばさんになることが重要だと思う。清掃活動やごみ拾いなどもすると、危険箇所が見つかったりすることもある。小さな声かけや挨拶、ごみ拾い活動が非常に役立つと思う。
- ・子ども向けの行事では子どもや母親・父親を巻き込んでいくことが必要。いきいきサロンを継続して実施しているが、乳児サロンというアイデアも出た。自治会や福祉の行事の工夫、次の世代にバトンタッチしていける工夫が必要だと思う。
- ・自分が畑で作った野菜を近所に届けることなどもしている。無理のない範囲で取り組んで気持ちよく受け取ってもらうように心がけている。
- ・相談をしてもらうための取組として、子ども 110 番のように、福祉 110 番やひまわりマークなどを掲げて相談先を設け、その相談先から必要な機関につなげることも考えられると思う。社会福祉協議会などと連携しながら、窓口を地域に増やすということは非常に大事だと思う。

④東小学校区

□スローガン

～世代の輪・地域の輪・みんなで交流の輪

広げよう！東小学校区のふれあいの輪！～

□設立年月日

平成11年11月15日

□地域の特徴

東小学校区は小谷、高田、久保、大宮、五月ヶ丘、緑ヶ丘、南山の手台、つばさが丘北、つばさが丘西、つばさが丘東の10地区で構成されています。

町の中で一番山手に位置し、高齢化も進んでいますが、宅地開発によって子どもの増加も見られます。

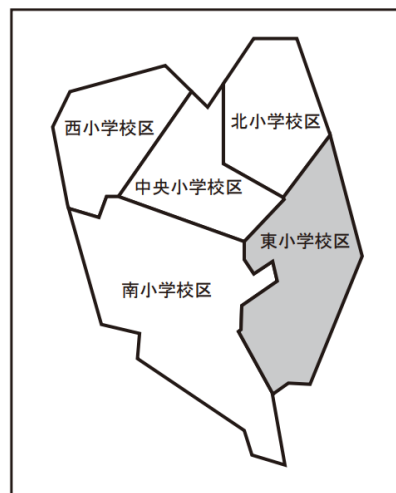
校区福祉委員会では、高齢者対策事業として「ふれあいの集い」、世代間交流として「東小学校児童との昔遊びの会」、「東小学校区福祉委員研修」などの事業を実施し、地域の方とのつながりや世代を超えたつながりづくりに取り組んでいます。

【ワークショップのまとめ】

災害対応や少子高齢化に伴う課題が多く出されました。災害対応については、地区防災マニュアルの作成や要支援者リストの共有の方法の検討、避難訓練などの実施ができることとして挙げられました。

また、買い物が不便であることについても意見が出され、隣近所の人との助け合いやネットスーパーの活用などが解決策として挙げられました。

自治会役員のなり手不足を解消するための方策として、役員手当を設定したり、役員に集中している仕事を分担するなどの意見が挙げられました。



■地域や自分でできること

- ・根底として近隣の人みんなと仲良くなるという部分が一番の土台にある。ごみについては基本的なルールを破らないとか、高齢者の見守りを各自行ったり、複数の機関と協力するような取組も必要だと思う。自治会関係ではチラシを自主的に作ったり、掲示板を貼り出して周知していくことなどがある。買い物については一緒に買い物に行くことや、スーパーの配送サービスを教えてあげるなどのことが考えられると思う。
- ・町には、地域の困りごとを各機関と連携して解決に向けて取り組んでいく地域貢献委員会という団体もある。そういう団体なども活用しながら、隣近所などと顔の見える関係づくりを行うことが重要だと思う。
- ・活動があれば積極的に参加していきたいと思う。
- ・自分ができることとして、住みやすく子育てしやすいまちをつくることがある。学校の行事に積極的に参加したり、熊取町が子育てしやすいまちであることを SNS などアピールしたりすることがある。

■地域や自分でできること

- ・介護の問題については、タピオステーションやクラブの活動へ参加を促したり、その制度の使い方をわかりやすくすることが重要だと思う。タピオステーションではいきいき高齢課が補助している健康講座が受けられるので、講座の情報を広めることが自分ができることとしてある。
- ・災害対策で自分ができることとして、避難経路の体験や防災訓練、避難ゲーム的な催しの開催や実際に自分で歩いてハザードマップを確認することがあると思う。
- ・交流を図る取組として、近所の神社で催される盆踊りや秋祭りについて周りの人を誘って世代間交流を図るようなことも考えられる。
- ・空き地については、退職後に農業を始める人に対して貸せるようなシステムの構築も考えられる。これについては、町や府で対応して欲しいと思う。
- ・自治会役員のなり手不足については、自治会の役員が減少しており、役員一人当たりの負担が大きくなっていることから、それを一人で抱えずに OB も含めて役割分担できるような取組が必要だと思う。

⑤南小学校区

□スローガン

～みんなが楽しめるイベント！

みんなに優しい地域づくり～

□設立年月日

平成11年11月27日

□地域の特徴

南小学校区は、成合、関空国際、和田、公社熊取、東和苑、美熊台、長池、朝代の8地区で構成されています。

町の南部に位置し、熊取町が誇る森林公園で大阪みどりの百選に選ばれている奥山雨山自然公園や、大阪みどりの百選・水源の森百選に選定されている桜の名所である永楽ダムなどがあり、自然豊かな環境です。また、「元気いっぱい！！夢いっぱい！！みんなが楽しめてみんなが誇れる」をコンセプトにした、子どもから大人まで楽しめる永楽ゆめの森公園もあります。

人口、世帯は、町内5校区の中で1番少ない校区ですが、高校や大学が立地している関係から、若い人が行き交う賑わいのある校区となっています。

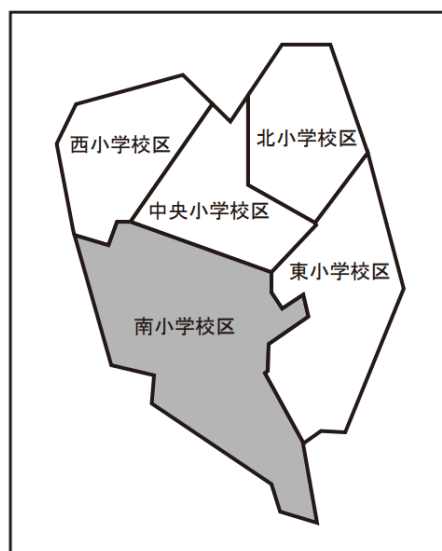
校区福祉委員会では、高齢者ふれあい事業として「高齢者訪問・声かけ運動」、地域ふれあい世代間交流事業として「秋のまち歩き」を実施、また「だんじり」ふれあいイベントへの協力を行い、スローガンである「みんなが楽しめるイベント！みんなに優しい地域づくり」に取り組んでいます。

【ワークショップのまとめ】

南小学校区では、高齢化や少子化を要因とした課題が多く出されました。子どもの減少によりこども会が休会になっていることについては、地区を超えた行事の開催などのアイデアが出されました。高齢化によりこれまでの自治会活動の維持が難しくなっている状況については、自治会の取組・やり方の見直しや、経験者によるサポート体制の整備、新たな人材の発掘が必要であるなどの意見が挙げられました。

■地域や自分でできること

- ・自分が一人で取り組んでいることでも、周囲の人が自分もやってみようかな、大変そうだから手伝うよと広がっていく取組もある。一人でも仲間を見つけて、そこから輪が広がっていく。地区の連携や地区を超えた場づくりなどが大事だと思う。
- ・経験を生かしてサポートしたり、負担をシェアしたりすること、情報を次の世代に共有していくことを考えていきたい。
- ・つながりをつくるために挨拶をしたり近所の方々と仲良くすることや地域の活動に自主的に参加することだと思う。



■地域や自分でできること

- ・ボランティアの育成や高齢者の事故防止のためにひまわりバスの利用を促進したりすることもできると思う。
- ・南小学校区全体で行事をしていくことができれば、こども会がない地域でも参加できると思う。
- ・ごみ出しについて、認知症の方が増加していて家の中がごみ屋敷状態になっていることもある。また、ごみ出しのルールが守れない人もいる。ごみ出しの日には近所で声を掛け合って、ごみ出しを促すような取組も必要だと思う。
- ・こどもの見守りについては親も協力して進めていくことができればよいと思う。
- ・畑での鳥獣被害や歩道がきちんと整備されていない状況があるが、これらは町役場にも相談していきたい。

⑥ ボランティア連絡会

空き家の増加や移動手段の確保等について多くの意見が出ました。空き家対策については空き家バンクの情報を提供したり、行政と連携するなどのアイデアが出されました。また、移動手段の確保については、ひまわりバスの運行ルートの変更や道幅が狭く歩行者や自転車、車が危険な状態であるため車両を小さくしてほしいといった意見が出ました。

高齢者等に対して自分ができることとして、声かけや挨拶といった意見が出ました。

■ 地域や自分でできること

- ・何か手伝えることがないか声をかけてみるのが重要。
- ・足が衰えないように運動をがんばること。
- ・ボランティア活動のメリットや楽しさを発信することも取り組めると思う。
- ・ごみ出しについては、前日からごみを出すとカラスの被害が発生するので、当日に出すことやネットをしっかりとかけることだと思う。
- ・こどもの登下校は見守る。
- ・道路が狭く危険なことから、自分自身が安全運転を心がけることだと思う。
- ・移動が難しい方に対して通販や移動販売の紹介をしたり、情報を必要としている人に自分の持っている情報を伝えてあげることが必要だと思う。
- ・できる人に無理のない程度でいろんなことをお願いするようにしたい。
- ・スーパーで購入したものを届けてくれるサービスもあるので、その情報を発信する。
- ・助けてもらったら感謝することが大事。
- ・笑顔で挨拶することも大切だと思う。
- ・ボランティア活動について大変さではなく楽しさを周りの人に共有できるようにすることが大事だと思う。
- ・ひまわりバスは利用者が減少して本数が減少すると困るので、積極的に利用するようにしたい。
- ・ほかの市町村にお金が出ていってしまうのを防ぐため、町にふるさと納税をする。
- ・SNS の活用については若い人に教えてもらうなど、コミュニケーションをとりながら進めていく。
- ・道路の清掃については自治会の会長にお願いしたり、定期的に清掃活動を行うことも考えられると思う。
- ・人への気配りを忘れず、穏やかに接する。

(3) 課題と分析

ワークショップでは本町における福祉のまちづくりの姿を定めるため、福祉のあり方について、課題や困りごとを出し、それに対するアイデアや意見を話し合いました。

・少子高齢化の進行

本町は、年少人口及び生産年齢人口が減少し、高齢者人口は増加している状況で、高齢化率は約29.4%となっています（住民基本台帳：令和5年1月1日現在）。また、総人口も減少傾向にあります。このような状況の中、各地域においても、少子高齢化や人口減少に伴う課題が山積しており、地域活動を存続することが難しい状況であることが推察され、ワークショップにおいても、高齢化や少子化に伴う様々な課題が出されました。

・担い手不足

まず、少子高齢化に伴う課題として、自治会の運営やひとり暮らし高齢者に関する意見が出されました。自治会運営については、これまで会長や役員などの役割を担ってきた人々が少子高齢化により退き、その後継者の確保が難しい状況が多く見られました。

また、自治会の加入者が減少傾向にある一方でこれまでの活動を継続して行っているため、会長や役員などに負担が集中・増大している状況が発生しています。こうした課題に対して、自治会運営のあり方やこれまでの活動方法を見直したり、アプリなどの活用による回覧板の廃止、他市町村の自治会の好事例を導入したりするなどのアイデアが出されました。また、高齢の一人暮らしや夫婦の世帯が増えている中、その人々が必要としている支援が見えない状況や個人情報意識するあまり支援が行き届いていないのではないかといった意見が出されました。こうした課題については行政との連携も必要だと考えられますが、住民ができることとして、見守り活動や近所同士の積極的な声かけによるコミュニケーションの活発化が重要だと考えられます。

・少子化に伴うこども会活動

少子化については、こどもの数が減少していることによりこども会の存続が難しく活動を休止している地区がありました。この課題に対して、地区を超えて広域の連携を図ったり、自治会がこどもを対象とした催しを企画するなどの意見が出されました。今後も少子化は継続していくものと考えられるため、自治会などの既存の組織の活用のほか、こども会の活動の意義や活動内容の見直しなども必要だと考えられます。

・移動手段の確保等

そのほかにも、交通については、高齢者や障がい者の移動手段の確保、道路の整備についての課題が出されました。防災対策については、普段の生活の中でハザードマップや避難経路を確認したり、ゲーム感覚で学べる避難訓練を実施したりするなどの意見が出されました。有事に備え、平素から防災に対するハードルを高めすぎずに、身近な形で知識・意識を深めていくことが必要と考えられます。

本ワークショップで出された意見は、住民が現在の生活の中で感じている課題だけでなく、少子高齢化に伴って、地域の生活を維持しづらくなるのではないかという不安を反映したものが多く見られました。町としてはこうした意見を考慮し、今後進行していく少子高齢化の中でも地域のつながりや支え合いの体制を維持できるよう、既存の体制にこだわらない新しい形の自治会運営や関係する機関・団体との連携強化を推進することや、高齢者など日常生活・災害等の有事の双方で弱者となり得る人が安心して暮らしていける見守りや支援、地域の足の確保を意識していくことが重要と考えられます。



6.地域福祉推進の課題

単身世帯の増加や少子高齢化の進行、ひとり親家庭、高齢者世帯、障がい者手帳所持者の増加など、支援を必要としている人が増加している状況にあります。

また、分野ごとに推し進める福祉施策や困りごとや悩み、抱える問題、必要としている施策や住民ニーズは多様化、複合・複雑化しています。これらの現状やアンケート等を踏まえ、地域共生社会の構築に向け、次のとおり課題を整理しました。

POINT



(1) 高齢者が安心して暮らせる環境整備

本町の高齢化率は30%に迫り（令和5年1月1日現在 住民基本台帳人口）、住民の約3人に一人が高齢者となっています。本町では高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう、関係機関や各種団体、地域住民などによる見守り活動や、公共施設等への手軽な交通手段として町内循環バス（愛称：ひまわりバス）を運行するなどの取組を行っています。

住民アンケートでも、高齢者に対する関心の高さがうかがえ、「関心のある福祉分野」として、6割を超える人が「高齢者に関すること」と回答しています。「高齢者が安心して暮らすために重要だと思うこと」としては、「地域の人とふれあえる場所や機会」や「買い物や通院などの移動手段の確保」、「高齢者を見守る安否確認の仕組みづくり」が高い割合となっています。

同様の傾向は、ワークショップで出された意見にも表れています。

高齢者が増加する中、本町において高齢者が安心して暮らしていけるよう、買い物や通院など日常生活において移動の不便を感じる事のない交通手段の整備や、地域の住民や団体と協力したひとり暮らし高齢者の見守り体制の構築など、さまざまな側面から、安心して暮らせる環境整備を図っていく必要があります。

(2) 災害時にも頼れるつながりづくり

本町では、平成28年には自治会の加入率が9割近くになるなど、古くから地域コミュニティによる活動が盛んで、自治会（区）や青年団、婦人会やこども会などにより、地域の伝統行事である「だんじり祭り」や「盆踊り」なども行われてきました。

一方で、2010年頃にかけての人口流入や農村型集落から大都市近郊住宅都市への変貌は、地域や近所におけるつながりの希薄化をもたらしていると考えられます。こうした実態は、ワークショップにおいて、近所や地域におけるつながりの希薄化を危惧する意見が出されたことからもうかがえます。このようなつながりの希薄化は、日常生活以上に、災害時などの際に高齢者や障がい者、本人を支援する人に対して、大きな影響をもたらすと考えられます。

本町では、災害発生時に地域で取り組んでほしいことなどを「まちぐるみ支援制度の手引き」にまとめ、「つながろう！！向こう三軒両隣」をキーワードに、地域と連携した災害時における避難支援体制整備を進めています。

住民アンケートでも、災害時の備えとして必要だと思うこととして、「危険箇所の把握」などと並び、「日頃からのあいさつ、声掛け」、「災害時に自力で避難することが難しい人の把握」など、地域における住民同士の関係構築に関わる内容が5割を超えています。

近くにどんな人が住んでいるのかを把握し、日常的に顔の見える関係を図っておくことは、いざという時の備えとしても重要です。誰もが地域において安心して暮らせる環境づくりのために、住民一人ひとりが主体的、積極的に活動するとともに、民間事業者、社会福祉法人、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、行政等といった多様な構成員が普段からコミュニケーションをとりあい、関係を深化することが必要です。

(3) 若年層をはじめ多世代の地域福祉活動に対する関心の高揚

本町では、現在、町内各小学校区単位での校区福祉委員会が組織され、活発に小地域ネットワーク活動が展開されています。しかしながら、このような地域福祉活動の担い手は少子高齢化の進行とともに減少しており、次の世代の担い手の確保が急務となっています。

ワークショップでも、地域福祉活動の母体となる自治会役員の高齢化と担い手確保に関する意見が挙げられ、そのために自治会活動の負担軽減や自治会の魅力・必要性の発信が必要という提案も出されました。他方、住民アンケートを見ると、地域福祉活動の将来の担い手となる若年層の意識・関心の低さが見て取れます。例えば、「近所や地域において助け合いや支え合いの意識が広がっていると思うか」という問いに対しては、18～29歳の72.7%が「どちらかといえば広がっていない」、「広がっていない」と回答しています。また、近所や地域で助け合う活動への参加意向では、30代で特に低くなっている現状があります。

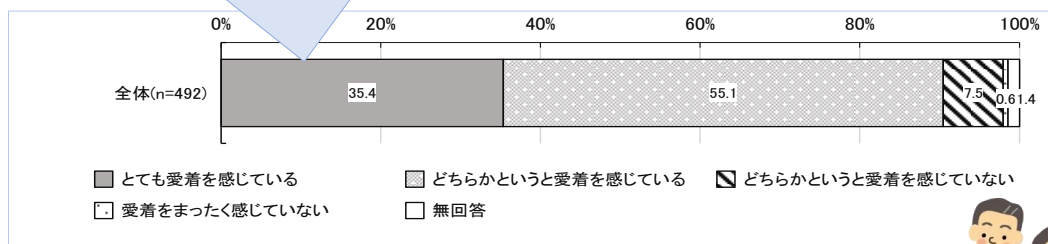
今後、本町における地域福祉活動を維持・発展させていくにあたっては、若年層をはじめ多世代の住民の参画が大切です。多世代の住民の参画によって地域福祉活動の内容の広がりがさらに期待できます。

このため、地域福祉活動の重要性を訴えることはもちろん、活動の魅力やメリットの発信、若年層の関心に即したコミュニケーションや若年層に適切に「頼る」ことによって役割意識を持ってもらうこと、活動負担の軽減などの取組を通じて、若年層の地域福祉活動への意識・関心を高めていく必要があります。

一方、お住まいの地域に愛着を持っているかについては、「どちらかという愛着を感じている」が55.1%と最も高く、次いで「とても愛着を感じている」(35.4%)となっており、“愛着を感じている”人は、90.5%に達しています。これらの人々をいかに地域福祉活動に引き込んでいけるかが大切な視点です。

問 あなたはお住まいの地域にどの程度の愛着をもっていますか。

町への愛着度は高いものがあります。



(4) いつでも相談しやすい体制づくり

本町では、臨床心理士が相談に応じる「子どもの育ち相談」や保健師、助産師、看護師、栄養士、歯科衛生士、保育士が相談に応じる「子育て相談（すくすく相談）」、高齢者の健康や権利問題、介護など幅広い相談に応じる「地域包括支援センター」やCSW など、様々な世代の住民の方が困りごとや悩みを相談できる体制づくりを進めています。

住民アンケートでも、「地域で助け合い支え合いの輪を広げていくために必要なこと」として、「気軽に相談できる体制をつくる」が最も多くなっており、相談できる環境については住民の関心も高いことがうかがえます。細かく見ていくと、「地域共生社会に向けて優先的に取り組むべきこと」については、「役場に総合的な相談窓口を設置する」、「相談しやすいように窓口等の開設時間や相談受付の方法を改善させる」など役場の体制として相談できる環境整備を検討したほうがよいという内容のほか、「相談に行けない人、行かない人を地域で見つけられるようにする」、「住んでいる地域においていつでも相談を受けられるようにする」など、より住民の暮らしに近い形で、相談ができる環境整備についても高い関心が見られました。

今後こうした住民の関心も踏まえ、町としての相談体制の一層の充実に加えて、例えば子育ての先輩である団塊世代が若い父親・母親の悩みを聞いたり、地域で相談できずにいる人を発見して支援につなげたりできるようにするなど、誰もが困りごとや悩みを抱え込んだり孤立したりせず、安心して暮らせる環境づくりも重要です。

(5) 身近なところで、多様な手段で情報を得られる体制づくり

地域福祉にかかわる機関や専門職の認知については、「名前も活動内容もよく知っている満足している」では、社会福祉協議会が46.3%と最も高く、次いで地区福祉委員会(38.2%)があげられています。この率はかなり高いものと思われま

そして、地域福祉に関する情報の入手先については、「町広報紙から」が77.6%と最も高く、次いで「社会福祉協議会の広報紙から」(46.7%)となっており、貴重な情報の入手先となっています。

しかし、情報通信機器の利用状況についてで、「利用している」では、スマートフォン(81.9%)、タブレット端末(44.5%)等となっていることを考えると、年代層によって多様な情報取得の方法が広がっているものと思われま

社会のデジタル化が進む現代において、これまでの広報紙やホームページといった情報伝達手段に加え、年代層に合わせた情報伝達手段を検討する時期に来ていると考えられます。

第2章

計画の基本的な考え方

第2章 計画の基本的な考え方

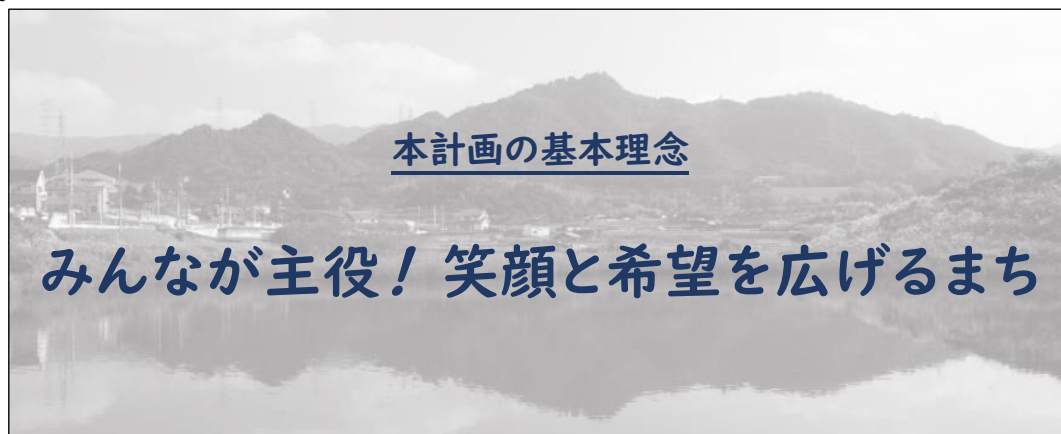


1. 基本理念

(1) 福祉のまちづくりの方向性

本町では、まちづくりの指針となる「熊取町第4次総合計画」(平成30年～令和9年の10年間)において、町の将来像を「住みたい 住んでよかった ともにつくる “やすらぎ” と “ほほえみ” のまち」としています。

地域福祉計画は、第4次総合計画が掲げるまちづくりの方針やまちの将来像、10年後の目標を実現するための一翼を担うものであり、福祉が必要な人に福祉を届けるといった役割だけでなく、地域で誰もが支え合って暮らしていけるという、まちそのものの魅力を向上させる役割を持っていることを認識して、総合計画が掲げるまちづくりの指針に沿って、住民、関係機関・団体、サービス事業者、行政等が一体となって地域福祉を推進していきます。



(2) 本計画の基本理念

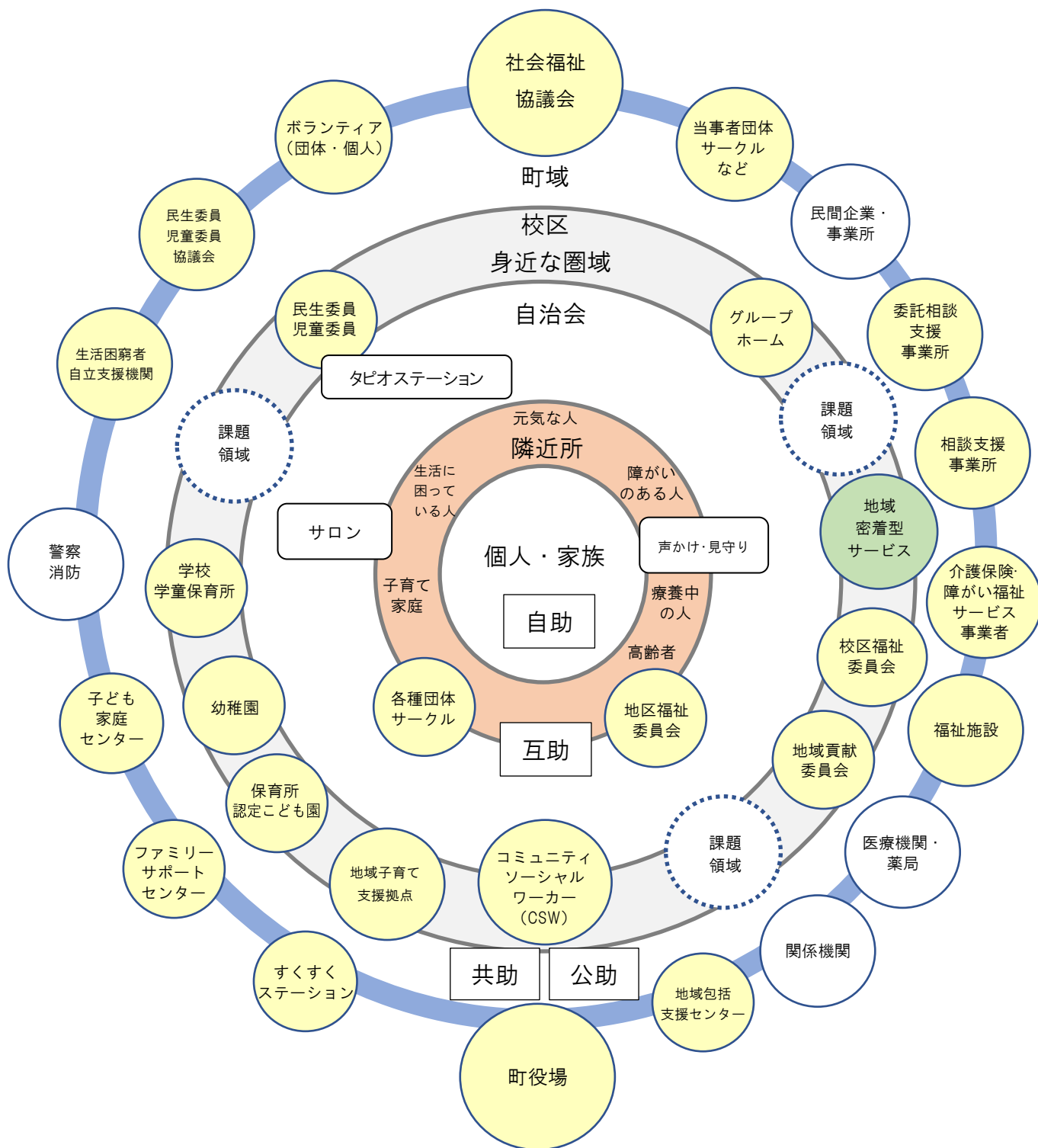


自分の住む地域で子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、全ての人の人権が尊重され、いきいきとした生活を送ることができるよう、住民や地域、事業者、社会福祉法人、行政等が支え手側と受け手側に分かれるのではなく、「我が事」のように、「丸ごと」つながり合える地域をともに力を合わせてつくる「地域共生社会」の実現をめざし、本計画の基本理念を定めます。

この基本理念は、熊取町に関わる全ての人が、年齢や性別、障がいの有無、所属などに関係なく、主役として・当事者として、共に支え合い生涯を通じて活躍できるまちをつくらうという思いを込めたものです。住民・町・事業者など様々な主体が、それぞれの個性や専門性、知識や資源などを活かし、「みんなが主役! 笑顔と希望を広げるまち」をつくっていきましょう。



2.本町における地域福祉のネットワークイメージ



3. 施策展開の基本目標



基本目標	基本施策	取組
1 地域福祉を担うひとづくり	(1) 福祉意識の醸成	① 福祉に関する意識の普及・啓発
		② 福祉に関する教育の推進、学習の場や交流の機会づくり
		③ 家庭や地域における福祉教育・学習の推進
	(2) 担い手の育成・支援	① 地域の福祉活動を支える新たな人材の育成
		② 地域のボランティア団体、NPO 法人や人材の育成・支援
		③ 民生委員児童委員活動の支援
④ 専門職の資質向上		
⑤ 福祉人材の育成支援		
2 助け合い、支え合いがひろがる地域づくり	(1) 小地域ネットワーク活動の推進	① 小地域ネットワーク活動等の地域における活動への支援
		② だれもが参加できる地域の居場所づくり
		③ つながりの再構築
	(2) ボランティア、NPO 法人、福祉関係団体等の活動の促進と連携の強化	① ボランティアや福祉関係団体間の交流、支援体制の充実
		② ボランティア活動の推進
		③ 多様なボランティアの発掘・養成
		④ ボランティアセンターの機能充実
		⑤ 地域での見守り・支援体制の充実
	(3) 地域福祉活動に対する支援	① 地域福祉活動の拠点づくり、地域活動に必要な資機材の貸出
		② 地域課題を共有する場づくり
		③ 住民の理解を深めるための啓発
		④ 社会福祉施設等による専門性を活かした地域支援
⑤ 安定した財源の確保		
⑥ 情報交換の仕組みづくり		

基本目標	基本施策	取組
3 受けやすい相談とサービスの仕組みづくりと提供	(1) 情報提供と発信体制の充実	① 福祉サービスに関する情報提供の充実
		② 情報提供の仕組みづくり
	(2) 重層的支援体制の整備	① すべての人びとのための仕組みづくり
		② 相談と参加支援
		③ アウトリーチや他機関の協働
	(3) 包括的な相談支援体制の充実と総合的なケアマネジメント	① 受けやすい相談窓口の体制の充実
		② 福祉サービスを必要とする人に対する相談体制の充実
		③ 総合的なケアマネジメントの充実
		④ 解決に向けた専門機関との多機関連携
		⑤ 孤立死対策
		⑥ 生活困窮者への支援
		⑦ ひきこもりなどへの支援
		⑧ 再犯防止施策の推進
(4) 福祉サービスの提供と連携、質の向上	① 各種福祉サービスの提供	
	② 住民と連携した地域の生活課題を解決するサービスへの取組	
	③ 福祉サービスの質の向上	
4 人権が尊重されるまちづくり	(1) だれもが暮らしやすいまちづくり	① 福祉的配慮のある施設整備
		② ユニバーサルデザインの推進
		③ 相談窓口の体制整備
	(2) 人権尊重の推進	① 人権に関する教育・啓発の推進
		② 虐待防止と対応
		③ 差別解消の促進
		④ 障がい等についての正しい理解の促進
		⑤ 認知症の正しい理解の促進
	(3) 権利擁護の充実・啓発	① 地域連携ネットワーク
		② 成年後見制度の利用促進
		③ 担い手の発掘・育成方法の検討
		④ 日常生活自立支援事業の推進
		⑤ 苦情相談・解決の対応
	(4) 防災・防犯対策の充実	① 避難行動要支援者及び要援護者への支援体制づくり
		② 防災訓練
		③ 防災・減災活動とネットワークづくり
		④ 災害時のコミュニケーションとつながりづくり
		⑤ 災害時における支援体制の整備
		⑥ 防犯力の向上、消費者被害対策

第3章

地域福祉の推進に向けた取組

第3章 地域福祉の推進に向けた取組



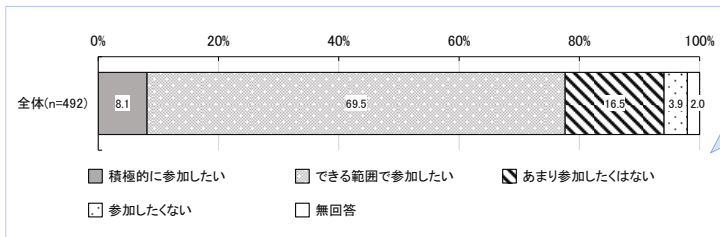
基本目標 1.地域福祉を担うひとづくり

(1) 福祉意識の醸成

現状・課題

- 地域福祉の啓発については、ホームページやくまとり社協だより、ボランティア情報くまとりに掲載し、周知に努めていますが、町民が情報を入手しやすくなるように、周知方法の工夫及びわかりやすいホームページの改良が必要です。
- 地域福祉を推進するためには、すべての人が尊重され、尊厳を持って生きることができるよう、お互いが認め合い、受け入れ合い、一人ひとりが福祉に関心を持つことが大切です。
住民アンケートでは、近所で助け合いや支え合いの意識の広がりについて、「広がっている」「どちらかといえば広がっている」の回答が合わせて17.9%となっています。しかしながら、「どちらともいえない」の回答が45.3%と高いことから、意識の広がりについての取組が必要です。
- また、「今後、地域で助け合う活動に参加したいと思いますか」について、「積極的に参加したい」「できる範囲で参加したい」の回答が合わせて77.6%と高い割合となっており、助け合い活動に積極的であることが表れています。

問 今後、地域で助け合う活動に参加したいと思いますか。



ワークショップでは、「地域の問題や課題について解決をしたいが、話し合う機会がない」「地域福祉に関心のない人がいる」「隣の人との付き合いが弱くなっている」などの意見がありました。

- 「地域共生社会」の実現に向け、他人事を「我が事」のように考え、地域の課題を「丸ごと」受け止めることができる地域づくりを進めていくことが必要です。そして、あらゆる世代の住民が、身近な地域での「つながり」の大切さを実感し、地域の課題を自分自身の課題として捉え、地域全体で解決に取り組む意識の醸成が促進されるよう、地域福祉についての普及・啓発や実践、具体的な福祉活動を経験する機会を増やすようにしていく必要があります。そして、重層的支援体制整備事業の実施に向けた取組を進めていく必要があります。

「取組主体」の説明

- 行政：熊取町の行政機関（※福祉サービス事業者を含む）
- 社協：熊取町社会福祉協議会（※福祉サービス事業者を含む）
- 住民：町内にお住まいのすべての方、町内に通勤・通学されている方

取組

①福祉に関する意識の普及・啓発

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
地域福祉の普及・啓発	「地域共生社会」の実現に向けて、「我が事・丸ごと」の地域づくりが促進されるよう、地域福祉計画及び地域福祉活動計画の概要版を校区・地区福祉委員会の会議の場で配付し、普及・啓発に努めます。 また、併せて、わかりやすいホームページの改良や社協くまとり、ボランティア情報くまとりに掲載するほか、SNS（フェイスブック、ツイッターなど）なども活用して周知に努めます。	行政 社協

②福祉に関する教育の推進、学習の場や交流の機会づくり

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
熊取ゆうゆう大学での学習機会の提供	人生 100 年時代の基礎となる「体験楽部」「教養楽部」「ゆうゆう楽部」の体系に沿った講座内容や現代課題に沿った講座内容を中心に、講座の充実に努め、住民ニーズに対応した学習機会の提供とともに学習の成果が活用できる仕組みの構築を推進していきます。	行政
福祉教育の推進	学校と地域、社会福祉施設などが連携し、福祉教育の取組を様々な教科と関連づけ、学校教育活動全体として進めるとともに、子どもの頃から福祉への理解や関心を広げるため、楽しみながら学習ができる体験型イベントなどのプログラムを充実します。	行政 社協 住民
福祉教育協力校との連携強化	カリキュラムマネジメントの視点を取り入れ、学校教育活動全体として進めていけるよう、福祉教育の担当教諭と定期的な懇談会の開催や、社会福祉協議会職員または講師の派遣による出前講座、疑似体験用具の貸出等により、学校と連携体制を強化することで、児童や生徒の福祉やボランティア活動への理解と関心を高めます。	行政 社協 住民

③家庭や地域における福祉教育・学習の推進

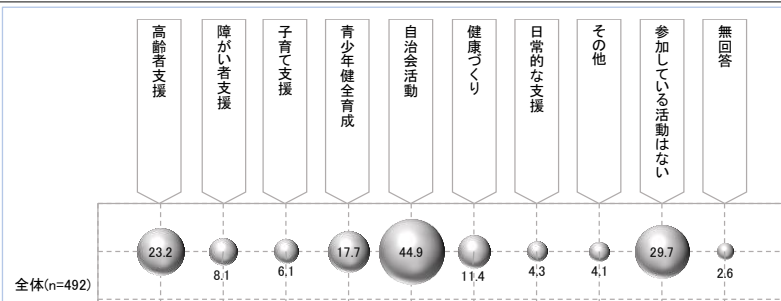
取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
家庭や地域における福祉教育の推進	学校と連携し、家庭や地域での福祉教育が推進できるよう、子どもを通じた親の関心拡大のため、親子で参加できるプログラムの企画のさらなる開発に努めます。さらに、児童や生徒が自主的に学習できるよう、福祉ハンドブックを作成します。	行政 社協 住民

(2) 担い手の育成・支援

現状・課題

- 少子高齢化社会の進展に伴い、地域における見守りや手助けが必要な人、福祉サービスに対するニーズは今後も増加していくことが予想されます。
- 住民アンケートでは、現在、参加している地域の助け合い活動については、「自治会活動」が 44.9%と最も高く、「高齢者支援（声かけ・見守り・趣味活動への協力・訪問など）」（23.2%）、「青少年健全育成（児童の登下校の見守り・こども会への協力など）」（17.7%）等の順となっていますが、年齢別では、「参加している活動はない」が 18 歳～29 歳が 81.8%で最も高くなっていることから、若い世代から壮年層にかけての意識の変化と参加が求められます。

問 あなたは現在、参加している地域の助け合い活動はありますか。



ワークショップでは、リーダーの高齢化や負担の重さなどの意見があり、担い手不足が言われていますが、幅広い層の参画が求められます。

取組

①地域の福祉活動を支える新たな人材の育成



取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
若年層の参加促進	若年層が地域福祉の理解と関心を高めてゆくことができるよう、若年層の参加率の高い地域が実践しているプログラムを 39 地区福祉委員会を対象とした実践報告会などの研修で情報を共有するとともに活動を支援することで各地区にいる若年層の地域福祉への関心を高めることに努めます。担い手の方の活動の場を広げるため、登録ボランティアの地域のふれあいサロンへの派遣を推進し担い手づくりに努めます。	社協 住民
活動の機会の充実	セカンドキャリアの人々が、それぞれの経験や知識・技術を活かした地域福祉の担い手となるよう「運転ボランティア」「生活支援ボランティア」等の研修の機会を充実させるとともに、セカンドキャリアを対象とした活動の周知に努めます。	社協 住民
地域組織における多世代交流の確保	昔遊び交流、餅つき大会、農作物の収穫と配布事業など、地域住民や団体など多様な主体が協働して参加できる世代間交流事業の開催支援に努めます。	社協 住民

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
認知症サポーターが活動してもらえる仕組みづくり	令和5年3月末日現在で、のべ4,149人の方が認知症サポーターとなられています。令和4年度からは全小学校の5年生または6年生にキッズサポーター養成講座を実施することができ、若年世代へも拡充することができました。また、令和4年度から認知症サポーター受講修了者に対し、サポーターの認知症に関する知識を深め、実際の支援活動につなげることを目的に認知症ステップアップ講座を実施しています。認知症の方やその家族を支援する仕組みであるチームオレンジの結成をめざして、認知症サポーターが活動してもらえるよう仕組みづくりに努めます。	行政
ゲートキーパーとしての人材養成	住民の自殺を防止し、その命を守るため、身近な存在として自殺の兆候にいち早く気づくことができるよう、その役割を担うゲートキーパーとしての人材養成の内容を精査して進めます。	行政
自主活動グループの活動支援	地域で活動する自主活動グループについて、活動を継続するための支援を行います。	行政 住民

②地域のボランティア団体、NPO法人や人材の育成・支援

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
ボランティアの発掘、育成の場づくり	ボランティア養成講座をはじめ、ボランティアに関わるきっかけとなる場づくりに努めるとともに、住民の方にとって参加しやすい講座や、相談しやすい場づくりに努めます。	行政 社協
NPO法人や活動団体等の活動支援	活動を支援する広報活動などの支援を行うとともに、活動に必要な情報の提供に努めます。また、福祉活動団体・NPO法人の情報を、広報紙等を通じての周知に努めます。	行政 社協

③民生委員児童委員活動の支援

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
民生委員児童委員活動の支援	民生委員・児童委員を多くの住民に知ってもらえるよう、継続した啓発に努めます。また、身近な相談者として、必要な知識を学べるよう、民生委員児童委員に研修を継続して行います。さらに、相談支援機能の充実のため、民生委員児童委員との関係性を強めていきます。	行政 社協

④専門職の資質向上

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
専門職の資質向上	<p>地域における新たな担い手を支援するため、最新の制度や施策の情報を収集し、福祉関係従事者が必要な知識を習得することができるよう、研修会の開催や紹介、情報提供を行い、より高度なニーズに応えるための専門性を高めます。</p> <p>コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や社会福祉協議会職員が、地域の担い手を育成・支援するため、専門性を高めるための研修機会の確保に努めるとともに、情報収集などによりスキルの向上を図ります。</p>	行政 社協

⑤福祉人材の育成支援



取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
福祉人材の育成支援	<p>幅広い年代の人々がボランティア活動等に関心を持ち、福祉分野での実践活動の契機となるよう、ボランティア入門講座や、分野ごとの内容を含めスキルアップをめざした講座の開催を行います。</p> <p>また、短期インターンシップの受け入れのための周知に努め学生の受け入れを行うとともに、ボランティア入門講座を含む各種講座のPRを広く行い、人材育成に努めます。</p>	社協



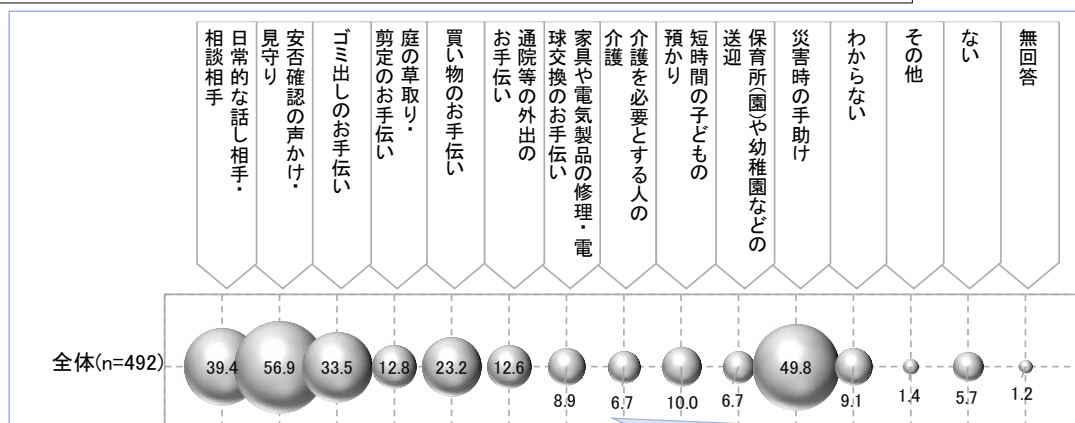
基本目標2.助け合い、支え合いがひろがる地域づくり

(1) 小地域ネットワーク活動の推進

現状・課題

- 地域に身近な活動である小地域ネットワーク活動は、地域での交流の場として、新たな人との出会いを生み、助け合いの基盤づくりの場として重要な役割を果たしています。その活動は定着しつつありますが、幅広い年齢層の対象者への活動のひろがりや、住民同士の支え合いの活動の活性化が求められています。
- 住民アンケートでは、近所で困っている人がいる時、できることについては、「安否確認の声かけ・見守り」が56.9%と最も高く、次いで、「災害時の手助け」(49.8%)、「日常的な話し相手・相談相手」(39.4%)、「ゴミ出しのお手伝い」(33.5%)等の順となっています。

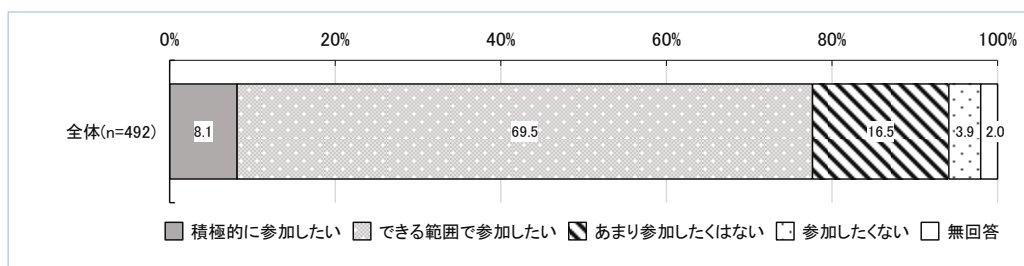
問 あなたは近所で困っている人がいる時、活動できることはありますか。



ワークショップでは、高齢の一人暮らしや夫婦の世帯が増えている中、その人々が必要としている支援が見えない状況や個人情報意識するあまり支援が行き届いていないのではないかといった意見が出されました。

また、今後、地域で助け合う活動に参加したいかについては、「できる範囲で参加したい」が69.5%と最も高く、次いで「あまり参加したくはない」(16.5%)、「積極的に参加したい」(8.1%)、「参加したくない」(3.9%)の順となっており、「参加したい」は、77.6%あります。

問 あなたは今後、地域で助け合う活動に参加したいと思いますか。



●地域において住民同士による支え合いや助け合いの活動は、高齢者のみならず、障がいのある人、子育て中の親子等、全ての住民にとって暮らしやすい地域につながるものです。

地域での見守り、声かけ訪問活動などの「個別支援活動」やいきいきサロン活動などの「グループ支援活動」など、小地域ネットワーク活動を実施する校区・地区福祉委員会やボランティア団体等へ支援をし、地域全般にネットワークのサービスが広がっていくようにする必要があります。

取組

①小地域ネットワーク活動等の地域における活動への支援



取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
地域における活動への支援	<p>支援を必要としている人へ、見守り・声かけ訪問活動を行います。いきいきサロン活動を通して、ボランティアと高齢者・障がいのある方などとともに活動・運営しながら、楽しい仲間づくりを行うなど、地域とのつながりの機会を提供できるように、関係団体との連携の強化を図ります。</p> <p>昔遊び交流、餅つき大会などの世代間交流事業を通して、地域のあらゆる世代が参加し、交流する場を提供します。これらの小地域ネットワーク活動を重層的に進めることで、地域への愛着を深め、支え合い助け合える関係づくりを推進します。</p> <p>「福祉委員活動説明会」「福祉委員実践交流会」の研修会や関係機関の情報交換を目的とした「小地域ネットワーク活動推進委員会」などを開催し、地域福祉活動に対するスキルの向上を図れる機会を提供します。</p>	社協 住民

②だれもが参加できる地域の居場所づくり

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
地域の居場所づくり	<p>各種団体・グループや、子育てや介護に悩んでいる人、障がいのある人など当事者支援や居場所への参加手段の拡大を検討するとともに、周知とPRに努めます。</p> <p>また、地区福祉委員会と連携し、だれもが気軽に集える居場所づくりを促進します。</p>	社協 住民

③つながりの再構築

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
顔の見える関係づくり	地区福祉委員会と連携し、あいさつ運動を通じて子どもから大人までの日々のコミュニケーション	社協 住民

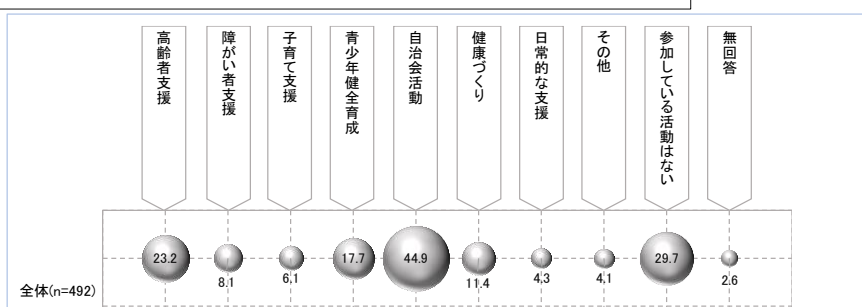
取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
参加を呼びかける仕組みづくり	を深め、見守り体制の拡充を図ります。 認知症フレンドリーキッズ授業や GOING（地元大学のボランティア共催のニュースポーツ体験）を開き、地域活動への参加を促します。 また、幅広い世代が参加できる講座を企画していきます。	社協
世代に合った情報発信	校区・地区で開催している見守り活動やサロン活動、イベント活動について、「くまとり社協だより」、ホームページなどで住民に周知します。 また、世代に合った情報発信の方法について検討するとともに、ホームページのリニューアルを通じ情報発信の強化を図ります。	行政 社協

（2）ボランティア、NPO 法人、福祉関係団体等の活動の促進と連携の強化

現状・課題

- 今後の地域福祉の担い手の確保のためにも、地域福祉活動やボランティア活動により多くの住民に関心を持ってもらう必要があります。
- 住民アンケートでは、現在、参加している助け合い活動については、「自治会活動」が44.9%と最も高く、次いで、「高齢者支援（声かけ・見守り・趣味活動への協力・訪問など）」（23.2%）、「青少年健全育成（児童の登下校の見守り・こども会への協力など）」（17.7%）等の順となっており、これら活動への参加の高さがうかがわれます。しかし、「参加している活動はない」も一定数あることから、参加機会の拡大や広い世代の参加を検討していく必要があります。

問 あなたは現在、参加している地域の助け合い活動はありますか。



- より多くの地域福祉に関係する人々の連携・協力の促進を図っていく必要があります。校区・地区福祉委員会、民生委員児童委員、自治会をはじめとする地域の各種団体、ボランティア団体、NPO 法人、福祉関係団体など、個人や組織がそれぞれに様々な活動を実施しています。それらの「点」を互いに連携することにより「面」として実施し、それぞれが持ち合わせている強みを十二分に活かした効果的な取組となるよう、相互に協力し合い、地域福祉のすそ野をひろげていく必要があります。

取組

①ボランティアや福祉関係団体間の交流、支援体制の充実

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
地域福祉活動の活性化支援	民生委員児童委員として、引き続き登下校時の声かけやひとり暮らしの高齢者の見守り活動を行っています。 住民による地域福祉活動が活性化するよう支援を行い、地域における地域福祉の活動や意識の向上を図ります。	行政 社協
健康くまとり21推進グループへの支援	自身の健康づくりに加え、「食生活」「ウォーキング」「体操普及」を契機に、地域の健康まちづくりに向け、町と協働して活動していきます。 健康くまとり21推進グループ（熊取町食生活改善推進協議会、健康くまとり探検隊、くまとりタピオ元気体操ひろめ隊）等への交流を促すなど、新たな参加者が増えるよう活動を支援していきます。	行政 住民
多職種間の連携強化	3市3町在宅医療・介護連携推進委託事業を活用するとともに、引き続き本町の「医療介護ネットワーク連絡会（ひまわりネット）」において多職種間の連携強化に努めます。	行政
福祉活動団体の活動支援	地域の抱える課題の解決のために、各種団体の強みを活かしたネットワークの形成を図ります。 先進団体の事例紹介などを通じ、福祉活動団体との連携体制と支援を図ります。	社協
シルバー人材センターへの支援	高齢者の生きがいの充実や福祉の増進を図り、活力ある地域社会づくりに寄与するシルバー人材センターに対して会員数の回復をめざし、実行ある取組がされるよう支援していきます。	行政

②ボランティア活動の推進

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
ボランティア活動の推進	熊取町ボランティア連絡会と連携し、ボランティア情報くまとりやボランティアフェスティバルなどを通じて、住民が入手しやすい方法で様々なボランティア活動の情報提供を進めます。	社協 住民

③多様なボランティアの発掘・養成

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
マンパワーの確保	幅広い年代にボランティア活動に関心を持ってもらえるよう、ボランティアの養成講座やボランティア入門・体験プログラムなどの開催をするとともに幅広い年代への周知を図ります。 また、活動につながるよう、様々なテーマで養成講座を開催します。	行政 社協
ボランティア養成講座の充実	住民が地域課題の解決に関わることができる、ボランティア養成講座を開催します。 多様なニーズに対して対応できる分野ごとのボランティアの養成講座を開催します。	社協

④ボランティアセンターの機能充実

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
ボランティアセンターの機能充実	ボランティア活動をしたい人と求める人をつなぐマッチングについて、両者のニーズを的確に把握し、信頼関係を深めながら、さらなる充実を図ります。 多様化するボランティアニーズに合わせたボランティア講座の開催とともに、幅広く活動してもらえるよう、ボランティアの養成を図り、ボランティア活動の支援を行います。	社協

⑤地域での見守り・支援体制の充実

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
声かけ・見守り	地区福祉委員や民生委員児童委員などと連携し、高齢者や障がいのある人、子どもへの見守り・声かけ訪問やいきいきサロンなどを充実し、福祉ニーズの把握に努め、適切な対応を図ります。	行政 社協 住民
子どもの登下校時の見守り	PTA などと連携し、小・中学校の登下校時にパトロールを実施し、子どもの安全・安心の確保を図ります。 地区福祉委員会や学校などと連携を図り、世代間交流事業で顔見知りとなる関係づくりを行い、地域での見守り体制の拡充を図ります。	社協 住民
みまもりアンケートの実施	65歳以上の独居高齢者及び75歳以上の高齢者のみの世帯に対し「みまもりアンケート」を小学校区ごとに行い、各種介護予防事業や高齢者福祉施策を周知するとともに、必要に応じて地域包括支援センターのひとり暮らし高齢者見守り事業へつなげます。	行政

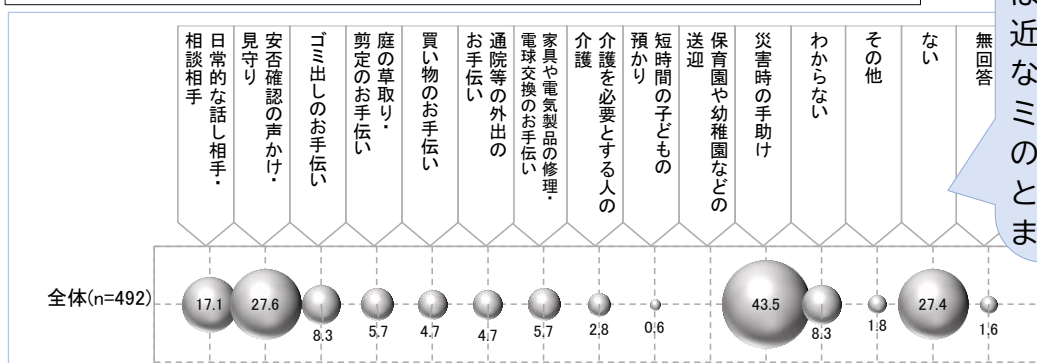
取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業	認知症等で徘徊により行方不明になってしまったときに、特徴などを町内協力者・協力機関に情報発信し、地域で協力して早期発見するネットワークの構築を進めます。	行政 住民
高齢者見守りネットワーク事業	高齢者の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、協力事業者が日頃の業務の中で気がかりなことや異変を感じたら、地域包括支援センター等へ連絡をする取組です。今後とも、協力事業者が増え、ネットワークが広がるよう啓発に努めます。また「つながるステッカー」もあわせて、職域に対して周知していきます。	行政 住民

(3) 地域福祉活動に対する支援

現状・課題

- 地域福祉の推進については、地域住民をはじめ、自治会、社会福祉協議会、校区・地区福祉委員会、民生委員児童委員、ボランティア団体など様々な関係団体、個人といった多様な主体が協働のもと、支え合いながら継続的に取り組んでいくことで実現できるものです。
- 住民アンケートでは、普段の暮らしの中で困っている時に近所の人にしてもらいたいことについては、「災害時の手助け」が43.5%と最も高く、次いで「安否確認の声かけ・見守り」(27.6%)、「日常的な話し相手・相談相手」(17.1%)等の順となっており、災害時や日常の声かけ、見守りに対する関心の高さが表れています。

問 普段の暮らしの中で困っている時に近所の人にしてもらいたいこと



ワークショップでは、見守り活動や近所同士の積極的な声かけによるコミュニケーションの活発化が重要だとの意見が出されました。

- お互いの立場や役割を理解し協働することで、それぞれが持つ強みを活かした新たな取組やきめ細かい福祉サービスを提供することが可能となる支援をしていく必要があります。



取組

①地域福祉活動の拠点づくり、地域活動に必要な資機材の貸出

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
地域福祉活動の拠点づくり	誰もが気軽に集まれ、お互いが支え合って地域で暮らしてゆく拠点として老人福祉センターを活用し、地域共生社会の推進に努め、子どもや高齢者、障がいのある人など、だれもが気軽に集まれる場所づくりを推進します。	社協
タピオステーションの立ち上げ支援及び継続支援	大阪体育大学と町の介護予防事業スタッフが監修し、作成したフレイル予防を目的とした「タピオ体操+（プラス）」に取り組む住民運営の通いの場である「タピオステーション」の立ち上げ支援及び継続支援を行っていきます。また、タピオステーション交流会等を開催し、タピオステーション同士の交流や研修の場を設けます。 また、一定期間継続支援を行った箇所については、自主的に活動できるように支援内容の検討を行います。	行政 住民
タピオカフェの立ち上げ支援	タピオステーションが地域交流、支え合いへつながるよう、タピオステーションに併設するタピオカフェの立ち上げ支援を行います。	行政 住民
認知症カフェ（ひまわりカフェ）の立ち上げ支援	認知症カフェ（ひまわりカフェ）とは、認知症の方やその家族、専門職、認知症に関心のある方など、地域の方々が気軽に集い、認知症への理解を深め、悩みごとの相談、情報交換等を通じて孤立予防や介護負担の軽減を図る集いの場であり、立ち上げ支援とその広がり支援を行います。	行政 住民
資機材の貸出	学校での福祉教育推進のため、疑似体験用具や車椅子、地域福祉活動推進のための学習用ビデオやDVD、ボランティア活動推進のためのレクリエーション材などの貸出を行います。 また、福祉教育推進の貸出資材を活用したプログラム開発に努めるとともに、情報の発信に努めます。	社協

②地域課題を共有する場づくり

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
なかまづくり	ひきこもりや介護者家族など、制度の狭間などで課題を抱える人たちや同じ課題を抱える人たち同士が語り合える場づくりや、カフェミーティングの場がもてるよう支援し、悩みを語り合い、ともに支え	社協 住民

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
	られるなかまづくりの機会の充実を図ります。 住民やボランティア同士の交流を深め、福祉課題を共有し、ともに支え合うことができるなかまづくりの機会の充実を図ります。	
親として経験や成長ができる条件整備	保育所や集いの広場など日常的に利用する拠点において、親同士が支え合いながら、じっくり学び合えるような、各種事業に取り組みます。 また、スタッフの確保に努めるとともに、利用者のニーズや運営上の課題などについて、各拠点間で情報交換を積極的に行います。	行政
地域の組織化を生かした子ども・子育て支援の基盤整備	若い世代や親の自主的活動を支援することによって、地域組織化が図られ、子ども・若者も参画する中で、オンラインや SNS の活用等も含め、多様な形でつながりを持つことができるよう取り組みます。 また、小地域ネットワーク活動の子育て支援活動・世代間交流事業を通じて支援を行います。	行政 社協
地域課題を解決する取組への支援	地域課題が世代や時代に合わせて変化をしているので、その時々に応じて、小地域ネットワークや校区・地区福祉委員会などが連携し、地域課題の共有やその解決方法について、検討する機会の充実が図れるよう支援を行います。	社協 住民

③住民の理解を深めるための啓発

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
福祉意識を高める広報・啓発	広報やホームページなどを通じて、地域福祉活動を紹介し、地域福祉活動の普及・啓発を行います。 また、地域福祉に関するフォーラムや勉強会の開催を行い、地域福祉の考え方の周知を行います。 また、世代によって異なる情報取得の手段に対応した広報・啓発活動のあり方を検討します。	行政 社協
認知症高齢者徘徊模擬訓練	徘徊等による行方不明者に関する搜索態勢の構築をめざし、自治会等の協力のもと、徘徊高齢者模擬訓練を行い、声のかけ方や地域のニーズや実情に応じた地域での見守り体制の構築に努めるとともに、地域に対して周知・啓発していきます。	行政

④社会福祉施設等による専門性を活かした地域支援

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
社会福祉施設への理解促進	社会福祉施設が実施している社会福祉事業について、住民が関心を持ち、理解が深まるよう、社会福祉協議会を通じて情報発信を行います。	社協
地域と社会福祉施設の連携	社会福祉施設は、地域貢献委員会を通じて、社会福祉施設が有する機能（人・もの・スキル）を活かし、地域に向けた地域貢献活動が地域にとって有益になるよう活動をしています。 地域と社会福祉施設が連携を深め、社会福祉施設が有する機能を活用しながら、地域課題の解決に向けて連携・協働した取組を推進します。	社協 住民
地域貢献活動の推進	地域貢献委員会に参加する社会福祉法人や医療法人の関係者が様々な地域福祉課題に協働して取り組み、地域福祉の向上に寄与できるよう、地域貢献委員会に参加する施設の協働のネットワークの拡大を検討します。	社協

⑤安定した財源の確保

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
寄付の推進	社会福祉協議会会費や共同募金の仕組みや実施方法について、住民や事業者などから理解と協力が得られるよう、寄付金を活用した活動実績の周知を通じ、地域課題の解決に向けた寄付の必要性について啓発を行っていきます。	社協
寄付教育の推進	募金活動を通じた寄付教育の推進のための出前講座のプログラムを提供するなどして、子どもたちが福祉課題を知り、だれもが暮らしやすいまちづくりに役立てられていると思える機会を提供します。 また、住民に対しても、寄付金を活用した活動実績の周知を通じ、地域課題の解決に向けた取組の必要性を伝え、共感を促すことで、寄付の参加を促進します。 共同募金における学校募金について、対象に合わせた情報提供手段を検討します。	社協 住民

⑥情報交換の仕組みづくり

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
交流の場づくり	小地域ネットワーク活動推進委員会において、情報交換・情報共有を行える機会を充実させ、各活動の連携と活性化につながるよう支援を行います。	社協 住民
校区・地区福祉委員会間の情報交換	校区・地区福祉委員会の活動状況や課題などを共有し、解決に向けて取り組めるよう、校区・地区福祉委員会同士の交流の機会の充実を図ります。 地域で取り組める事例やボランティア活動の意義や楽しさ、やりがいなどの情報の共有を図り、地区福祉委員会やボランティアグループなどが実施している地域福祉活動の事例を収集し、活動が活発化するよう地区福祉委員会やボランティアグループなどに情報提供を行います。	社協 住民



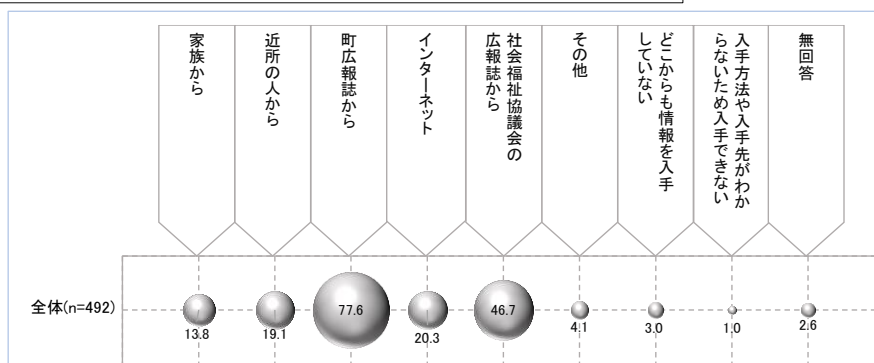
基本目標3.受けやすい相談とサービスの仕組みづくりと提供

(1) 情報提供と発信体制の充実

現状・課題

- 介護保険サービスや障がい福祉サービス、子育て支援サービスなど、利用者が多様なサービスを主体的に選び円滑に利用できるようにするために、利用者である住民に対して制度やサービスに関する必要な情報がわかりやすく提供されることが必要です。
- 住民アンケートでは、地域福祉に関する情報の入手先については、「町広報紙から」が77.6%と最も高く、次いで「社会福祉協議会の広報紙から」(46.7%)、「インターネット(町のホームページ、SNSなど)から」(20.3%)、「近所の人から」(19.1%)等の順となっており、いずれも広報紙やホームページから情報を得ている回答が多くなっています。一方、少数ですが「どこからも情報を入手していない」、「入手方法や入手先がわからないため入手できない」という回答が4.0%あります。

問 あなたは地域福祉に関する情報をどこから入手していますか。



- 今後とも、必要な情報を提供するとともに、情報が伝わりにくい人へも点訳や音訳をはじめ、ICTを活用した様々な媒体により、確実に情報が伝わる仕組みが必要です。また、相談やサービスに関する情報を積極的にホームページやSNSを活用し、情報の送受信の機会を充実させることも必要です。

取組

①福祉サービスに関する情報提供の充実



取組項目	取組内容(主な事業)	取組主体
すべての人に福祉情報がいきわたる体制づくり	広報くまのりの点訳版・音訳版を継続します。 社協くまのりの点訳版・音訳版を継続するなどのほか、ホームページ、SNS等を使って各世代に応じた媒体選択、魅力ある情報の効果的な発信に努めます。役場に手話通訳者を配置し、聴覚障がいのある人からの相談や、各種手続きの手伝いを継続します。	行政 社協

②情報提供の仕組みづくり

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
わかりやすい情報提供の仕組みづくり	<p>役場や社会福祉協議会の広報紙や情報紙を、町内の各施設に配置するとともに、民生委員児童委員や校区・地区福祉委員会、各関係機関のネットワークを活用し、住んでいる地域の身近なところで情報が伝わる仕組みづくりを進めます。</p> <p>また、ホームページのリニューアルのほか、役場や社会福祉協議会に情報コーナーをつくり、サービスや相談窓口などの情報が、わかりやすく入手できるよう充実します。</p>	行政 社協

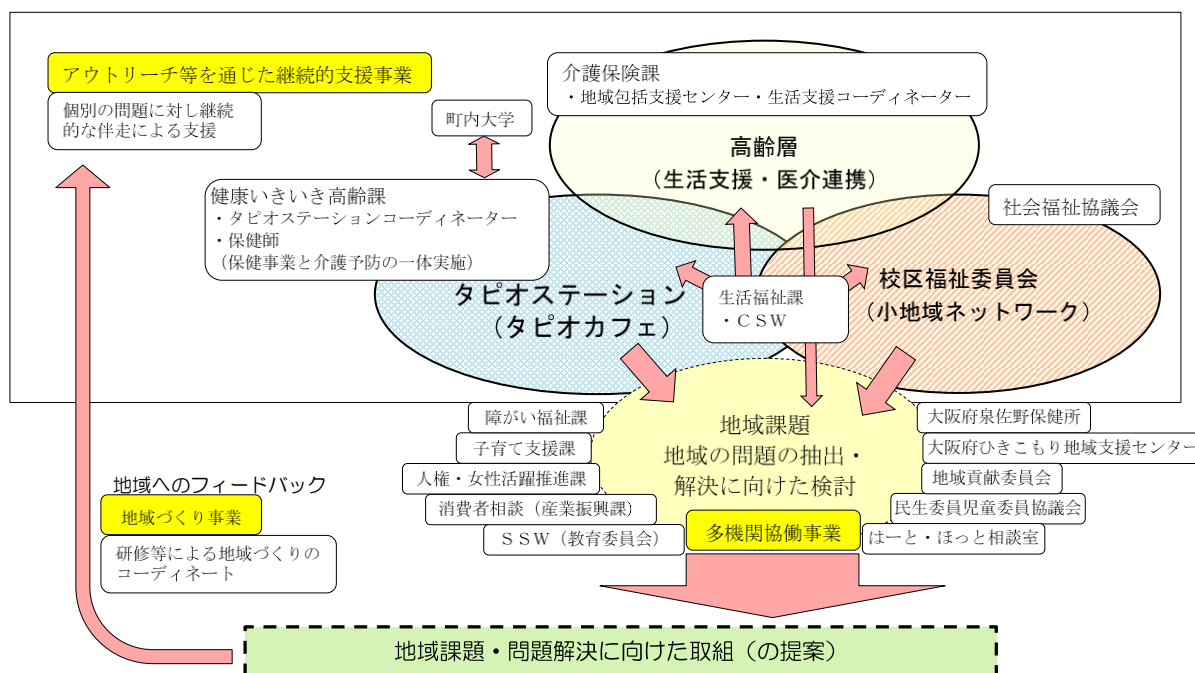
(2) 重層的支援体制の整備

現状・課題



- 重層的支援体制とは、市町村における既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な体制を構築するもので、既存の取組である相談支援（市町村による断らない相談支援体制）、参加支援（社会とのつながりや参加の支援）、地域づくりに向けた支援を支えるものとして、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働、支援プランの作成を市町村の中で一体的に実施するものです。
- 本町では、これまで地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業（モデル事業）へ参画し、モデル事業終了後は、重層的支援体制構築事業への移行準備事業を実施してきました。その中で地域の様々な相談の受け止め・地域づくりのための地域づくり支援員の配置や多機関の協働によるネットワーク構築会議や支援会議を実施してきました。
- 本町の重層的支援体制整備事業では、高齢層の生活支援・医介連携（介護保険課）やタピオステーション（健康いきいき高齢課）、校区福祉委員会（社会福祉協議会）と連携し、地域の問題の抽出・解決に向けた検討を進め、障がい福祉課や子育て支援課などの各担当課や大阪府の各機関など多機関の協働によるネットワーク構築会議や支援会議を行っています。また、これまでCSWを中心に行っている相談者や問題を抱える地域の住民の方を適切にそれぞれの支援先への連携方法等を共有し、複雑化する問題や制度の狭間の問題にも多面的に支援の方法を検討するなど、個別の問題に対し継続的な伴走による支援を行うためにアウトリーチ等を通じた継続支援事業など地域課題・問題解決に向けた取組を実施しています。

【重層的支援体制整備事業（概要図）】



取組

①すべての人びとのための仕組みづくり

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
すべての人びとのための仕組みづくり	困難や生きづらさは個々人で大きく異なるため、どのような困難や生きづらさでも支援の対象となりうるという前提で、すべての人びとのための仕組みとします。	行政 社協

②相談と参加支援

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
継続的に関わる相談支援	専門職による対人支援において、生きづらさの背景が明らかでない場合なども含め、すべての人びとを対象に、本人と支援者が継続的に関わるための相談支援を重視します。	行政 社協
地域づくりへの支援	住民同士が気かけあう関係性を育むための「地域づくりへの支援」を重視し、支援者による相談支援と両輪で地域のセーフティネットを充実します。	行政 社協
本人にとって必要な資源を生み出す	相談支援とセーフティネットの両輪をつなぐものとして、一人のニーズをもとに様々な関係者に働きかけ、本人にとって必要な資源を生み出していく「参加支援」を設けていきます。	行政 社協

③アウトリーチや多機関の協働

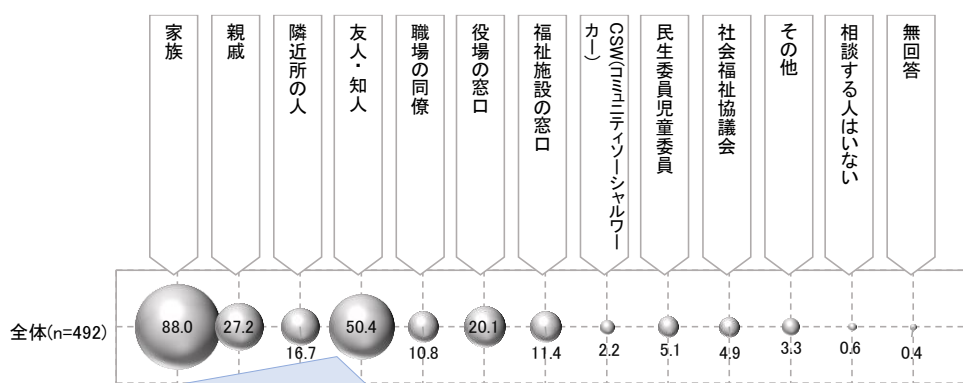
取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
アウトリーチや多機関の協働	町において、すべての地域住民を対象とする包括的支援の体制整備を行う事業と位置づけ、そのような体制を支えるためのアウトリーチや多機関協働の機能を強化していきます。	行政 社協

(3) 包括的な相談支援体制の充実と総合的なケアマネジメント

現状・課題

- 住民の様々な生活課題や不安に対応するため社会福祉協議会をはじめ、地域包括支援センター、委託相談支援事業所、子育て世代包括支援センター、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）など多様な相談窓口が設置されています。今後とも、住民が気軽に相談できるとともに、適切なアドバイスや支援につなぐことができるよう、相談支援体制の充実が求められます。
- 住民アンケートでは、「普段の暮らしの中で困った時に誰に相談するか」については、「家族」が88.0%と最も高く、次いで「友人・知人」（50.4%）、「親戚」（27.2%）、「役場の窓口」（20.1%）等の順となっています。家族や友人・知人だけでは解決に至らない課題や問題が発生した時や、あるいはひとり暮らしの方や身寄りのない方が相談先に困ることのないよう、今後も相談の種類や内容・場所等の周知に努めるとともに、受けやすい相談窓口となる工夫に取り組む必要があります。

問 あなたは、普段の暮らしの中で困った時に誰に相談しますか。




ワークショップでは、住民ができることとして、見守り活動や近所同士の積極的な声かけによるコミュニケーションの活発化が重要といった意見も出されました。

- 住民の生活課題が年々、複雑・多様化する中、課題の早期発見及び包括的な対応が求められています。身近な相談窓口として個別アプローチを行い、行政をはじめ関係機関、事業所等とのつなぎ役となるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の重要性が増しています。総合的なマネジメントを強化していくためには、住民の身近な社会資源である社会福祉施設の機能を積極的に活かしていくことが望まれます。社会福祉協議会の総合相談をはじめ、地域包括支援センターや委託相談事業所などと、今後とも継続した多機関が連携した包括連携体制の充実が求められます。
- 全国で刑法犯検挙率は減少傾向にありますが、一方で検挙者数に占める再犯数は上昇し続けており、約半数に達しています。住民が安全で安心して暮らせる社会を実現するために、再犯を防止することは極めて重要な課題となっています。犯罪や非行をした人の

中には、貧困や疾病、厳しい生育環境など、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。社会復帰したこうした人々を地域で孤立させないために「息の長い」支援が求められます。犯罪をした人等の立ち直りを支援し、再犯防止の推進に向けて、行政、民間団体や関係機関などの連携強化に取り組む必要があります。

取組

①受けやすい相談窓口の体制の充実

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
 相談窓口の体制の充実	役場や社会福祉協議会が実施する各種相談の周知に努め、相談が受けやすい体制の充実に努めます。また、複合的な課題のある人について、引き続き関係課・関係機関と連携していきます。 <ul style="list-style-type: none"> ・生活全般や人権に関する困りごと相談 法律相談、生活全般の相談、心配ごと相談、人権相談 ・経済的な困りごとや就労に関する困りごと相談 生活困窮「はーと・ほっと相談室」、就労支援相談 ・高齢者の方や制度に関する相談 高齢者支援相談 ・障がい（児）者に関する相談 障がい（児）者生活相談 ・子ども・子育てに関する相談 子ども・家庭相談、母子保健相談、すくすく相談 	行政 社協
町ホームページをはじめインターネットの活用	町ホームページ上に各種相談の相談先を掲載し、広く周知啓発を図ります。自殺対策としてメンタルチェックシステム「こころの体温計」を町ホームページ上で運用し、こころの相談窓口へつなげるなど、悩みごとの解決に向けた支援と周知啓発を図ります。	行政

②福祉サービスを必要とする人に対する相談体制の充実

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
サービスにつなぐ相談体制の充実	各種の福祉サービスへつなげるため、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による生活全般の相談を行います。他方、社会福祉協議会では総合相談を実施し、互いに包括的な相談体制の整備に努めます。	行政 社協

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
地域包括支援センターによる総合相談体制	地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口として、また、地域包括ケアシステムの深化・推進を図る上で関係機関間の連携を進める中核的な役割を今後も担っていきます。 相談体制の充実を図るため、商業施設等でも定期的に相談窓口が開設できないか検討します。	行政

③総合的なケアマネジメントの充実

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
総合相談体制の充実	地域包括支援センターや、委託相談支援事業所における相談をはじめ、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の生活全般にかかる総合相談や、社会福祉協議会での総合相談など、包括的な相談体制の整備に努めます。	行政 社協 住民

④解決に向けた専門機関との多機関連携

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
地域との連携による相談・支援機能の強化	役場や社会福祉協議会・民生委員児童委員・地区福祉委員会・事業者・当事者がお互いの活動内容や役割を認識し、相談対応をするとともに、地域共生ネットワーク会議において連携強化に努めます。 専門機関へつなぎ、連携を強化します。随時、ケース会議を開催します。	行政 社協 住民
専門的な機関との連携による包括支援体制の充実	各分野の専門の相談機関である高齢者の場合は地域包括支援センター、障がい（児）者の場合は委託相談支援事業所、子どもの場合は児童相談所、児童家庭支援センター、生活全般ではコミュニティソーシャルワーカー（CSW）などが連携して複合的で複雑な課題等の解決のため、包括的な相談支援体制の充実を図ります。	行政 社協
地域ケア会議	高齢者が地域において尊厳あるその人らしい生活を送ることができるよう、支援を必要とする高齢者等を対象に多機関や多職種による個別事例検討を通じて高齢者の自立に資するケアやプランにつなげていくものです。また、個別事例の検討を積み重ねることで地域課題を発見し、新たな資源の開発へとつなげていきます。	行政 住民

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
認知症初期集中支援チーム	速やかに適切な医療・介護が受けられる初期の対応体制が構築されるよう、その周知・啓発とともに、認知症に関する医療や介護の専門職チームが家族・本人の状況から適切な医療や介護につなげ、早期の段階で支援します。	行政

⑤孤立死対策

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
孤立死対策	地域を基盤とした支え合いや見守りを進めるためには、地域活動への住民参加の促進を図って、近隣住民をはじめ、地区福祉委員会や民生委員児童委員による日頃からの情報交換を密にしながら、見守りや適切な声かけをすることにより、孤立死の防止につなげます。	行政 社協 住民
独居高齢者の見守り支援	地域包括支援センターが独居高齢者を対象に必要な応じて、電話や訪問による見守り支援を行っていきます。	行政 住民

⑥生活困窮者への支援

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
相談支援の充実	相談窓口となるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の相談や、生活困窮者自立相談支援事業について町広報紙やホームページでの周知を図ります。相談者に寄り添い、必要な支援を行うことによりサービスにつながる伴走型相談体制を充実します。	行政
関係機関との連携	生活困窮者自立相談支援機関との連携を強化し、自立に向けた支援を行います。相談支援のニーズを早期に把握するとともに、当事者が地域で孤立することのないよう民生委員児童委員や小地域ネットワークとの連携を深めます。 また、制度の狭間や複合的な問題のケースの場合の解決に向けた対応の充実に努めます。	行政 社協

⑦ひきこもりなどへの支援

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
ひきこもりへの対応	<p>当事者、あるいはその家族に寄り添い、きめ細やかな支援に努め、必要な情報を提供するとともに、関係機関へつなぎます。</p> <p>ひきこもりなどにより、社会参加が困難な人に対しては、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や民生委員児童委員と連携し、ひきこもりの状態にある本人や家族の情報の把握に努めるとともに、その解決に向けて関係機関の連携の構築を図ります。</p>	行政 社協
自殺対策	<p>住民一人ひとりが、自殺がだれにでも身近にある存在であり、その兆候にいち早く気づくことができるようゲートキーパーとしての役割の研修や啓発・講座をはじめ、自殺対策の効果的な展開を視野に入れた支援を検討します。</p> <p>生きることの促進要因を増加させていく取組を進めます。</p>	行政

⑧再犯防止施策の推進



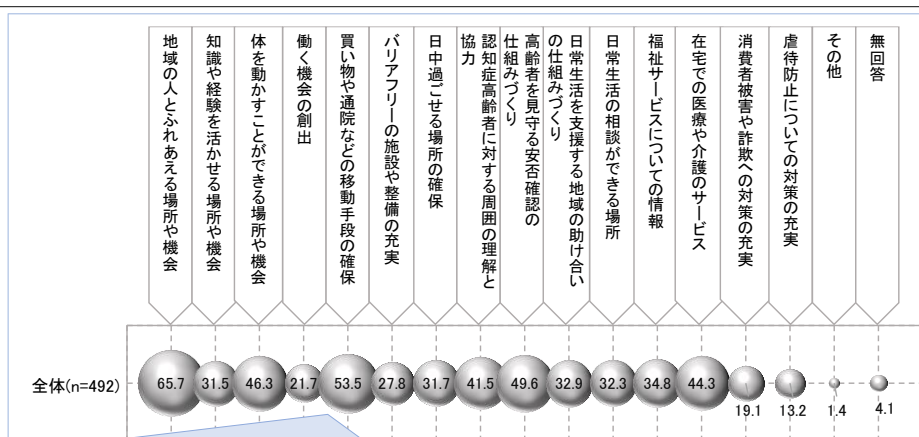
取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
協議体等の設置	再犯防止施策を推進するため、各更生保護団体や更生保護施設、関係機関が情報共有を行い、抱える課題や今後の取組を検討する機会を設けます。	行政
各種支援へのつなぎ	犯罪をした人等に必要な情報の収集・公開に努め、生活困窮者自立支援制度に基づく事業や住宅セーフティネット制度など、各種支援につなぎます。	行政
協力雇用主、協力事業主の確保	雇用する側の理解・協力を得られるよう、協力雇用主または協力事業主に意義を周知し、新規開拓に努めます。	行政
情報の共有	保護観察所や矯正管区、矯正施設、法務少年支援センター等と連携し、福祉サービスに係る情報の提供・共有に努めます。	行政

(4) 福祉サービスの提供と連携、質の向上

現状・課題

- 地域での生活を支える福祉サービスの充実、だれもが望む重要なことです。必要な時に必要なサービスや支援が受けられるよう、サービスを提供するとともに質の高いサービスを確保することが求められています。
- 住民アンケートでは、高齢者が安心して生き生きと暮らしていくために重要だと思うことについては、「地域の人とふれあえる場所や機会」が65.7%と最も高く、次いで「買い物や通院などの移動手手段の確保」(53.5%)、「高齢者を見守る安否確認の仕組みづくり」(49.6%)、「体を動かすことができる場所や機会」(46.3%)等の順となっています。

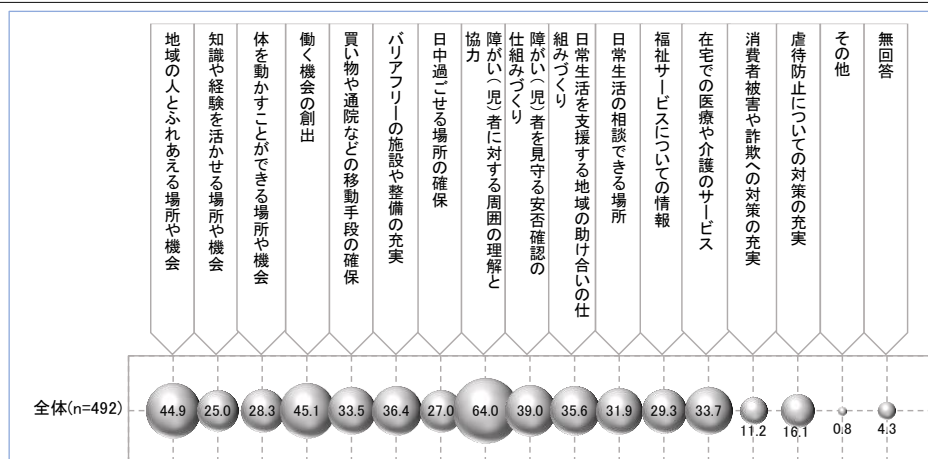
問 あなたは、高齢者が地域で安心して生き生きと暮らしていくためには、何が重要だと思いますか。



ワークショップでは、少子高齢化に伴って、地域の生活を維持しづらくなるのではないかという不安を反映したものが多く見られました。こうした不安に対応できる福祉サービスの提供が課題です。

- 障がい（児）者での同主旨の問いでも、「障がい（児）者に対する周囲の理解と協力」が64.0%と最も高く、次いで「働く機会の創出」(45.1%)、「地域の人とふれあえる場所や機会」(44.9%)、「障がい（児）者を見守る安否確認の仕組みづくり」(39.0%)等の順となっています。

問 あなたは、障がい（児）者が地域で安心して生き生きと暮らしていくためには、何が重要だと思いますか。



●福祉サービスは社会福祉法人のほか、民間企業やNPOなど多様な主体が提供しています。だれもが住み慣れた地域で、自分らしい生活を送り続けることができるよう、各種サービスや相談支援体制の充実など施策の計画的な推進に取り組むことが必要です。利用者が安心して福祉サービスを利用できるよう、サービス事業者は良質なサービス提供と職員の資質の向上に努めていく必要があります。また、サービス利用に関する苦情や相談に対して、適切に対応、解決が図られるよう、関係機関の連携を強めていくことが求められます。

町内の主なサービス提供体制（令和5年10月1日現在）

分野	サービス	事業所数	分野	サービス	事業所数
介護 保険	居宅介護支援	12	障がい 福祉	計画相談支援	10
	訪問介護	19		居宅介護	12
	訪問看護	11		移動支援	7
	訪問リハビリテーション	2		同行援護	4
	通所介護	13		短期入所	7
	通所リハビリテーション	3		生活介護	6
	短期入所生活介護	3		自立訓練（生活訓練）	0
	短期入所療養介護	2		宿泊型自立訓練	0
	福祉用具貸与・販売	3		就労移行支援	0
	介護老人福祉施設	3		就労継続支援B型	5
	介護老人保健施設	2		共同生活援助	12
	地域密着型通所介護	4		施設入所支援	3
	認知症対応型共同生活介護	3		子育て 支援	認可保育所
	小規模多機能型居宅介護	0	認定こども園		2
	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	1	地域子育て支援拠点		3
	サービス付き高齢者向け住宅	5	学童保育所		5
	住宅型有料老人ホーム	6	ファミリーサポートセンター		1
	軽費老人ホーム（ケアハウス）	1			
	介護予防支援	1			

熊取町資料

取組

①各種福祉サービスの提供

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
各種福祉サービスの提供	だれもが住み慣れた地域で、自分らしい生活を送り続けることができるよう、保健・医療・福祉など必要なサービスが整備されるとともに、それぞれが連携し機能し、利用できることが大切です。 子ども・子育て世代や障がいのある人、高齢者、生活に困っている人など、個別計画等に基づき、公的な福祉サービス、制度の適切な提供を図るとともに、それぞれのサービス・制度の質の確保と向上に努めます。	行政
制度の狭間の課題に対する支援	介護保険事業や障がい者支援など個別分野の福祉サービスは充実してきましたが、それぞれの制度ではあてはまらない狭間にある人への支援や、公的なサービスでは対応できないような多様なニーズに対応するため、そのニーズの把握に努め、行政と民間による協働の新たなサービスについて検討し、適切な対応を図ることが必要であり対応に努めます。 コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を中心に、各関係機関と連携しながら支援に努めるとともに、小地域ネットワーク活動における個別支援活動での支援について検討を進めます。	行政 社協

②住民と連携した地域の生活課題を解決するサービスへの取組

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
地域組織団体の活動支援	小地域ネットワーク活動や校区・地区福祉委員会などと連携し、生活上の困難を抱える人への包括的支援体制を構築するために、地域住民を通じた地域課題に対する関心の拡大に努めて、地域の生活課題の共有や解決方法について、検討する機会の充実が図られるよう支援を行います。	社協 住民
生活支援・介護予防サービス協議体	高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために必要な生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置及び生活支援・介護予防サービス協議体を設置し、地域のニーズや課題を共有化し、課題解決に向けた担い手の育成やネットワークの構築、地域での活動支援等を行います。	行政 社協 住民

③福祉サービスの質の向上

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
福祉サービス評価の促進	利用者やその家族が介護サービスや障がい福祉サービス等を選択しやすいよう、事業者によるサービスの自己評価や第三者評価とその開示を促進します。 保育所運営に対する客観的評価を定期的に行うため、保育所利用者による評価を継続します。	行政 社協

基本目標4.人権が尊重されるまちづくり

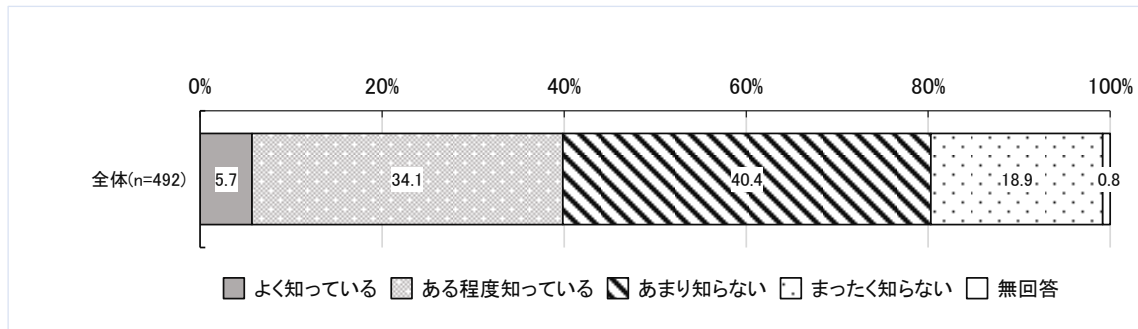


(1) だれもが暮らしやすいまちづくり

現状・課題

- 障がいのある人や高齢者など日常生活の中で困難を感じている人にとって、社会にある障壁を取り除くこと（いわゆるバリアフリー化）は、誰もが住みやすい「福祉のまちづくり」が具現化したまちになります。
- 住民アンケートでは、ユニバーサルデザインの認知度について、「あまり知らない」が40.4%と最も高く、次いで「ある程度知っている」(34.1%)、「まったく知らない」(18.9%)、「よく知っている」(5.7%)の順となっています。「よく知っている」と「ある程度知っている」をあわせて39.8%です。そして、ノーマライゼーションの認知度については、「あまり知らない」が37.8%と最も高く、次いで「まったく知らない」(29.7%)、「ある程度知っている」(23.0%)、「よく知っている」(6.1%)の順となっています。
- 公共施設などにおけるバリアフリー化を含むユニバーサルデザインの視点に基づく整備を進め、だれもが安心して暮らしやすいまちづくりが実現できるよう、関係機関が取り組んでいく必要があります。

問 あなたはユニバーサルデザインについて、どの程度知っていますか。



取組

①福祉的配慮のある施設整備

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
拠点づくりへの助成	地域での活動拠点となる施設については、福祉的配慮など適切な環境管理に努めます。 老人憩の家併設地区集会所について、各地区の意向を確認しながらの耐震工事を進めていきます。 老人福祉センターについて、長寿命化工事を進めていきます。	行政

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
安全・安心な環境づくり	イベントに、あらゆる人が参加できるよう配慮に努めます。 また、校区福祉委員会と連携して、通学路の安全点検や防災の視点でのまち歩き、マップの作成を通じ、バリアフリーが必要な箇所の把握に努めます。	行政 社協 住民

②ユニバーサルデザインの推進

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
ユニバーサルデザインの普及・啓発活動の推進	広報くまとりや社協くまとりなどを通じて、あらゆる人々がどこでも、だれでも、自由に、使いやすい「ユニバーサルデザイン」の考え方について、幅広い世代の方に知ってもらう周知と啓発に努めます。 また合わせてバリア（障壁）となっている、物や制度や心などのバリアをフリー（除去）する「バリアフリー」の推進に努めます。	行政 社協
公共施設の整備	公共施設の整備の際は、必ず「ユニバーサルデザイン」の考え方を取り入れていきます。	行政

③相談窓口の体制整備

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
身近な相談体制の確立	役場に人権相談窓口を設置するとともに、地域の身近な相談役として、校区・地区福祉委員や民生委員児童委員の役割を明確にしながら、それぞれの連携を強化し、身近な相談体制の充実を図ります。 相談の際、より気軽に連絡できる手段を検討します。	行政 社協

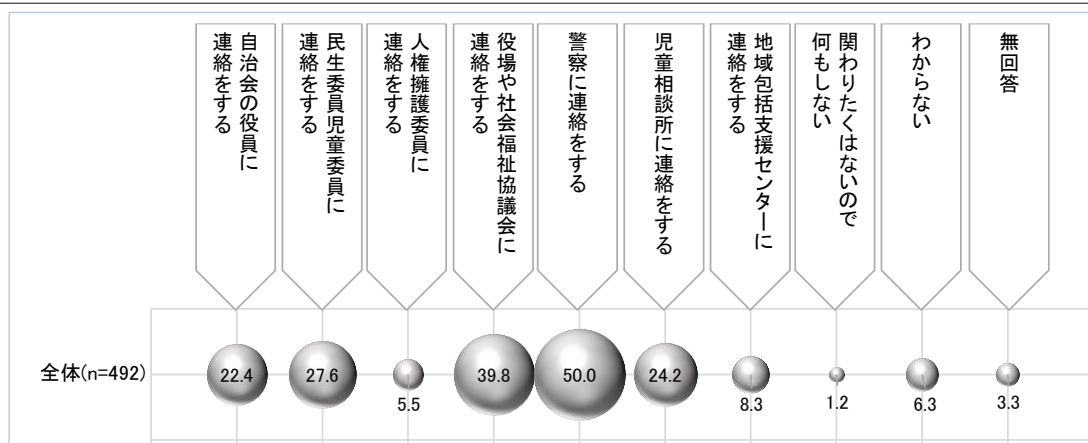
(2) 人権尊重の推進

現状・課題

- 人はだれもがかけがえのない存在です。性別や年齢、国籍、出身地、障がいの有無等により地域社会から排除されることなく、すべての人の人権が尊重され、一人ひとりがかけがえのない存在として、住み慣れた地域で当たり前、安心して暮らせるまちづくりの実現が重要です。
- また、高齢者や障がいのある人、子どもに対する虐待、配偶者からの暴力（DV）などについても関係機関と連携しつつ、虐待、暴力行為の未然防止・早期発見・対応を図る体制づくりに努める必要があります。

- 住民アンケートでは、地域で虐待があることを知った時の対応については、「警察に連絡をする」が50.0%と最も高く、次いで「役場や社会福祉協議会に連絡をする」(39.8%)、「民生委員児童委員に連絡をする」(27.6%)、「児童相談所(3桁ダイヤル189)に連絡をする」(24.2%)等の順となっており、通報の必要性についてはよく認識されているようです。

問 あなたは自分の住んでいる地域で、虐待があることを知った時、どのように対応しますか。



取組

①人権に関する教育・啓発の推進

取組項目	取組内容(主な事業)	取組主体
人権教育推進体制の充実	学校における人権尊重の視点に立った、一人ひとりを大切に学習に加え、教員に対する研修の充実を図りながら、学校間・異校種間の連携を推進します。	行政
家庭や地域における人権学習と啓発	虐待やいじめ、DVなどの問題や、障害者差別解消法、男女共同参画社会基本法、部落差別解消推進法、ハイトスピーチ解消法の内容など、様々な人権問題について、ダイバーシティ等をテーマとした地域映画会や講演会、人権啓発広報紙・パンフレット等を活用しながら、住民の理解を深めるための学習・啓発を進めます。 インターネットを含む多くの個人人権課題に対し、どう取組を進めるか研究するとともに、相手の人権のことまで考え正しく SNS を扱えるように啓発していきます。	行政 社協 住民

②虐待防止と対応

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
要保護児童対策地域協議会の開催	虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換と要保護児童等に対する支援内容の協議・検討を行い、関係機関による組織的・効果的な対応を図ります。また、児童家庭相談システムに入力して要保護・要支援児童の情報を管理するとともに、全国ネットワークでの情報共有を実施しており、システムの機能を十分に活用するためにも、システム内の情報が最新の状態となるよう努め、業務の効率化を図ります。	行政
虐待防止に関する啓発やネットワークづくり	子どもや高齢者、障がいのある人への虐待を防止するため、虐待防止の啓発に努めます。また、虐待の早期発見につなげるため、住民や民生委員児童委員など関係機関と情報交換を密にし、ネットワークの構築を推進し、未然防止を図ります。虐待相談についてや、通報窓口（障がい福祉課）の更なる周知を行います。職員一人ひとりのスキルアップの向上に向けて、研修の講師等を務める場合は、先輩職員に後輩職員が同行するなど、OJTを実施します。	行政 社協 住民
虐待への迅速な対応	子どもや高齢者、障がいのある人に対する虐待を発見した場合に、児童相談所全国共通ダイヤル「189（いち・はや・く）」をはじめ、高齢者や障がい者の虐待対応課への通告や通報義務があることの周知に努めます。また、発生した場合の対応について、関係機関と連携を密にし、早期対策についての情報共有と適切な保護の対応を迅速にするとともに、被虐待者及び虐待者等への適切な対応と支援を行います。	行政 社協 住民
DV 防止対策の推進	夫婦や恋人など親密な関係にある男女間の暴力（DV）を社会的な問題と認識できるよう、普及啓発や予防教育の取組を推進します。必要に応じて、ケース会議の開催など迅速に対応できるよう、相談支援体制の充実を図り、関係機関との連携を強化します。民間シェルターと契約し、緊急に一時保護を要する事案に備えます。	行政

③差別解消の促進

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
差別解消の促進	全ての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざすとともに、合理的配慮の促進に努めます。	行政 社協 住民

④障がい等についての正しい理解の促進

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
障がいに対する理解の啓発活動	様々な活動や行事・広報活動などを通じて、障がいや難病等に対する正しい理解の促進と、助け合いの意識を醸成します。	行政 社協

⑤認知症の正しい理解の促進

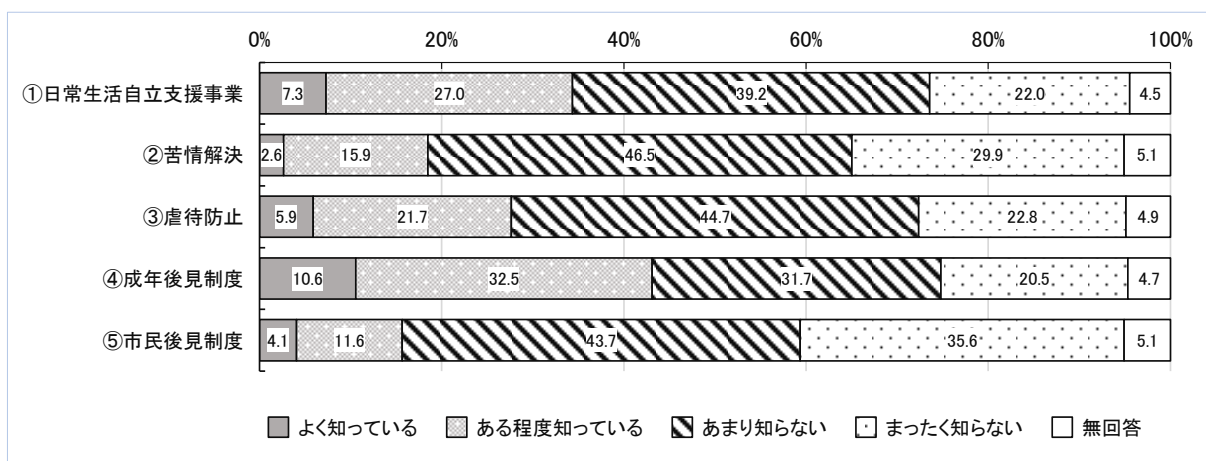
取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
認知症の正しい理解促進のための広報活動	認知症に関する各種事業（認知症サポーター養成講座、認知症高齢者徘徊模擬訓練、認知症カフェ等）や施策が、認知症高齢者等に優しい地域の実現に向けて、総合的に推進されています。その実現のためには役場や社会福祉協議会だけでなく、住民や事業者など様々な主体がそれぞれの役割を果たしていくことが求められています。認知症の人やその家族の視点を重視するとともに、認知症ケアパスをはじめとするパンフレット等により、認知症の正しい理解とサービスに結びつくよう努めます。 また、あらゆる世代・職域で認知症サポーター養成講座を実施していくとともに、認知症に関する理解を深めるためのプログラムのさらなる開発に努めます。	行政 社協 住民

(3) 権利擁護の充実・啓発

現状・課題

- 認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいがあることにより、財産の管理や日常生活で支障がある人の権利を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業があります。成年後見制度の周知や市民後見人の養成、法人後見人、専門職後見人による支援の取組や、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の取組など、権利擁護の仕組みの周知、啓発、関係機関と連携した体制整備に努める必要があります。
- 平成 28 年 5 月、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、制度の利用促進を図るため、市町村においても成年後見制度利用促進基本計画を策定するよう努力義務が設けられました。この法律の意図している認知症高齢者・知的障がいのある人など、判断能力が十分でない方々の日常生活・財産管理を社会全体で支え合うことは高齢社会における喫緊の課題です。成年後見はそのための重要な手段となっています。町においても地域の実情に合わせた体制づくりの取組が求められています。
- 住民アンケートでは、権利擁護の取組の認知については、「よく知っている」では、④成年後見制度が 10.6%と最も高く、次いで①日常生活自立支援事業（7.3%）、③虐待防止（5.9%）、⑤市民後見制度（4.1%）、②苦情解決（2.6%）の順となっています。

問 あなたは、下記の権利擁護の取組についてご存知ですか。



取組

①地域連携ネットワーク

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築	<p>権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関は、権利擁護に関わる支援者や専門職が協力・連携強化を協議する成年後見制度利用促進協議会の事務局を担います。</p> <p>権利擁護支援が必要な方に対して適切な支援ができるよう、制度の正しい理解をめざした広報活動、多職種間における「チーム支援」の体制づくり、後見人への支援体制など、中核機関のあり方も含め、地域連携ネットワークの構築に向け、協議会で継続して検討します。</p>	行政

②成年後見制度の利用促進



取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
成年後見制度の利用促進	<p>成年後見制度の普及・啓発を行うとともに、制度を必要とする方や家族との相談援助を行います。</p> <p>社会福祉協議会を含む社会福祉法人などが、法人後見の受任に向けた体制整備を推進できるよう支援を行います。</p> <p>高齢者や障がいのある人が安心して生活できるように、身近な立場で支援し、後見活動を行う市民後見人の養成に取り組みます。</p> <p>経済的に費用負担が困難であっても成年後見制度が利用できるよう、本人または親族による申立て費用の助成や成年後見人等の報酬助成を行います。</p> <p>住民に制度の理解と利用促進を図るため、パンフレットの作成や講演会の開催等普及啓発活動に取り組みます。</p>	行政

③担い手の発掘・育成方法の検討

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
担い手の発掘・育成方法の検討	<p>地域で支える体制をめざし、法人後見の活動を支援する「市民後見協力員」の養成及び活動の支援を行います。</p> <p>成年後見制度利用促進に伴う今後のニーズ拡大に備え、市民後見人等の担い手の発掘・育成・活用方法について、成年後見制度利用促進協議会において検討します。</p>	行政

④日常生活自立支援事業の推進

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
日常生活自立支援事業の推進	ホームページや社協くまとりで日常生活自立支援事業の情報発信を行い、事業の普及啓発に努めます。	行政 社協

⑤苦情相談・解決の対応

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
苦情相談・解決の対応	<p>サービス利用者からの福祉サービス等に対する苦情に対応するため、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員を設置して、適切な福祉サービスの提供に努めます。</p> <p>利用者により、苦情解決制度の情報を知るための媒体が異なるため、取得しやすい情報の提供、苦情解決制度のより一層の周知に努めます。</p> <p>日常生活自立支援事業利用者や大阪府生活福祉資金借受人に対し、苦情相談窓口や第三者委員などの苦情解決制度についての周知を図り、苦情があった場合には、適切かつ速やかに対応します。</p>	行政 社協

(4) 防災・防犯対策の充実

現状・課題

- 災害規模が大きくなると役場の支援能力は低下し、支援を必要とする人が多くなります。そのような時、住民の方同士で協力し助け合うことが、一人でも多くの要支援者の生命、身体を守ることに繋がります。

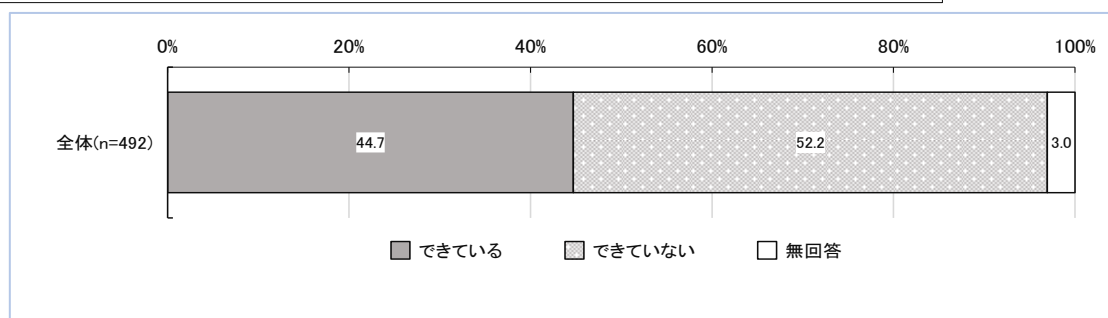
大規模災害を教訓に災害対策基本法の一部が改正され、「避難行動要支援者名簿」の作成が義務づけられました。

本町でも、自治会等の協力を得ながら、名簿の作成とあわせて個別計画の策定を進めています。今後も取組を推進していく必要があります。

- 住民アンケートでは、災害に対する事前の備えについては、「できている」が44.7%、「できていない」が52.2%となっています。

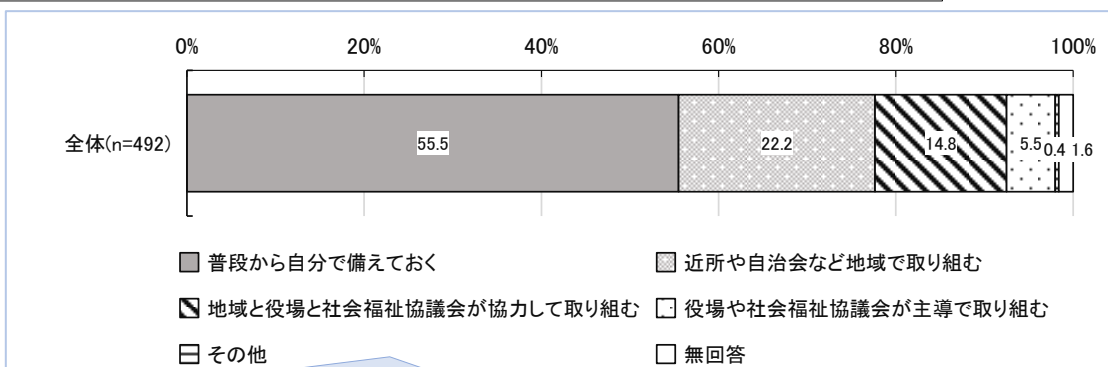
緊急に避難する際の支援については、「普段から自分で備えておく」が55.5%と最も高く、次いで「近所や自治会など地域で取り組む」(22.2%)、「地域と役場と社会福祉協議会が協力して取り組む」(14.8%)、「役場や社会福祉協議会が主導で取り組む」(5.5%)の順となっています。

問 あなたは、地震や台風などの災害に対する事前の備えができていますか。



- また平常時から、お互いの顔の見える関係づくりは、地域の防災・防犯力の向上にもつながっていきます。住民一人ひとりの防災・防犯意識もあわせて高めていく必要があります。

問 あなたは災害などで緊急に避難する際の支援について、どうお考えですか。



ワークショップでは、防災対策について、普段の生活の中でハザードマップや避難経路を確認したり、ゲーム感覚で学べる避難訓練を実施したりするなどの意見が出されました。

取組

①避難行動要支援者及び要援護者への支援体制づくり

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
避難行動要支援者の支援体制整備	避難行動要支援者名簿に登載された支援を要する人の個別計画を、自治会や福祉専門員等との連携により、個別計画の策定率向上に向けて検討を進め、見守り体制の可視化を進めます。 災害発生時には、自治会や自主防災組織等、避難支援者などの連携・協力のもと、避難所や福祉避難所への避難支援や安否確認を、個別計画に基づき行えるよう支援体制の整備に努めます。 避難行動の支援については、地域防災計画と連携を図ります。	行政 住民
支援を必要とする人の把握	地区福祉委員会・自治会・民生委員児童委員が協力して、ひとり暮らしの高齢者や障がいがある人など、課題を抱えた人や支援が必要な人の把握を行い、適切なサービスが利用できるよう、見守り体制づくりを推進します。	行政 社協 住民

②防災訓練

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
防災への取組促進	自主防災組織の育成を支援します。 熊取町防災マップによる避難場所や防災に関する知識の普及・啓発を進めます。 自主防災マニュアルの作成が進んでいない組織については、マニュアル作成の重要性を説明し、作成を支援していきます。 自主防災組織単位での訓練を推奨するほか、校区単位や近隣市町との合同訓練を行います。 町で育成した防災士にフォローアップ研修などを実施して自主防災組織等での活動を促進します。	行政

③防災・減災活動とネットワークづくり

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
防災・減災対策の強化	役場の防災担当と社会福祉協議会が密接に連携し、災害に関する研修会や、災害ボランティアセンター立ち上げシミュレーション、防災訓練など、防災や減災につながる取組をつうじて住民の防災や減災に対する意識の向上を図ります。また、災害ボランティアの周知啓発、登録の呼びかけを行います。	行政 社協

④災害時のコミュニケーションとつながりづくり

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
防災・防犯に向けてのつながりづくり	災害発生時に備え、普段から近所同士でコミュニケーションをとり、つながりをつくり、見守り・支え合うことができる地域づくりを推進します。	行政 社協 住民

⑤災害時における支援体制の整備

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
災害ボランティアセンター設置運営	社会福祉協議会が役場と連携をとり、災害発生時、災害ボランティアセンターを迅速に立ち上げます。 災害ボランティアセンターでは、災害ボランティアの受け入れや派遣・資機材の調達・情報提供などの面からボランティアを支援し、効果的な被災者支援を図ります。 総合防災訓練時には、災害ボランティアセンター立ち上げシミュレーションを実施します。	社協 行政

⑥防犯力の向上、消費者被害対策

取組項目	取組内容（主な事業）	取組主体
地域での防犯活動の推進	町と警察が連携を強化し、地域の安全情報の共有化を図るとともに、パトロール等を実施します。また、地域においては、住民の連携と協力のもと防犯設備の充実と適切な維持管理に努めることにより、地域の防犯力の向上を図ります。 高齢者や障がいのある人を消費者被害から防ぐための体制づくりや消費者講座などへの参加者数拡大の手段を検討します。	行政 住民

第4章

計画の推進に向けて

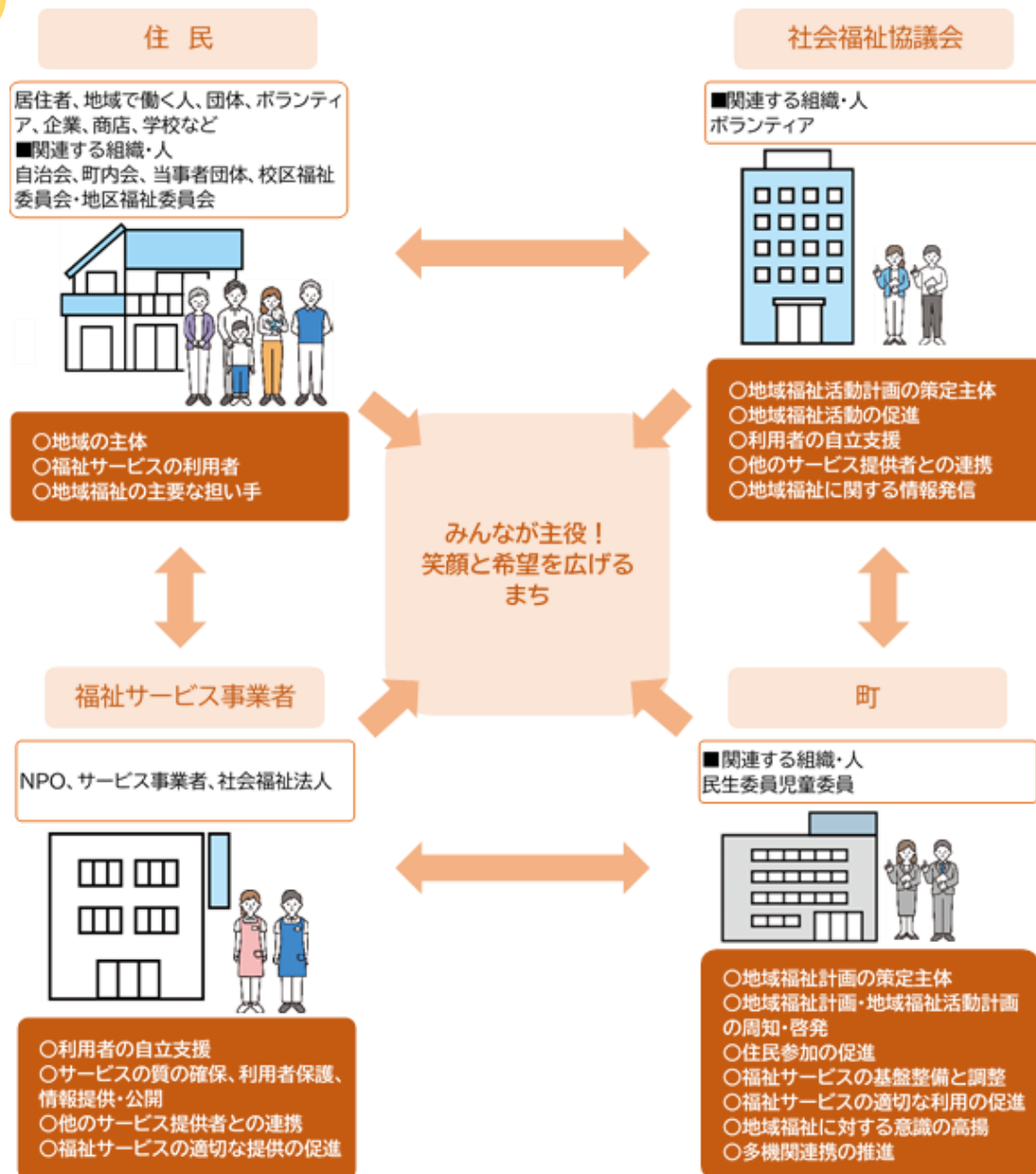
第4章 計画の推進に向けて



1. 計画の推進体制



計画の担い手の役割分担（イメージ）



(1) 地域住民、事業者、行政の協働による地域福祉の推進

本計画の実現のために、地域で活動している自治会・町内会、民生委員児童委員、社会福祉協議会、ボランティア、NPO、サービス事業者、社会福祉法人などの様々な主体が行政と協働し、お互いの情報を提供し合い、連携して取り組むことが不可欠です。

また、地域の支え合いの輪を広げるために、支えられる側と支える側を固定せず地域での包括的、総合的な相談、支援、資源開発を行っていくことが必要です。

(2) 自治会・町内会

地域活動を推進するために自治会・町内会の存在は不可欠であり、「自分たちのまちを自分たちの手でよくしよう」と地域のそれぞれの課題の解決や地域住民の福祉の向上に努めています。

地域に住む人たちが支え合い・助け合いの関係を深め、より住みやすい地域づくりを推進していくためには、自治会・町内会の取組や事業の目的を理解してもらうことが大切です。

(3) 民生委員児童委員協議会

生活上でさまざまな困難が生じたとき、地域の人たちの身近な相談相手として相談に応じ、福祉サービスなどの紹介や助言を行い、問題解決のために行政や関係機関とのパイプ役を努めています。

地域福祉の推進において地域福祉の重要な担い手であり、今後も積極的な役割が期待されています。

(4) 校区福祉委員会・地区福祉委員会

小学校区のエリアを単位とする5つの『校区福祉委員会』と自治会単位の39の『地区福祉委員会』が組織されています。小地域ネットワーク活動とは、高齢者や障がいのある人、子育て中の親子など、支援を必要とする人が安心して生活ができるよう、地域住民の参加と協力による支え合い・助け合いの活動であり、『校区福祉委員会』と『地区福祉委員会』によって展開されています。

(5) 福祉サービス事業者

福祉サービス事業者は、自ら提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めます。

(6) 熊取町

地域福祉の推進を図るには、関係機関・団体等の役割を踏まえながら取組を支援し、相互に連携することが大切です。町が主体となり福祉施策を推進する際にも、庁内の関係各課との連携の強化を図り、職員一人ひとりが横のつながりを意識し、地域における切れ目のない支援を推進することが必要となります。

また、本計画の実施状況の点検は、PDCAサイクルを意識し、進捗状況を把握します。



2.計画の進行管理

地域福祉の推進を図るには、町が関係機関・団体等の役割を踏まえながら取組を支援し、相互に連携することが大切です。

町が主体となり福祉施策を推進する際にも、庁内の関係各課との連携の強化を図り、職員一人ひとりが横のつながりを意識し、地域における切れ目のない支援を社会福祉協議会との協働により推進することが必要となります。

本計画に基づく施策を計画的かつ実効性をもって推進していくため、住民や多様な関係者の参画のもとに、計画の進捗状況などの定期的な評価を行うとともに、地域福祉活動への参加を促し、活性化させるための機会を設け、住民や民間サービス事業者などの意見・要望・提案などの把握に努めます。

また、各年度における計画の進捗状況の把握と施策の充実・見直しについて、策定委員会等で検証するとともに、その結果については、町広報紙など様々な媒体を通じて周知を図るなど、円滑な計画の推進に努めます。

参考資料

目 次

参考資料	106
1. 地域福祉に関するアンケート調査結果（住民アンケート調査） ..	106
2. 地区別ワークショップ結果.....	107
3. 地域貢献に関するヒアリング調査結果.....	125
4. 福祉教育に関する小・中学校アンケート調査結果.....	126
5. 第4次計画及び第4次活動計画に基づくこれまでの取組について	127
6. 用語説明.....	135
7. 計画の策定経過.....	143

参考資料



1.地域福祉に関するアンケート調査結果（住民アンケート調査）

（1）調査目的

本調査は、「熊取町第5次地域福祉計画・熊取町第5次地域福祉活動計画」の策定に向けて、「地域福祉」に関する住民の皆様のお考えやご意見についておうかがいし、福祉施策を推進するための計画策定の基礎資料として実施しました。

（2）調査の種類と実施方法

調査対象と配布数	熊取町に在住する18歳以上の町民及び校区福祉委員会委員、民生委員児童委員などの福祉活動関係者
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和5年8月～9月

（3）調査の回収結果

配布数	回収数	回収率
1000	492	49.2%

（4）調査結果

詳細は、熊取町公式ホームページの生活福祉課>業務案内>介護・福祉に掲載している「地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査報告書」をご覧ください。



2.地区別ワークショップ結果

(1) ワークショップの目的

熊取町第5次地域福祉計画・熊取町第5次地域福祉活動計画策定にあたり、住民参画の一環として、地域住民との協働の地域づくりをともに考えるためのワークショップを地区ごとに実施しました。

(2) ワークショップの方法

【具体的な流れ】

①自己紹介

②「地区の課題・困りごと」の検討（30分）

- ・普段から参加者が感じている「課題」「困りごと」を出し合い、付箋紙1枚につき1つの「課題」「困りごと」を記入し、模造紙の「地区の課題・困りごと」のスペースに貼り付けた。
- ・ほかの人と意見が重複した場合でも、いずれの意見も貼り付けを行った。
- ・ファシリテーターは、貼り付けを促しながら、出された「課題」や「困りごと」の背景や意図をメンバーに確認し、グループ全員の作業が進むよう支援した。
- ・参加者から地区のことや福祉分野についての質問等が出された場合は、職員が対応した。その場で回答が困難な場合は、担当課に確認し、回答を届ける旨を伝えた。

③意見の整理（15分）

- ・同じ意見は近い位置に貼り、類似意見を1つにまとめ、意見のグループ分けを行った。
- ・マジックペンで各グループの意見を囲い、各グループの見出しを書き込んだ。

④「課題解決のためにやるべきこと」の検討（20分）

- ・③で整理した「地区の課題・困りごと」を参照しながら、課題解決のためにやるべきこととの意見を付箋紙に記入し、②同様に模造紙に貼り付けた。

⑤意見の整理（30分）

- ・③と同様に④で出た意見をグループ分けし、「地区の課題・困りごと」に対してどの「課題解決のためにやるべきこと」が結びつくのかわかるように、マジックペンで矢印を引いた。
- ・検討の中でさらに意見が出た場合は、付箋紙に書き追加した。

⑥「地域や自分でできること」の検討（20分）

- ・⑤で整理した「課題解決のためにやるべきこと」をもとに、「地域や自分でできること」を付箋紙に記入し、貼り付けた。

⑦発表

- ・各グループの代表者1名が発表を行った。

(3) ワークショップで出された意見

①各小学校区のまとめ

【中央小学校区】

■地区の課題・困りごと

- ・こども会がなくなることが困りごととしてある。
- ・憩いの家は3つあるが、それぞれの建物が狭く集まるのが難しい。
- ・高齢化により買い物が大変になっている。
- ・交通関係の困りごととして、大阪外環状線の近くの道路が抜け道として利用され、違法駐車がある。町や警察に対応を依頼したい。
- ・ひまわりバスの停留所はいろいろなところにあるが、利用しにくい。昔あった乗り合いタクシーの復活を望んでいる。
- ・自治会の加入が少ない。
- ・こどもが集う場所がなく、挨拶もしにくい状況でコミュニケーションが取れていない。
- ・高齢化と独居の人が増えている。
- ・地域活動の問題として、長生会がなくなってしまった地域やこども会への参加者が少ないことなどがあげられる。
- ・ご近所付き合いが減少していて、近所に誰が住んでいるのかわからない状態になっている。
- ・移動手段について、ひまわりバスはあるが熊取駅から少し離れた停留所のため、不便だと感じることもある。
- ・泉陽タクシーの撤退や高齢化による免許返納などにより、自分で自由に出かけられなくなってしまった。
- ・自治会活動についても、加入していても役員になるのを嫌がってやめてしまったり、メンバーが少なく行事が開催できなかつたりするなどの問題も起きている。
- ・防災について、地区に避難場所がないため、災害時の避難場所、安否確認の問題などが困りごととしてある。
- ・こどもの遊び場について、公園は利用する際の制限事項（花火の禁止、サッカーの禁止など）が多く、遊びたくても遊べる環境がない。子育てがしにくい町になっているのではないかと思う。

■地区の課題・困りごと

- ・自治会活動について役員が決まりにくい。
- ・こども会については、非常に多くのこどもに参加してもらっている。
- ・「無事ですカード」は今年やらないのか。
- ・熱中症の危険性や気温が高いときは町内で放送してもらうのはどうか。
- ・近所付き合いについて、隣に住んでいる人が誰かわからないなどの問題がある。
- ・自治会活動は、役員をしてもらうためには行事を減らす、加入してもらうためには行事を増やす、と相反する要求があって当然だと思う。自分たちの地区は、世代をまたいで住んでいる人が多いため、親がやっていたから自分もと役員を引き受けてくれることが多い。
- ・困りごとが起きたときがチャンスで、困りごとをきっかけに隣に声をかけて話をするようになったということもある。
- ・中央小学校区から北小学校へ通学することももいて、友達との関係が切れてしまう。



■課題解決のためにやるべきこと

- ・こどもを対象としたイベントとして、熊取町野外活動ふれあい広場前のブルーベリー農園「和田山 Berry Park」（運営：NPO 法人グリーンパーク熊取）を活用してはどうか。
- ・自治会加入促進のために魅力的なことをしていく。
- ・AEDについて、1人の命もなくさないということを目指し、設置やメンテナンスをお願いしたい。
- ・自治会加入については、縦と横のつながりの強化が必要。若い人たちは加入に後ろ向きなので、声かけが必要だと思う。
- ・幅広い年代でのコミュニケーションについては、たとえば、こども会の会長を定年退職した人が担うなども考えられると思う。
- ・独居老人と高齢化問題に対しては、高齢者の福祉の参加を呼びかけるといった意見が出た。
- ・社会福祉協議会の「行こう Car」や地域包括支援センターの認知度が低く、場所や連絡先がわからないという声もあった。専用の相談窓口を設置するなどのことも検討が必要だと思う。
- ・自治会活動については、役員を決める際、重要なポストからは高齢者を外すなどのことが問題解決になると思う。
- ・地域や自分たちでできることについて、地域活動やまちで起きている課題や困りごとを積極的に発信していくことが必要。そうすれば、周りの人



■課題解決のためにやるべきこと

が買い物を手伝ってくれたり、特技を活用して助けてくれたりすると思う。

- ・地域で行う行事は、役員自身が興味を持っているか、持っていなければこれまでの行事をやめて役員自身が興味を持てる新しい行事に変えていくとか、そういうこともしてよいと思う。

■地域や自分でできること

- ・自分たちはできることに精一杯取り組んでいるが、それを次の世代につなげていく必要がある。イベントの開催やチラシの全戸配布などで自分たちの活動を広げていくことが大事だと思う。
- ・自分自身でがんばることだと思う。
- ・自分たちでは解決できない道路の問題等については、地元の町議会議員や町長を動かしながら、行政がどれだけ動くかだと思う。
- ・自治会活動については、会長の仕事の責任が重たいと感じる。相談ごとが会長に集中している状況なので、役割分担や規約の改定なども必要だと思う。若い人には役員をしなくてもいいので自治会に加入してもらおうなどの呼びかけも必要だと思う。また、自治会活動のメリットや楽しさ、どのように役立っているかなどについて発信する必要もある。
- ・行事には参加できなくても草むしりに参加する人もいた。挨拶を積極的にすることが大事。

【西小学校区】

■地区の課題・困りごと

- ・困りごととして、自治会やこども会のことが出ている。
- ・大きく分けて、災害、防犯、孤独、介護、住民環境、教育行政、この7つが地区の課題・困りごととしてある。
- ・困りごととして、自治会行事への参加が少ない、こどもが少ないなどが挙げられた。
- ・空き家が増えてきている。
- ・独居の方々に対する支援体制の構築が必要。
- ・自治会役員の防災に関する活動や長生会を中心としたタピオについて負担が大きくなっていることが課題。
- ・高齢化や少子化が困りごととしてある。
- ・老老夫婦や独居老人が増えてきている。
- ・1970年代に大阪万博を機に引っ越してきた世帯が多い地域であるが、その世帯がまた引っ越して空き家が増えてきている。
- ・少子化によってこども会の活動が完全に停止している地域もある。こども会がある地域でも、年齢が上がると参加しなくなってしまうこともある。
- ・こどもが地域で遊ぶことのできる場所がなく、長生会の活動は活発でも、こどもとの交流はうまくいかないところがある。
- ・自治会活動も縦割になっていることが課題
- ・自治会の会長や民生委員、児童委員の受け手が少なく、一度引き受けた人が善意でずっと引き受けてくれるような状況になっている。自治会の会長も次期会長をすごく努力して見つけてくれている状況。
- ・地震や台風などの災害に対しても、マニュアルが町から出されているが、実際に実行できるかどうか分からない。
- ・災害が続いているので、高齢者施設や障害者施設に問題が出てくるのではないかと思う。
- ・ごみの問題として、カラスにつつかれたり、それによって汚くなったり、ごみを出す時間が遅かったりすることがある。
- ・道路の問題として、こどもたちが通う通学路が狭く、歩道がない道が多い。
- ・高齢者の孤独・孤立対策や隣近所との関係が希薄になっている。
- ・自治会の担い手不足が課題としてある。
- ・こどもや若い人が減ってきている。
- ・空き家が目立っている。



■課題解決のためにやるべきこと

- ・課題解決のためには、自治会や福祉委員会のメンバーの活性化や、若者や子ども、高齢者などの地域住民が集う機会・場の創出が必要。
- ・自治会の各行事については、その活動の必要性を検討したり、話し合ったりすることが必要だと思う。ただ単に行事の案内を出しても参加してもらえないと思う。
- ・役員のなり手は、負担の大きさや高齢化により不足している。長生会や子ども会など協力してくれる団体と積極的にコミュニケーションをとっていくことが必要だと思う。
- ・空き家対策については、魅力あるまちづくりはもちろん必要だが、町に対する補助金の活用も必要だと思う。
- ・これまでは民生委員や福祉委員で行ってきた高齢者に対する見守り活動について、より手厚くするためにも、システムを構築していくことが必要だと思う。子どもや独居の老人がどこに住んでいるかといった情報（個人情報を含む。）の共有についても特例法のような形での検討が必要だと思う。
- ・認知症予防のための活動として、症状を初期段階から進行させないために昔のことを思い出す回顧法を実行するため、自治会活動の中でも参加者が多いカラオケなどの活用も考えられると思う。
- ・自治会活動への参加について、情報の発信や入会することでマイナポイントが加点されるなどの工夫が考えられる。
- ・子ども会に対しては金銭的な支援だけでなく、人的な支援も必要。子ども食堂の活動が活発化しているため、その考え方を子ども会の活動にも生かすことができればと思う。
- ・町民への経済的な部分の支援も必要だと思う。
- ・団塊の世代の方々が子どもや若い父親・母親の話を聞いたり、アドバイスしたりすることもよいと思う。
- ・地域防災体制については、法律や経済の面で難しい部分もあると思うが、命がかかっていることなので強制的にでも整備するべきだと思う。防災訓練の取組も進めていくべき。
- ・災害対策としては、防災マニュアルの整備や災害を想定した訓練の実施があると思う。
- ・ごみについては収集場所が決まっており、高齢の人にとっては持っていくことが難しいこともある。家の前まで収集に来てもらうことは難しいため、近所の人を手伝うことが解決策かなと思う。
- ・道路についてはお金がかかってしまうが、歩道をつくってほしいと思う。
- ・孤独・孤立対策としては、学生のボランティアと一緒にコミュニティをつくって活性化した事例などがあるのでそういった取組も検討したい。
- ・自治会の担い手不足については、自分たちでやる必要がない部分は外注してスリム化してもよいと思う。



■地域や自分でできること

- ・行政に頼るのではなく、昔のような義理人情や互助の精神、地域が密につながって、自分たちに何ができるか一人ひとりが意識して取り組んでいきたいと考えている。
- ・まずは自治会の行事や役員のなり手不足などの問題を優先的に検討していく必要がある。これまでのやり方を守るのではなく、必要に応じて見直していく必要があると思う。
- ・自治会の行事については、他地区との合同や連携を検討する。
- ・独居の方への見守り活動については必要だと思うので、自治会役員だけではなく、行政や民生児童委員などとも連携をとりながら進めていく必要があると思う。
- ・長生会に参加している人から長生会活動を通して見守り活動ができればとの意見もあった。
- ・自治会活動については、アルミ缶回収などに町民がもっと積極的に参加して、コミュニティを育てていくことができれば思う。
- ・災害対策として訓練の参加への呼びかけや、学校合同での訓練などがある。
- ・ごみ問題への対策として、助け合いのできるコミュニティの構築が考えられる。
- ・孤独・孤立対策については、孤立している家庭へお弁当を届けたり、敬老のお祝いを小学生が届けたり、大学生のボランティアに協力してもらうことが考えられる。
- ・自治会の担い手不足については、集金であれば電子決済を導入するなどのスリムな自治会活動に向けて検討が必要だと思う。

【北小学校区】

■地区の課題・困りごと

- ・高齢化や活動の担い手の減少、少子化、防災についての課題が出た。
- ・災害対策と今後の自治会のあり方や担い手の確保について話し合うとともに、地域のコミュニケーションの希薄化、町の整備が問題であるという話をした。
- ・他地区と同じように、高齢化や防災の問題、自治会との連携、環境整備が問題として挙がっている。
- ・自治会は高齢化などにより退会する人が増えており、引っ越してきた人も自治会への参加が消極的である。
- ・こども会についてもこどもが少なくなっており、こども向けの読み聞かせや子育て支援に取り組んでも対象の人がおらず来てもらえないという状況になっている。こどもたちが幼稚園や保育所に行っており、日常的に地域にこどもがいないということがあると思う。
- ・非常に高齢化率が高い地域であり独居の方も増えている状況があるが、困りごととしてどのようなことがあるのか、個人情報やコミュニケーションの問題があり、福祉委員に伝わってこない状況がある。
- ・自治会や福祉会などの組織も高齢化が進んでおり、配布物が多いと運べないという班長もいる。班によっては人数が少なくすぐに役員が回ってきたり、人数が多い場合は荷物が重いという課題もある。
- ・AED やこども、防災、高齢者、自治会、交通に関する意見が挙げられた。
- ・困りごとについては、ごみ問題や高齢者問題、自治会、買い物に関することが挙げられた。
- ・高齢者や地域活動の担い手不足、近所付き合い、交通手段、買い物などが困りごととして挙げられた。
- ・こどもが少なく活気がない。
- ・介護者が少なく災害時の助け合いが難しい、高齢者がいる家庭の把握ができなくなっている。
- ・交流が少なくなったことにより、地域全体の活気が乏しくなっている。空き地や空き家、空き農地も増え、農業や自治会の役員のなり手が不足している状況にある。



■課題解決のためにやるべきこと

- ・高齢化が進行する中で、買い物支援として 65 歳以上の人は誰でも利用できる買い物支援を実施している。泉佐野市にある「いこらもーる」へのバスを 1 回 200 円の乗車賃で利用できる買い物支援を月 2 回実施している。
- ・高齢化等により活動の担い手は減少しており、福祉委員やこどもに行事の担い手につい

■課題解決のためにやるべきこと

て前向きに取り組んでももらいたいと考えている。高齢化を感じさせない交流の場を設けることも一つだと思う。

- ・災害対策について、避難場所になっているのが北小学校のみであり、すべての住民を受け入れることが難しいため、避難場所の増設や備蓄の追加を検討するべきだと思う。また、高齢者の避難等についても検討が必要。地域に頼らずに、各家庭で防災に対する意識を向上したり、事前にどこに・誰に連絡するべきなのかといったことを把握しておくことも必要だと思う。
- ・自治会活動の在り方として、自治会の加入者数や担い手の減少については回覧板の回付をなくすなど個々の負担を減らしていく取組の検討も必要で、自分たちでそうしたアイデアを考えるのは限界があるため、先進事例を学ぶことも必要だと思う。また、自治会活動のメリットなどを発信することも重要だと思う。
- ・独居の方の把握や隣近所と話をしたことがない人もいるが、声を掛け合ったり、相談先の情報提供をすることなどが課題解決につながると思う。
- ・地区によっては空き地や空き家の管理ができていないので、役場との情報共有等も必要だと思う。
- ・交通の便がわるい地区についてはひまわりバスを活用したり、フリー乗降や路線の増加なども検討していく必要がある。
- ・地区の特徴として、災害時の橋の落下に関する懸念が強い。関西医療大学があるが、地域と大学が相互に助け合うような協力体制をとったり、一次避難として大学との連携をとっていくことも検討してほしい。また、七山病院との連携も挙げられたが、自治会を通して町に依頼し、承認してもらうような働きかけをしたい。
- ・高齢化については、個人情報の保護を意識しながらも円滑な関係を築いていくことが必要だと思う。高齢の方が増えており、ご近所付き合いや困ったときに助け合えるような関係が大切だと思う。
- ・自治会との連携について、自治会の中に福祉委員会が設置されているが、その二つが連携していることがなかなか伝わらない。回覧板やイベントのときに発信するなどの取組を引き続き進めたい。
- ・個人が持っている困りごとが伝わるような仕組みづくりが必要だと思う。臨機応変な対応ができるリーダーを掲げたり、行政側も相談窓口の情報提供を積極的に行うことが必要。



■地域や自分でできること

- ・福祉員の役員では、農業部会を立ち上げ、いきいき農園で作ったジャガイモ、ダイコン、タマネギを高齢者に配布している。
- ・健康を維持するための活動として、高齢課の協力も仰ぎながら、タピオ体操に一生懸命取り組んでいる。
- ・少子化の問題については、こどもと年寄りの交流の場を設けることが一番大事だと考えている。熊取町が推進しているいきいきサロンで、入学や進級、卒業の際にお祝いを渡して、そこでこどもたちと高齢者の交流の場を設けてゲームなどを行っている。また、自治会の福祉の事業にこどもたちも参加できるような事業の推進も大事だと思う。
- ・防災については、自治会と福祉委員会で消防署による訓練と講習を受けている。防災に対する住民の意識を高めるためにも、防災訓練は年2回は実施していきたいと思う。
- ・高齢化に対して自分でできることとしては、地域を活性化するためにミカン狩りやラーメン館に行くなど、交流の場づくりを進めることが大事だと思う。
- ・災害対策については自分で散歩しながら危険なところを把握したり、食品や備品を備蓄しておく、情報をたくさん持つておくことがあると思う。地域をきれいにしておくことも重要。こども園を避難場所として認定し活用することもできると思う。
- ・こどもの見守り活動については、勤めている母親でも積極的に誘っていく。
- ・自治会が地域のイベントを盛り上げたり、福祉のことを広げる取組の推進について意見が挙げられた。
- ・竹公害が著しく七山病院の竹を以前ボランティアで伐採したが、地域の中では役場が伐採したのかボランティアが伐採したのかわからないような状態である。ボランティアの活動を SNS 等を活用して積極的に周知していきたいと思う。
- ・同じようにカラスによる被害等についても検討していきたい。
- ・声かけや訪問活動は丁寧に行っているが、向こう三軒両隣のミニコミュニティの活発化やちょっとおせっかいなおじさん、おばさんになることが重要だと思う。清掃活動やごみ拾いなどもすると、危険箇所が見つかったりすることもある。小さな声かけや挨拶、ごみ拾い活動が非常に役立つと思う。
- ・こども向けの行事ではこどもや母親・父親を巻き込んでいくことが必要。いきいきサロンを継続して実施しているが、乳児サロンというアイデアも出た。自治会や福祉の行事の工夫、次の世代にバトンタッチしていける工夫が必要だと思う。
- ・自分が畑で作った野菜を近所に届けることなどもしている。無理のない範囲で取り組んで気持ちよく受け取ってもらうように心がけている。
- ・相談をしてもらうための取組として、こども 110 番のように、福祉 110 番やひまわりマークなどを掲げて相談先を設け、その相談先から必要な機関につなげることも考えられると思う。社会福祉協議会などと連携しながら、窓口を地域に増やすということは非常に大事だと思う。

【東小学校区】

■地区の課題・困りごと

- ・ AED やこども、防災、高齢者、自治会、交通に関する意見が挙げられた。
- ・ 困りごとについては、ごみ問題や高齢者問題、自治会、買い物に関することが挙げられた。
- ・ 高齢者や地域活動の担い手不足、近所付き合い、交通手段、買い物などが困りごととして挙げられた。
- ・ こどもが少なく活気がない。
- ・ 介護者が少なく災害時の助け合いが難しい、高齢者がいる家庭の把握ができなくなっている。
- ・ 交流が少なくなったことにより、地域全体の活気が乏しくなっている。空き地や空き家、空き農地も増え、農業や自治会の役員のなり手が不足している状況にある。



■課題解決のためにやるべきこと

- ・ AED については、自治会での台数増加や設置場所の問題について課題がある。町に依頼して、AED を設置できる施設や場所の地図を作ってもらいたい。地域によっては 24 時間営業しているという利点からコンビニに設置を依頼しているところもあり、参考にしたい。
- ・ こどもの数が減少しているが、市町村によっては転入してきた世帯に引っ越し祝い金を渡しているようなので、熊取町でも検討してみてもどうかと思う。
- ・ こどもの見守り活動については、見守り隊のボランティアを回覧で募集することが考えられる。
- ・ 熊取町は竹林が多く、災害等で竹林が倒れて道路が通行できないことが懸念される。自分たちの身を守るために、地区別の地域防災マニュアルを作成できているかどうか確認し、作成できていない場合は作成することが必要。作成後はスマホでも確認ができるように町にも相談したい。竹林は町を通して所有者の方に連絡することも考えられる。
- ・ 高齢者については、要支援者リストを民生委員が把握しているが、自治会単位での把握が難しい状況にある。個人情報に関連もあるが、福祉委員と民生委員の協力も含めて、情報共有について検討していくことができればよいと思う。
- ・ 自治会については、役員になる方が少なくなってきたが、役員の方に慰労金を渡したり、役員手当の支給を検討してみるのもよいと思う。
- ・ 交通については街灯が少ないため、町と自治会のいずれで対応するのか対応を協議していきたい。
- ・ 買い物は乗り合いで行けるような形も必要だと思う。
- ・ 解決策として、ごみの問題の場合は、不法投棄を防ぐために防犯カメラを増やしたり、注意喚起のための看板の設置などがある。

■課題解決のためにやるべきこと

- ・高齢者については、地域の各機関との連携を増やしたり、見守りの強化、情報共有をしたりすることなどがあると思う。
- ・自治会の関係では、楽しいイベントを企画したり、入会金を減らしたり、入会するメリットを増やして加入者を増やすような取組も必要だと思う。
- ・災害対策については町の災害防災訓練に参加する。
- ・買い物対策については、コミュニティバスのルートを検討したり本数を増やしたり、ほかの移送サービスを導入することなども検討してほしい。
- ・担い手不足や高齢者の問題については、自治会への加入の呼びかけや挨拶によるコミュニケーションの活性化が必要であると思う。
- ・交通については、公共交通機関の充実やひまわりバスの運行本数や停留所を増やすことを検討してほしい。
- ・買い物に行ける店がないことについては、近所で助け合って買い物をしたりインターネットを活用したりすることなどが考えられると思う。
- ・自分ができることとして、住みやすく子育てしやすいまちをつくることがある。学校の行事に積極的に参加したり、村や熊取町が子育てしやすいまちであることを SNS などでもアピールしたりすることがある。
- ・介護の問題については、タピオステーションやクラブの活動へ参加を促したり、その制度の使い方をわかりやすくすることが重要だと思う。タピオステーションではいきいき高齢課が補助している健康講座が受けられるので、講座の情報を広めることが自分ができることとしてある。
- ・災害対策で自分ができることとして、避難経路の体験や防災訓練、避難ゲーム的な催しの開催や実際に自分で歩いてハザードマップを確認することがあると思う。
- ・交流を図る取組として、近所の神社で催される盆踊りや秋祭りについて周りの人を誘って世代間交流を図るようなことも考えられる。
- ・空き地については、退職後に農業を始める人に対して貸せるようなシステムの構築も考えられる。これについては、町や府で対応してほしいと思う。
- ・自治会役員のなり手不足については、自治会の役員が減少しており、役員一人当たりの負担が大きくなっていることから、それを一人で抱えずにOBも含めて役割分担できるような取組が必要だと思う。
- ・通学路や公共交通機関を利用するのに不便であるという問題については町や府の対応を望んでいる。



■地域や自分でできること

- ・根底として近隣の人みんなと仲良くなるという部分が一番の土台にある。ごみについては基本的なルールを破らないとか、高齢者の見守りを各自行ったり、複数の機関と協力するような取組も必要だと思う。自治会関係ではチラシを自主的に作ったり、掲示板を貼り出して周知していくことなどがある。買い物については一緒に買い物に行くことや、スーパーの配送サービスを教えてあげるなどのことが考えられると思う。
- ・熊取町には、地域の困りごとを各機関と連携して解決に向けて取り組んでいく地域貢献委員会という団体もある。そういう団体なども活用しながら、隣近所などと顔の見える関係づくりを行うことが重要だと思う。
- ・活動があれば積極的に参加していきたいと思う。

【南小学校区】

■地区の課題・困りごと

- ・困りごととして、脱会などを含めて自治会の担い手不足が深刻化している。
- ・こどもがいる世帯が減少しており、こども会の活動がなくなったり解散したりしていることも課題。
- ・コロナ禍によりここ数年福祉関連の行事が開催できていなかった。行事を再開しても、役員や参加者が以前の行事を知らなかったり、参加者が固定化してしまっており、担い手も不足している状況。
- ・これまで自治会活動など地域の第一線で活躍していた方々が高齢になり、退いてしまうのはもったいないと思う。
- ・地域の課題として、自治会活動や少子化、高齢化について意見が出た。
- ・自治会活動については脱会者が多かったり、個人情報の取扱いの対応が難しい、役員の辞退などが課題としてある。
- ・民生委員も同様で、役員の受け手がいなかったり、小さい村の中で付き合いが大変、月1回の清掃活動がなくなり人づきあいが少なくなった、という意見も出た。
- ・こどもが少なく、こども会が休会となっている。
- ・高齢者については交通手段の確保などの課題がある。
- ・高齢化や空き家の問題、交通の便のわるさなどが課題として出た。
- ・独居の方の増加やごみ出し、こどもの見守りや道路・歩道の整備についても困りごととしてあると感じている。



■課題解決のためにやるべきこと

- ・自治会活動については、これまでの取組・やり方をいったん見直していくべきではないかと考えている。時代にあったやり方を検討したり、新たに自治会の役員となった人に対して、これまで経験した人がサポーターのような形でつくことも必要だと思う。
- ・福祉関連の行事については、行事を経験したことのない人が担当するのは難しいため、これまで経験した人が楽しく開催するための工夫を伝えたり、サポーターとして支えて、行事へのハードルを下げていこうと考えている。
- ・こども会の存続については、他地区で取り組んでいる工夫やアイデアを情報交換するなど、地区連携も考えていければよいと思う。
- ・高齢者の方についても、災害対策や餅つきなど、これまでその人が経験してきたことを生かして、スポット的に参加してもらう形を進められればと思う。
- ・自治会の役割を理解してもらうことや前向きに地域の活動に参加してもらうように努力することが必要。

■課題解決のためにやるべきこと

- ・こども会がないところも多いが、自治会でこども会が参加できる行事を企画するなど、こどもを大切にしていこうと考えている。
- ・高齢化の進行については、声かけ運動などによって高齢者の方同士のつながりを作り、移動手段の確保が難しい人などは乗り合いで行くことができればよいと思う。
- ・空き家の問題については、火災になったりこどもが立ち入ってしまうなどの危険性があるため、役場での対応も必要だと思う。
- ・高齢化が進行しているが、年2回の清掃活動に参加が難しかったり、草刈機を使える人がいないなどの課題がある。シルバー人材センターに活動を依頼したり、自治会の役員をできる人材の発掘も必要だと思う。
- ・交通の便がわるいが、ひまわりバスのコースや運行する時間帯の検討をしてほしいと思う。
- ・高齢者の方は買い物が難しいことがあるが、食材の配達なども検討していくべきだと思う。



■地域や自分でできること

- ・自分が一人で取り組んでいることでも、周囲の人が自分もやってみようかな、大変そうだから手伝うよと広がっていく取組もある。一人でも仲間を見つけて、そこから輪が広がっていく。地区の連携や地区を超えた場づくりなどが大事だと思う。
- ・経験を生かしてサポートしたり、負担をシェアしたりすること、情報を次の世代に共有していくことを考えていきたい。
- ・つながりをつくるために挨拶をしたり、近所の方々と仲良くすることや地域の活動に自主的に参加することだと思う。
- ・ボランティアの育成や高齢者の事故防止のためにひまわりバスの利用を促進したりすることもできると思う。
- ・南小学校区全体で行事をしていくことができれば、こども会がない地域でも参加できると思う。
- ・ごみ出しについて、認知症の方が増加していて家の中がごみ屋敷状態になっていることもある。また、ごみ出しのルールが守れない人もいる。ごみ出しの日には近所で声を掛け合って、ごみ出しを促すような取組も必要だと思う。
- ・こどもの見守りについては親も協力して進めていくことができればよいと思う。
- ・畑での鳥獣被害や歩道がきちんと整備されていない状況があるが、これらは町役場にも相談していきたい。

【ボランティア連絡会】

■地区の課題・困りごと

- ・自治会について、退会者が多かったり役員が高齢になっているという困りごとがある。
- ・空き家の増加も問題である。
- ・移動手段について、車やバイクに乗ることが難しくなった際に、介護タクシーを利用できるようにしたり、ひまわりバスの停留所について、熊取交流センター煉瓦館の中に移動させることを考えたい。
- ・ボランティア活動も若い人の参加が減少しており、一人ひとりの負担が増えている状況がある。
- ・空き家や独居世帯の増加、こどもの見守り、災害対策やごみ対策についての困りごとが出た。
- ・道路が狭く、歩行者や自転車、車を利用しているすべての人が大変な状況。
- ・年齢を重ねると足が不自由になり買い物が難しい。
- ・小学校の体育館に冷暖房の施設がなく熱中症の危険性がある。
- ・雑草が生えていて景観がよくない。
- ・新興住宅地のため、近所付き合いがなく、話し相手がいない。
- ・ボランティアの活動内容等について知らない人がいる。



■課題解決のためにやるべきこと

- ・自治会の退会を防ぐため、自治会の仕事を少なくして負担を減らしたり、高齢者や一人暮らしの人は班長を免除するなどの方法が考えられると思う。
- ・自治会費の用途が不明瞭なため用途を詳細にお知らせできるとよいと思う。
- ・移動手段の確保については、移動式スーパーを定期的に出してもらいたい。社会福祉協議会の「行こうCar」があるが、登録制のために使いにくい状況にある。ひまわりバスのルートも増やしてほしい。
- ・ボランティア活動については、年1回開催しているボランティアフェスティバルや年2回の福祉まつりの認知度は高いと思うが、小学生に対して親子で参加できるボランティア活動を紹介するような場づくりも必要だと思う。これには教育委員会に対する働きかけが必要で少しハードルが高い。
- ・点訳講座や手話講座をきっかけに歌体操の講座に参加する人もいるため、歌体操の講座を開いてほしい。
- ・空き家対策については、行政に空き家の存在を伝えたり、持ち主やその家族に空き家バンクの紹介をすることができると思う。
- ・一人暮らしの高齢者に対しては、挨拶を積極的に行い、ボランティアでイベントを企画して外出する機会を提供することが良いと思う。
- ・変質者なども増えているが警察に連絡したり、防犯カメラを設置したりすることも考え

■課題解決のためにやるべきこと

られる。留守にする際近所の人に伝えることもできると思う。

- ・災害対策については、日頃から防災訓練を近所で行ったり、避難場所を教えてあげることなども考えられる。
- ・道路が狭く対向車とすれ違うことができないため、南海バスの車両の大きさを一回り小さくしてもらったり、停留所の増加、ルートの変更を検討してほしい。
- ・空き家の増加については、行政で対応してもらえよう働きかけをする。
- ・美化活動をしてほしい。
- ・町民だけでなく行政や学校も巻き込んで障害を持つ方への理解を深める。



■地域や自分でできること

- ・何か手伝えることがないか声をかけてみるのが重要。
- ・足が衰えないように運動をがんばること。
- ・ごみ出しについては、前日からごみを出すとカラスの被害が発生するので、当日に出すことやネットをしっかりとかけることだと思う。
- ・こどもの登下校は見守る。
- ・道路が狭く危険なことから、自分自身が安全運転を心がけることだと思う。
- ・移動が難しい方に対して通販や移動販売の紹介をしたり、情報を必要としている人に自分の持っている情報を伝えてあげることが必要だと思う。
- ・できる人に無理のない程度でいろんなことをお願いするようにしたい。
- ・スーパーで購入したものを届けてくれるサービスもあるので、その情報を発信する。
- ・助けてもらったら感謝することが大事。例えば車に乗せてもらって交通事故に遭っても、怒ったり損害を賠償してもらうようなことは求めない。
- ・笑顔で挨拶することも大切だと思う。
- ・ボランティア活動について大変さではなく楽しさを周りの人に共有できるようにすることが大事だと思う。
- ・ひまわりバスは利用者が減少して本数が減少すると困るので、積極的に利用するようにしたい。
- ・ほかの市町村にお金が出ていってしまうのを防ぐため、熊取町にふるさと納税をする。
- ・SNS の活用については若い人に教えてもらうなど、コミュニケーションをとりながら進めていく。
- ・道路の清掃については自治会の会長にお願いしたり、定期的に清掃活動を行うことも考えられると思う。
- ・人への気配りを忘れず、穏やかに接する。



3.地域貢献に関するヒアリング調査結果

(1) 調査目的

本調査は、令和5年度に計画期間が終了することに伴い、熊取町社会福祉施設等地域貢献委員会に参加されている施設の皆様にヒアリングをし、熊取町第5次地域福祉計画・熊取町第5次地域福祉活動計画策定の資料として実施しました。

(2) 調査の種類と実施方法

調査対象と配布数	熊取町社会福祉施設等地域貢献委員会に参加されている施設の方
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和5年9月

(3) 調査の回収結果

回収数
13

(4) 調査結果

詳細は、熊取町公式ホームページの生活福祉課>業務案内>介護・福祉に掲載している「地域貢献委員会に関するヒアリング調査結果」をご覧ください。



4.福祉教育に関する小・中学校アンケート調査結果

(1) 調査目的

本調査は、令和5年度に計画期間が終了することに伴い、社会福祉協議会の福祉教育協力校に協力されている学校の皆様にアンケートをお願いし、熊取町第5次地域福祉計画・熊取町第5次地域福祉活動計画策定の資料として実施しました。

(2) 調査の種類と実施方法

調査対象と配布数	社会福祉協議会の福祉教育協力校に協力されている学校
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和5年9月

(3) 調査の回収結果

回収数
8

(4) 調査結果

詳細は、熊取町公式ホームページの生活福祉課>業務案内>介護・福祉に掲載している「福祉教育に関する小・中学校アンケート調査報告書」をご覧ください。



5.第4次計画及び第4次活動計画に基づくこれまでの取組について

(1) 各施策の取組

平成31年に策定された「熊取町第4次地域福祉計画」「熊取町第4次地域福祉活動計画」の基本理念、目標達成をめざし、基本方針ごとに位置付けられている各施策に取り組んできました。

(2) 評価の方法

各施策については、施策ごとに、「AからEの達成度」、「次期計画に向けて、考えられる課題や必要な取組」、「拡充」、「維持」、「効率化・統合」、「休・廃止」の方向について、評価基準日を令和6年3月31日（令和5年度終了）時点として、担当課の職員が評価を行いました。

●4つの基本目標

基本目標1	地域福祉を担うひとづくり
基本目標2	助け合い、支え合いがひろがる地域づくり
基本目標3	受けやすい相談とサービスの仕組みづくりと提供
基本目標4	人権が尊重されるまちづくり

●評価の基準

達成度	評価内容	達成状況
A (5)	計画に掲げた施策を達成した。	80~100%
B (4)	計画に掲げた施策を概ね達成した。	60~80%程度
C (3)	現在、施策の達成に向けて動いている。 (半分程度実施した。)	40~60%程度
D (2)	現在、施策の達成に向けて動き始めている。 (施策に着手し、動き始めることはできた。)	20~40%程度
E (1)	現在、ほとんど手をつけていない。 (施策に着手することができなかった。)	20%未満

※達成度はA~Eの5段階で評価しましたが、次ページ以降では第5次計画の進捗管理に活用するため（ ）内の数字に置き換えて記載します。

●熊取町第4次地域福祉計画・熊取町第4次地域福祉活動計画の施策総括表

基本目標1 地域福祉を担うひとづくり					
基本施策	取り組み	事業項目	取組主体	達成度	方向性
(1)福祉意識の醸成	①福祉に関する意識の普及・啓発	地域福祉の普及・啓発	行政 社協	4	維持
	②福祉に関する教育の推進、学習の場や交流の機会づくり	熊取ゆうゆう大学での学習機会の提供	行政	5	拡充
		福祉教育の推進	行政 社協 住民	4	維持
		福祉教育協力校との連携強化	行政 社協 住民	4	維持
③家庭や地域における福祉教育・学習の推進	家庭や地域における福祉教育の推進	行政 社協 住民	4	拡充	
(2)担い手の育成・支援	①地域の福祉活動を支える新たな人材の育成	地域福祉の担い手づくり(1) (若年層の活動への参加促進のため交流機会を創出する)	社協 住民	4	維持
		地域福祉の担い手づくり(2) (ボランティアや参加者の増加による役割分担・負担軽減)	社協 住民	3	維持
		セカンドキャリアの人々に対する地域福祉活動への参加促進	社協 住民	5	拡充
		地域組織における多世代交流の確保	社協 住民	4	維持
		認知症サポーター養成講座の充実	行政	4	維持
		ゲートキーパーの養成(自殺対策人材養成)	行政	5	維持
		自主活動グループの活動支援	行政 住民	5	維持
	②地域のボランティア団体、NPO法人や人材の育成・支援	ボランティアの発掘、育成の場づくり	行政 社協	4	維持
		NPO法人や活動団体等の活動支援	行政 社協	3	維持
	③民生委員児童委員活動の支援	民生委員児童委員の啓発、研修・情報提供	行政 社協	4	維持
	④専門職の資質向上	専門性の向上	行政 社協	4	維持
	⑤福祉人材の育成支援	将来の人材育成のための支援	社協	3	維持

基本目標2 助け合い、支え合いがひろがる地域づくり					
基本施策	取り組み	事業項目	取組主体	達成度	方向性
(1) 小地域ネットワーク活動の推進	①小地域ネットワーク活動等の地域における活動への支援 ②だれもが参加できる地域の居場所づくり ③つながりの再構築	小地域ネットワーク活動への支援	社協 住民	5	拡充
		だれもが参加できる居場所づくり	社協 住民	4	拡充
		地域における顔の見える関係づくり	社協 住民	5	維持
		参加を呼びかける仕組みづくり	社協	4	維持
		各種活動の周知	社協	4	維持
(2) ボランティア、NPO法人、福祉関係団体等の活動の促進と連携の強化	①ボランティアや福祉関係団体間の交流、支援体制の充実	地域福祉活動やボランティア活動、NPO活動等への支援	行政 社協	4	維持
		健康くまとり21推進グループ (熊取町食生活改善推進協議会、健康くまとり探検隊、くまとりタピオ元気体操ひろめ隊)等への支援	行政 住民	5	維持
		熊取町医療介護ネットワーク連絡会の活動支援(ひまわりネット)	行政	4	維持
		福祉活動団体の活動支援	社協	3	維持
		シルバー人材センターへの支援	行政	5	維持
	②ボランティア活動の推進	ボランティア活動の推進	社協 住民	4	維持
	③多様なボランティアの発掘・養成	マンパワーの確保	行政 社協	4	維持
		ボランティア養成講座の充実	社協	3	維持
	④ボランティアセンターの機能充実	ボランティアセンターの機能充実	社協	4	維持
	⑤地域での見守り・支援体制の充実	声かけ・見守り	行政 社協 住民	4	維持
		子どもの登下校時の見守り	社協 住民	4	維持
		みまもりアンケートの実施	行政	4	維持
		徘徊高齢者等SOSネットワーク事業	行政 住民	4	維持
		高齢者見守りネットワーク事業	行政 住民	4	維持
	(3) 地域福祉活動に対する支援	①地域活動に必要な資機材の貸出、地域福祉活動の拠点づくり	資機材の貸出	社協	3
地域福祉活動の拠点づくり			社協	4	拡充
タピオステーションの立ち上げ支援及び継続支援			行政 住民	5	効率化・統合
タピオカフェの立ち上げ支援			行政 住民	5	維持
認知症カフェ(ひまわりカフェ)の立ち上げ支援			行政 住民	5	維持
②地域課題を共有する場づくり		なかまづくり	社協 住民	4	拡充

基本目標2 助け合い、支え合いがひろがる地域づくり					
基本施策	取り組み	事業項目	取組主体	達成度	方向性
(3) 地域福祉活動に対する支援	②地域課題を共有する場づくり	親として経験や成長ができる条件整備	行政	5	維持
		地域の組織化を生かした子ども・子育て支援の基盤整備	行政	5	維持
		地域課題を解決する取り組みへの支援	社協 住民	4	維持
	③住民の理解を深めるための啓発	福祉意識を高める広報・啓発	行政 社協	4	維持
		認知症高齢者徘徊模擬訓練	行政	3	維持
	④社会福祉施設等による専門性を活かした地域支援	社会福祉施設への理解促進	社協	4	維持
		地域と社会福祉施設の連携	社協 住民	4	維持
		地域貢献活動の推進	社協	4	維持
	⑤安定した財源の確保	寄付の推進	社協	4	維持
		寄付教育の推進	社協 住民	3	維持
	⑥情報交換の仕組みづくり	交流の場づくり	社協 住民	4	維持
		校区・地区福祉委員会間の情報交換	社協 住民	4	維持

基本目標3 受けやすい相談とサービスの仕組みづくりと提供						
基本施策	取り組み	事業項目	取組主体	達成度	方向性	
(1) 情報提供と発信体制の充実	①福祉サービスに関する情報提供の充実	すべての人に福祉情報がいきわたる体制づくり	行政 社協	4	拡充	
	②情報提供の仕組みづくり	わかりやすい情報提供の仕組みづくり	行政 社協	4	維持	
(2) 包括的な相談支援体制の充実と総合的なケアマネジメント	①受けやすい相談窓口の体制の充実	各種相談窓口の周知(1) (役場や社協が実施する各種相談の周知)	行政 社協	4	維持	
		各種相談窓口の周知(2) (生活全般や人権に関する困りごと相談)	行政 社協	5	維持	
		各種相談窓口の周知(3) (経済的な困りごとや就労に関する困りごと相談)	行政 社協	4	維持	
		各種相談窓口の周知(4) (高齢者の方や制度に関する相談)	行政 社協	4	維持	
		各種相談窓口の周知(5) (障がい(児)者に関する相談)	行政 社協	4	維持	
		各種相談窓口の周知(6) (子ども・子育てに関する相談)	行政 社協	5	維持	
		インターネットを活用した相談窓口の周知(1) (町HPに各種相談先を掲載し周知啓発を図る)	行政	5	維持	
		インターネットを活用した相談窓口の周知(2) (町HPで「こころの体温計」(メンタルチェックシステム)を運用し、悩みごとの解決に向けた支援を行う)	行政	5	維持	
		②福祉サービスを必要とする人に対する相談体制の充実	サービスにつなぐ相談体制の充実	行政 社協	4	維持
			地域包括支援センターによる総合相談体制	行政	5	維持
		③総合的なケアマネジメントの充実	総合相談体制の充実	行政 社協 住民	4	維持
		④解決に向けた専門機関との多機関連携	地域との連携による相談・支援機能の強化	行政 社協 住民	5	維持
				行政 社協	4	維持
			地域ケア会議	行政 住民	3	効率化・統合
			認知症初期集中支援チーム	行政	4	維持
⑤孤立死対策	孤立死対策	行政 社協 住民	4	維持		
	独居高齢者の見守り支援	行政 住民	4	維持		

基本目標3 受けやすい相談とサービスの仕組みづくりと提供					
基本施策	取り組み	事業項目	取組主体	達成度	方向性
(2) 包括的な相談支援体制の充実と総合的なケアマネジメント	⑥生活困窮者への支援	相談支援の充実	行政	5	維持
		関係機関との連携	行政 社協	4	維持
	⑦ひきこもりなどへの支援	ひきこもりへの対応	行政 社協	5	維持
		自殺対策	行政	5	維持
(3) 福祉サービスの提供と連携、質の向上	①各種福祉サービスの提供	各種福祉サービスの提供	行政	5	維持
		制度の狭間の課題に対する支援	行政 社協	4	維持
	②住民と連携した地域の生活課題を解決するサービスへの取り組み	地域組織団体の活動支援	社協 住民	4	維持
		生活支援・介護予防サービス協議体	行政 社協 住民	3	拡充
	③福祉サービスの質の向上	福祉サービス評価の促進	行政 社協	5	維持

基本目標4 人権が尊重されるまちづくり					
基本施策	取り組み	事業項目	取組主体	達成度	方向性
(1) だれもが暮らしやすいまちづくり	①福祉的配慮のある施設整備	拠点づくりへの助成	行政	5	維持
		安全・安心な環境づくり	行政 社協 住民	4	維持
	②ユニバーサルデザインの推進	ユニバーサルデザインの普及・啓発活動の推	行政 社協	4	維持
	③相談窓口の体制整備	身近な相談体制の確立	行政 社協	5	維持
(2) 人権の尊重と権利擁護	①人権に関する教育・啓発の推進	人権教育推進体制の充実	行政	4	維持
		家庭や地域における人権学習と啓発	行政 社協 住民	5	維持
	②虐待防止と対応	要保護児童対策地域協議会の開催	行政	4	維持
		虐待防止に関する啓発やネットワークづくり	行政 社協 住民	5	維持
		虐待への迅速な対応	行政 社協 住民	4	維持
		DV 防止対策の推進	行政	5	維持
	③障がい等についての正しい理解の促進	障がいに対する理解の啓発活動	行政 社協	4	維持
	④認知症の正しい理解の促進	認知症の正しい理解促進のための広報活動	行政 社協 住民	4	拡充
	⑤権利擁護の充実及び普及・啓発	日常生活自立支援事業の推進	社協	4	維持
		日常生活自立支援事業の啓発と利用促進	行政 社協	4	維持
		苦情相談・解決の対応(1) (苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員を設置して、適切な福祉サービスの提供に努める)	行政	4	維持
		苦情相談・解決の対応(2) (苦情相談窓口や第三者委員などの苦情解決制度の周知を図り、苦情があった場合は、適切かつ速やかに対応する)	社協	3	維持
		成年後見制度の普及・啓発	行政 社協	3	拡充
		法人後見の検討	社協	3	維持
市民後見人の育成		行政 住民	3	維持	
(3) 防災・防犯対策の充実	①避難行動要支援者及び要援護者への支援体制づくり	避難行動要支援者の支援体制整備	行政 住民	3	拡充
		支援を必要とする人の把握	行政 社協 住民	3	拡充
	②防災訓練	防災への取り組み促進	行政	4	維持

基本目標4 人権が尊重されるまちづくり						
基本施策	取り組み	事業項目	取組主体	達成度	方向性	
(3)防災・防犯対策の充実	③防災・減災活動とネットワークづくり	防災・減災対策の強化	行政 社協	5	維持	
	④災害時のコミュニケーションとつながりづくり	防災・防犯に向けてのつながりづくり	行政 社協 住民	5	維持	
	⑤災害時における支援体制の整備	災害ボランティアセンター設置運営	社協 行政	5	維持	
	⑥防犯力の向上、消費者被害対策		地域での防犯活動の推進	行政 住民	5	維持
			高齢者や障がい者などの消費者被害防止対策	行政 社協	4	拡充



6.用語説明

ア行

●ICT (P77)

Infomation & Communication Technology (情報通信技術) の略で、コンピュータやインターネットなどの情報通信技術のこと。

●アウトリーチ (P59)

生活上の問題や課題を抱えており支援が必要な状態であるにもかかわらず、本人からの要請がない場合でも支援者が積極的に働きかけること。

●NPO (P58)

Non Profit Organization (非営利組織) の略称で、ボランティア活動や営利を目的としない福祉、平和、文化等の公益活動や住民活動を行う組織や団体をいう。そのうち特定非営利活動促進法に基づく認証を受けた法人を「特定非営利活動法人 (NPO 法人)」という。

●いきいきサロン (P41)

社会福祉協議会の小地域ネットワーク活動を支える地区福祉活動の1つ。地域住民が住み慣れた地域で元気に暮らせるように、気軽に出かけていけるなかまづくりの場。とじこもりがちな人々などに声をかけ、みんなで集まり、楽しく、気軽に過ごせる居場所を地域の中につくり、地域住民が企画し、運営させる活動。

●SNS (ソーシャルネットワーキングサービス) (P27)

Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の略で、人と人のつながりを支援するインターネット上のサービスのこと。

●SDGs (エスディーゼイズ) (P11)

Sustainable Development Goals (サステナブル・デベロップメント・ゴールズ) の略で、持続可能な開発目標のこと。2001年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っています。

●OJT (オージェイティー) (P93)

実際の仕事を通じて、上司や先輩から指導を受け、知識や技術を身につけること。

力行

●介護保険事業（P88）

介護や機能訓練、看護、療養上の管理などを必要とする高齢者について、尊厳を保ち、その能力に応じて自立した日常生活を送れるように、必要な保健医療サービスおよび福祉サービスに係る負担を社会全体で支える介護保険制度による事業。

●くまとりタピオ元気体操ひろめ隊（P70）

熊取町民の健康及び体力向上を図るため、出前講座として各地域に出かけ、町の体操「くまとりタピオ元気体操」の普及活動や健康の話、レクリエーションなどを実施。町の介護予防事業にもボランティアとして協力している。

●熊取町医療介護ネットワーク連絡会（ひまわりネット）（P70）

平成24年度に発足。熊取町内の医療機関の医師や薬剤師、介護事業所のケアマネージャーなどの他職種で構成しており、医療介護の連携を図るためのマニュアル作成や各種研修会を開催している。

●熊取町食生活改善推進協議会（P70）

食生活を中心とした、赤ちゃんから高齢者までの健康づくりをすすめているボランティアグループ。老若男女を対象とした教室の開催や町事業への参加・協力を行っている。

●熊取ゆうゆう大学（P63）

町内を1つの大学と見たて、さまざまな学びの機会を結びつけることにより、充実した学習の場を提供する熊取町の生涯学習のプログラム。受講者の年代や学びたいとする内容に応じて、3つの楽部（がくぶ）を設け、それぞれ講座の提供などを行っている。

●苦情解決（P95）

事業者等が提供する福祉サービスについて、利用者からの苦情の適切な解決を図るため、受付の窓口や第三者委員会などを設置して対応を行う取り組み。

●ゲートキーパー（P65）

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人。

●健康くまとり探検隊（P70）

毎月、住民が自由に参加できる公開ウォーキングを実施。各地区福祉委員会主催のウォークラリーへの協力や特定健診時や地域の長生会で体力チェックも行っている。

●権利擁護（P59）

認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人など判断能力が不十分な人に対

して、代理人が権利の主張や自己決定をサポートすることにより、その人の権利を守る仕組み。

●校区福祉委員会 (P9) /地区福祉委員会 (P28)

住みよい福祉のまちづくりを進めることを目的とし、そこに住むすべての住民が安心して暮らすことのできるまちづくりを、住民が主体となって知恵と力を出し合っ、地域総ぐるみで推進する推進役のこと。

・校区福祉委員会

本町の場合、各小学校区内の各地区福祉委員会で構成され、福祉委員会活動を進めている。主な活動は、ふれあいのつどいやまち歩き、高齢者訪問事業など校区単位で事業を実施している。

・地区福祉委員会

本町の場合、自治会単位で組織され、福祉委員会活動を進めている。主な活動は、見守り活動やいきいきサロン、子育てサロンなど地域に密着した事業を実施している。

●合計特殊出生率 (P19)

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

●コミュニティソーシャルワーカー (CSW) (P20)

地域において、支援を要する人たちへの多様な支援を行うとともに、新たなサービスの開発や公的制度との連携の調整等を行う専門的知識を有する人。大阪府が主唱し、府内の各市町村が各所に配置している。

サ行

●災害ボランティアセンター (P99)

災害ボランティアの活動を円滑に進めるために被災地に設置される拠点。被災した地域の社会福祉協議会やボランティア活動に関わっている関係団体などと一緒に業務を行うことが一般的である。平常時から存在し、防災訓練や防災の啓蒙活動を行っている場合もある。

●再犯の防止等の推進に関する法律 (P2)

平成28年12月に公布、施行された法律。再犯の防止等に関する基本理念、国や地方公共団体の責務、再犯防止啓発月間、再犯防止推進計画や地方再犯防止推進計画などの規定がある。

●社会福祉協議会 (P2)

社会福祉法第109条に基づき設置されている団体であり、①地域における住民組織と公私

の社会福祉事業関係者等により構成され、②住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、だれもが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現をめざし、③住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施を行う、公共性と自主性を有する民間組織。

●社会福祉法（P1）

それまでの社会福祉事業法から、社会福祉基礎構造改革において大幅な改正が行われ、平成12年、社会福祉法として施行された法律。福祉サービスの利用者の利益の保護、地域における社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るための規定等がある。

●小地域ネットワーク活動（P37）

地区福祉委員会を基盤に小学校区等の小地域を単位として、様々な福祉課題を抱えた住民一人ひとりを対象に地区福祉委員会役員、ボランティア、地域住民が中心となって助け合いのネットワークづくりを進める活動。

●シルバー人材センター（P70）

企業や家庭、公共団体等から様々な仕事を引き受けて、地域の経験豊かな高齢者に仕事を提供する団体。働くことを通じて高齢者の生きがいや健康づくりを図り、活力ある地域社会づくりに貢献することを目的としている。

●自主防災組織（P99）

自然災害から地域を守るための住民による任意組織。災害対策基本法に規定されている。自治会組織単位でつくられることが多い。避難訓練や防災研修などの活動を行う。

●重層的支援体制整備事業（P1）

既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、すべての地域住民を対象とした包括的な支援体制を構築するための事業。令和3年4月の社会福祉法の改正で第106条の4として規定された。属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める「包括的相談支援事業」、世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する「地域づくり事業」、市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する「多機関協働事業」などがある。

●生活困窮者自立支援制度（P85）

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の処置を講ずることを目的としている。福祉事務所を設置しない本町においては、住民に最も身近な行政窓口として相談に応じ、自立相談支援事業に適切につないでいく。

●成年後見制度／市民後見人／法人後見人／専門職後見人（P2）

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な方が財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、本人を保護し権利が守られるよう支援する「成年後見制度」において、法的に権限を与えられて、その保護・支援を行うものを「成年後見人」という。成年後見人は、一般市民が担う「市民後見人」、NPOや事業所などの法人による「法人後見人」、弁護士や社会福祉士などの専門職による「専門職後見人」がある。

●相談支援事業所（P28）

障がい者や家族の地域生活に関する相談に応じて、保健・福祉などのサービスが総合的に受けられるよう援助する事業所。

●ソーシャル・インクルージョン（P5）

ソーシャル・インクルージョンとは、全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うこと。「社会的包容力」「社会的包摂」と訳される。

一方、ソーシャル・エクスクルージョン（社会的排除）とは、福祉制度や労働市場等、社会のさまざまな領域で、その構成員としての地位や資格を喪失することで、ソーシャル・インクルージョンの対義語として使われる。

夕行

●地域共生社会（P1）

制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

●地域貢献委員会（P9）

地域貢献委員会とは、熊取町社会福祉施設等地域貢献委員会。社会福祉法人及び医療法人の関係者で構成し、様々な地域福祉課題に協働して取り組み、地域福祉の向上に寄与することを目的とした熊取町社会福祉協議会が独自に組織している委員会。

●地域コミュニティ（P5）

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその人々の集団。基本的には地域社会ないし共同社会の2つの概念を有するもの。

●地域組織化（P74）

社会福祉サービスを必要とする個人とその世帯が地域社会で生活していくため、住民の福

社への参加や協力、意識と態度の変容を図り、福祉コミュニティづくりを進めるもの。社会福祉サービスを必要とする個人とその世帯を中心に、地域住民の参加によって組織される。

●地域福祉（P2）

生活上の様々な課題を、自分たちが住んでいる地域という場所を中心に考え、住民、地域の各種団体、ボランティア、福祉サービス事業者、行政などが連携し、だれもが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるまちづくりを進めていこうとする取り組み。

●地域ケア会議（P83）

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。多職種の協働による個別ケース（困難事例など）の支援を通じた、地域支援ネットワークの構築、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、地域課題の把握などを行う。

●地域包括ケアシステム（P83）

高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される社会のシステムのこと。

●地域包括支援センター（P53）

地域住民の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業などを地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関。

ナ行

●日常生活自立支援事業（P59）

認知症高齢者や知的障がいのある方、精神障がいのある方など判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用手続き援助や日常的な金銭管理などを行う事業。

●認知症ケアパス（P94）

認知症を発症したときからその進行状況や症状にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのかを標準的に示すもの。

●認知症サポーター養成講座（P94）

認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を暖かく見守る応援者を養成する講座。

●ノーマライゼーション (P5)

高齢者や障がいのある人など社会的に不利を受けやすい人々が、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えることが社会の本来のあるべき姿であるという考え方。

八行**●バリアフリー (P90)**

利用しやすく、移動しやすくするために、妨げとなるものを取り除くこと。道路、建物、交通手段等物理的なものだけでなく、社会的障壁をなくし、全ての人が自由に社会活動に参加できる社会をめざすこと。

●パブリックコメント (P10)

行政が計画などを策定する場合に、案の段階で公表して、住民などから意見をいただき、提出された意見を考慮した上で、最終的な意志決定を行う手続きのこと。

●避難行動要支援者 (P59)

高齢者、障がいのある方、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人。

●ファミリーサポートセンター (P87)

地域において育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。

●福祉教育協力校 (P9)

町内の小・中学校の申請に基づいて社会福祉協議会が指定。学校及び地域の実状に合わせ、社会福祉施設との交流、地域における高齢者や障がい者との交流、その他体験学習などを推進し、児童・生徒の福祉意識の醸成を図ることを目的としている。

●フレイル (P73)

海外の老年医学分野で使用されている「Frailty (フレイルティ)」に対する日本語訳で、「虚弱」や「老衰」、「脆弱」などに訳される。加齢とともに筋力や心身の活力が低下し、介護が必要となる危険が高い状態であるが、運動習慣や食生活など生活習慣を見直すことで、回復することが可能な状態のこと。

マ行**●民生委員児童委員 (P9)**

民生委員法に基づき厚生労働大臣に委嘱され、地域住民に対する見守りや生活課題に関する様々な相談などを行政や関係団体と協力しながら支援を行う人。なお、民生委員は児童福

祉法第 16 条第 2 項の規定により、児童委員も兼ねており、特に主任児童委員は児童福祉に関することを専門に担当している。

ヤ行

●ユニバーサルデザイン (P59)

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）。

ワ行

●ワークショップ (P10)

参加者が主体的に話を進めていく中で、相互に意見を取り入れながら問題意識を高め合い、問題の明確化、解決策の提示等を具体化しようとする手法。



7.計画の策定経過

日 時	内 容
令和5年 7月24日	○第1回地域福祉計画策定委員会、地域福祉活動計画策定委員会 ・委員長の選出 ・熊取町第4次地域福祉計画および熊取町第4次地域福祉活動計画の令和4年度における進捗状況の検証等について ・熊取町第5次地域福祉計画、熊取町第5次地域福祉活動計画の策定について（案） ・地域福祉計画に関するアンケート調査（案）について ・地域貢献に関するヒアリングシート（案）について ・福祉協力校連絡会 熊取町第5次地域福祉活動計画に係る福祉教育に関する小・中学校アンケート（案）について
8月28日 ～9月13日	○地域福祉に関するアンケート調査
8月28日 ～9月13日	○福祉教育に関する小・中学校アンケート調査
8月25日 ～9月15日	○地域貢献委員会に関するヒアリングシート調査
8月10日	○計画策定にかかるワークショップ（中央・西小学校区）
8月22日	○計画策定にかかるワークショップ（北・東小学校区）
8月23日	○計画策定にかかるワークショップ （南小学校区・ボランティア連絡会）
11月9日	○第2回地域福祉計画策定委員会、地域福祉活動計画策定委員会 ・アンケート調査結果について （地域福祉に関するアンケート、地域貢献に関するヒアリング、福祉教育協力校アンケート、ワークショップ） ・熊取町第5次地域福祉計画・熊取町第5次地域福祉活動計画の骨子（案）について
12月26日	○第3回地域福祉計画策定委員会、地域福祉活動計画策定委員会 ・熊取町第5次地域福祉計画・熊取町第5次地域福祉活動計画の素案について
令和6年 1月5日～1月19日	○パブリックコメント制度に基づく意見募集
2月8日	○第4回地域福祉計画策定委員会、地域福祉活動計画策定委員会 ・パブリックコメント結果 ・熊取町第5次地域福祉計画・熊取町第5次地域福祉活動計画

○地域福祉計画策定委員会規則

平成25年3月29日 規則第18号
改正 平成27年3月31日 規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関条例(平成25年条例第1号)第2条の規定に基づき、地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、地域福祉が根づく福祉コミュニティを形成し、住み慣れた地域で生涯安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定に関する調査及び検討を行うこと。
- (2) 計画の進捗度の確認その他計画の円滑な推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、社会福祉に関する活動を行う団体から推薦された者、社会福祉を目的とする事業関係者(以下「委員」という。)をもって組織する。

2 委員は、25名以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定に係る業務の完了するときまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、議事その他の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(専門部会の設置)

第7条 委員長は、計画を専門的に検討するため、委員会に専門部会を設置することができる。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉施策主管課において行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り、その都度定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規則第10号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

熊取町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することを目的として、熊取町地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するため、地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、第1条の目的を推進するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関する調査及び検討を行う。
- (2) 計画の進捗度の確認やその他計画の円滑な推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、社会福祉に関する活動を行う団体から推薦された者、社会福祉を目的とする事業関係者、学識経験者、その他社協会長が適当と認める者（以下「委員」という。）をもって組織し、社会福祉協議会会長が委嘱する。

2 委員は、30名以内とする。

3 委員の任期は、計画の策定に係る業務の完了するときまでとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長をそれぞれ1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、議事その他の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会の設置)

第7条 委員長は、計画を専門的に検討するため、委員会に専門部会を設置することができる。

(守秘義務)

第8条 委員会に出席した者その他関係者は、委員会に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務局の設置)

第9条 計画策定の事務局は、社会福祉協議会事務局に置く。

(施行細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り、その都度定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月6日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

地域福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

	所属・役職名	氏 名
学識経験者	大阪体育大学名誉教授	◎安 場 敬 祐
	関西福祉科学大学 社会福祉学部准教授	家 高 将 明
住民代表	中央小学校区福祉委員会委員長	角 谷 邦 明
	東小学校区福祉委員会委員長	多 和 本 英 一
	西小学校区福祉委員会委員長	中 林 正 則
	南小学校区福祉委員会委員長	田 中 栄 一
	北小学校区福祉委員会委員長	江 川 文 治
関係行政機関の 代表	大阪府泉佐野保健所企画調整課長	大 西 聖 子
福祉関係団体の 代表	熊取町身体障害者福祉会会長	古 田 幸 和
	熊取町介護者（家族）の会会長	福 井 真 澄
	熊取町ボランティア連絡会会長	伊 庭 美 知 代
福祉関係者代表	熊取町社会福祉協議会会長	○前 田 美 穂 子
	熊取町民生委員児童委員協議会会長	明 松 博 美
	社会福祉法人永楽福祉会次長	竹 内 伸 樹
	障害者支援施設くまとり弥栄園園長	岩 田 俊 二
オブザーバ	大阪府岸和田子ども家庭センター 企画調整課長	浅 野 美 保

◎委員長 ○副委員長

地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

	所属・役職名	氏名
学識経験者	大阪体育大学名誉教授	◎安場敬祐
	関西福祉科学大学 社会福祉学部准教授	家高将明
住民代表	中央小学校区福祉委員会委員長	角谷邦明
	東小学校区福祉委員会委員長	多和本英一
	西小学校区福祉委員会委員長	中林正則
	南小学校区福祉委員会委員長	田中栄一
	北小学校区福祉委員会委員長	江川文治
関係行政機関の 代表	大阪府泉佐野保健所企画調整課長	大西聖子
福祉関係団体の 代表	熊取町身体障害者福祉会会長	古田幸和
	熊取町介護者（家族）の会会長	福井真澄
	熊取町ボランティア連絡会会長	○伊庭美知代
福祉関係者代表	熊取町社会福祉協議会会長	前田美穂子
	熊取町民生委員児童委員協議会会長	明松博美
	社会福祉法人永楽福祉会次長	竹内伸樹
	障害者支援施設くまとり弥栄園園長	岩田俊二

◎委員長 ○副委員長

くまとり包み支え合うまち計画2024

熊取町第5次地域福祉計画

熊取町第5次地域福祉活動計画

令和6年(2024年)3月

編集・発行

熊取町 健康福祉部 生活福祉課

〒590-0495 大阪府泉南郡熊取町野田1丁目1番1号

TEL 072-493-8039

社会福祉法人 熊取町社会福祉協議会

〒590-0451 大阪府泉南郡熊取町野田1丁目1番8号

熊取ふれあいセンター3階

TEL 072-452-6001

人も暮らしも、自然がいいね！



住むなら
熊取